

秋田県公文書館

研究紀要

第29号

講演録

地方自治体における資料保存政策の促進を図るために
— その視点と課題 —

..... 富 田 健 司 ... 1

論 文

内閣制下における秋田県の鉱業と地方自治（日中戦争以前）
— ISAD(G) を応用した文書群の構造分析より —

..... 柴 田 知 彰 ... 16

史料紹介

「昔あふきのおも影」

..... 畑 中 康 博

公文書館講座「記憶の護り人 養成教室」受講者 ... 39

「郡方吟味役勤中日記」（文政十二年）

..... 60

報 告

企画展におけるDX作戦について

..... 一 関 修 二 ... 94

令和4年度 活動報告

..... 100

令和5年3月

地方自治体における資料保存政策の促進を図るために

― その視点と課題 ―

神奈川県寒川文書館

富田 健司 氏

はじめに

ご紹介に預かりました神奈川県寒川文書館の富田健司です。よろしく願い申し上げます。本日は、基礎自治体において、どのような視点で資料保存、アーカイブズに関わる政策を進めていけばよいのか、全国的な自治体の状況も交えてお話します。時間の関係上、個別に深入り出来ない点もありますが、皆さんが自治体で施策化、事業化する際のヒントにしていただければ幸いです。

「はじめに」ということで、寒川町について簡単に紹介します。寒川町は、神奈川県の中央部にある面積一三・四二平方キロメートル、人口四八、五〇〇人ほどの自治体です。東京駅からJR東海道線に乗り、茅ヶ崎駅で相模線に乗り換えて一時間くらいで来られます。明治二十二年の町村制で十一村が合併し寒川村となり、昭

和十五年、町村を施行し現在に至ります。隣接する自治体には人口四十万人規模の藤沢市、サザンオールスターズで有名な茅ヶ崎市などがあり、過去には合併話もありましたが、現在、高座郡唯一の町ということで、その存在感を高め維持を図っています。

現在の役場組織は八部二十六課、議会、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会、教育委員会、学校は小中合わせて八校と県立高校が一枚あります。なかなか、これ！といった町の推しを申し上げることも難しいのですが、平安時代に創建され関東では初詣で有名な寒川神社、



令和四年はNHKの大河ドラマ『鎌倉殿の13人』の一人として登場した梶原景時の館跡があるということで、観光的にも盛り上がっています。産業上は農業も行われていますが、企業立地も多く比較的市街地化されています。

次に、寒川文書館ですが、寒川町では、昭和六十一年度から寒川町史編さん事業が始まり、平成二年から平成十五年までの間に資料編、通史編、ダイジェスト版や図録などの「本編」と呼ばれるものの刊行が行われましたが、当初から、編集委員や編さん審議会の先生方の間で、編さん後の資料活用について検討すべきとの議論がありました。その後を見据えるべきということで、各地の公文書館や博物館といった資料保存利用機関を視察し、

平成十一年には編さん審議会が「町史編さん資料の保存・活用に関する要望書」を町に提示するなど、精力的に動かれたことがあります。そのような下地もあり、編さんの大凡の目途がついたところで、町の総合計画にも



「文書館建設」が盛り込まれました。そして、平成十六年十一月から別に計画が進んでいた図書館整備と連携するかたちで施設建設が始まり、平成十八年十一月に開館、今年で十六年目を迎えます。

文書館の所属は総務課で現在五人の職員（館長は総務課長兼任）でこぢんまりと業務を行っています。建物は地上四階建、一階から三階が図書館のフロア、四階が文書館のフロアです。町史編さんで収集した古文書、刊行物、写真、地図などの利用提供、公文書は保存期間が満了したものを原物を見ながら選別収集しています。また、図書館で行われることの多い地域資料や町の歴史に関する問合せは、町史編さん時代から町の歴史を中心とする地域情報を蓄積してきた経緯もあり、全て文書館が対応することで図書館と役割分担をしています。業務の中では、特に、町の地域情報や歴史的な問合せ、レファレンス対応を重視し、役場の各課職員、時には町長から直接問合せや依頼があり、組織への業務支援といってよいと思いますが、この点も重視した情報提供を行っています。課題も多くありますが、「寒川のことを調べるなら、文書館へ」をモットーに業務を行っています。

一 アーカイブズについて

まず、「アーカイブズ」とは何かということです。『アーカイブ事典』によると、「個人または組織がその活動の中で作成または収受

し蓄積した記録のうち、組織運営上、研究上、その他さまざまな利用価値のゆえに永続的に保存されるもの」¹とあります。永続的価値を持つて残すものをアーカイブズといい、また、それを保存し利用に供する機関のことも意味します。国内では、公文書館、文書館、記録資料館、熊本県の天草市や大仙市のように、翻訳せずにそのまま「アーカイブズ」と使用する例もありますが、一番スタンダードなのは「公文書館」ではないかと思います。

公文書館が対象とするものは大きく二つあります。一つは「組織記録」。組織が、いつ、どのような意思決定を行ったのか、適切に組織運営が営まれているのか、その独自性、自治体の色というか、地域性、個性を残すための証拠、証明となるものです。

もう一つは「民間所在資料」です。こちらは組織の周縁、外にあるものです。身近な例でいえば、旧家に残る古文書、自治会などの地域のコミュニティのなかで守り継がれた文書記録、町の観光協会や商工会といった地域の民間団体で発生した記録です。本来ならば、個人は個人の家、各団体は団体でアーカイブズとして適切に残していくべきものですが、なかなか難しい。そうなってくると、自治体が公的な視点、地域の記録を残す視点から、フォローしていく必要があります。最終的には組織内と組織外、バランスよく資源を残し活用していこうとするのが、アーカイブズとして基本的な枠組み、考え方です。

二 公文書管理法について

次に、組織記録を考えるにあたって重要となる公文書管理法の基本的事項を確認します。公文書管理法制定の背景には、皆さんの記憶にあるかと思われます平成十年代の終わりに発生した社保庁の年金記録の散逸、厚労省のC型肝炎関係記録の放置などの問題がありました。国の公文書管理問題を解決する糸口として、それまで霞ヶ関の各省庁別だった公文書管理を一元化し、文書の作成から歴史的に重要な公文書の保存利用も含めた公文書管理のシステムを担保するために法が制定されました。法のあり方が集約されている第一条の条文を掲げておきます。

「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」

すなわち、公文書は国民が主体的に利用し、民主主義を支える知的資源であり、行政文書の適正な管理と歴史公文書の保存利用を行

うことで、行政の効率化と今と将来の国民への説明責任を果たすために公文書管理があるということが示されています。それまで、組織の内々の論理で扱ってそれで可とされたものが、国民のための公共用物として適切に扱わなければならない。しかも、「現在」がよければそれで済むということではなく、「将来」に渡って利用できないことを保証しなければならないということです。そして、国及び独立行政法人等は、「地方自治体」、また国民とあるのは「県民、市民、町民、村民」に置き換えて考えられる。そのため、法の趣旨を全うしなさいということで、第三十四条に地方自治体に対する法の努力義務規定が置かれています。

法のポイントについて五点ほどあります。国の場合ということ、少し見ておきます。

一点目は、「統一的な文書の管理ルールを法令で規定」。行政機関等における現用文書の管理と国立公文書館等における非現用文書の管理について同一の法律で規定し、具体的基準は公文書管理委員会で調査審議の上、政令及びガイドラインで規定されています。

二点目は、「移管の制度の改善」。これまで十分でなかった特定歴史公文書になる処理について、保存期間満了前の段階からその措置を行うということ、早い段階で最終的に移管する文書を選ぶことになりました。

三点目は、「文書管理をチェックする仕組み」。国では、毎年度、各省庁から総理大臣にあてて、文書の管理状況、散逸した文書がな

いか、誤廃棄したものがないか、今年は何件の文書を移管対象としたか、などの管理実態を報告させる義務を課しました。

四点目は、「外部有識者・専門家の知見を活用」。公文書管理委員会の設置、外部有識者を招いて、第三者的視点から管理実態の内容が適切か、運用に問題はないか、などのチェックやアドバイスをやるようにしました。この三、四点目は公文書管理の可視化に寄与する部分といえます。

五点目は、「特定歴史公文書等の利用促進」。現用文書が情報公開請求に基づき開示されるのと足並みを合わせるということで、移管後の特定歴史公文書についても、利用請求権を規定しました。このことでこれまで無かった不服申し立ての措置も整備されました。

そして、これらのポイントは、当然地方自治体にも該当するものであり、次のように言い換えることができます。

・現用文書（行政文書・法人文書に相当する文書）のみならず非現用文書（特定歴史公文書等に相当する文書）の管理についても定めていること。

・国立公文書館等に相当する組織を設け、特定歴史公文書等に相当する文書の保存・利用について定めていること。

・歴史公文書等の利用関係を、情報提供ではなく権利・義務の関係として定めること。

・公文書管理委員会に相当する組織を設け、その専門的知見・第三者性を生かすこと。

・地方独立行政法人等に対しても、文書管理に関する義務を課すものであること。

組織記録と公文書管理法との関わりで言えば、これらの要件を満たすことが法第三十四条に則った地方自治体の対応といつてよいでしょう。次にこの要件に沿いながら地方自治体における公文書管理法制上の政策としての「公文書管理条例」について概況します。

三 公文書管理条例の特徴的傾向

令和四年十一月時点で、公文書管理条例を制定している地方自治体は、五十二団体。現在、全国の自治体数は都道府県・市区町村合わせて一、七八八団体ですが、全体の三パーセントに過ぎず、条例制定は低調と言わざるを得ません。文書管理と情報公開は車の両輪とよく表現されますが、情報公開制度は、昭和五十七年に山形県金山町から始まり、平成十一年、国が情報公開法制を整備したことによつて条例化が急速に進みました。情報公開法施行一年後の平成十四年には条例化率八割を超えていますので、公文書管理条例とは雲泥の差です。「地方自治体公文書管理条例一覧」参照。

まず、条例の基本的枠組みですが、文書の作成・收受から保存期間満了までの現用文書の管理及び非現用文書の利用まで一貫通貫で規定しているパターンと、現用と非現用文書の管理までを規定するパターン、現用文書管理のみに限定しているパターンに分けること

ができます。多くは法律準拠型といつてよいかと思います。宇土市、ニセコ町、大阪市のように公文書管理法制定以前に条例化を進めた自治体もありますが、三団体以外は全て公文書管理法制定後の条例化です。地方議会からのプレッシャー、文書の誤廃棄、散逸といった不祥事や首長のトップダウンを契機に条例化を進めた自治体もあります。法の努力義務規定を意識し、文書管理改善への主体的意識を持ちながら進めた結果が各自治体の実態を踏まえた条例化に繋がったと考えられます。

次に国立公文書館等に相当する施設（以下「地方公文書館」）の有無についてです。地方公文書館の具体的動向は後述しますが、都道府県及び政令市の場合、公文書管理条例とセットで施設整備が進むというよりも、先に公文書館が整備されていることの方が多いです。市区町村の場合、三豊市、藤沢市、天草市、尼崎市が施設先行型、小布施町、高松市、金沢市が公文書管理条例とのセットで公文書館が整備されています。その他の自治体は、庁舎内の書庫スペースを現用文書の管理と区分して、特定歴史公文書等を収蔵保存するパターンで、施設的な充実という点では課題が大きいといえます。

三点目に非現用文書の利用請求権ですが、この部分も公文書館という施設との対照関係で認識でき、施設整備が難しいと判断され、非現用文書の利用について（とりあえずは）規定しないといった自治体が少なくないようです。

さて、四点目は公文書管理委員会に相当する組織（以下、「公文書管理委員会」）の設置です。組織内論理のみで運用されブラックボックス化していた部分に外部の眼が入る。公文書管理の可視化といった点からも、この部分はとても重要です。公文書管理委員会が担うべき役割は大きく二つあり、一つは特定歴史公文書の利用請求に際して不服申し立てが行われた場合の審議。もう一つは、公文書管理条例に基づき策定される規則や基準などの規定整備や日常的な公文書管理の課題に対する助言、支援です。自治体規模によって公文書管理委員会の設置方法は異なりますが、独立委員会として設置している場合と情報公開や個人情報保護を審議する委員会に併置または包摂させて設置している場合に分かれます。公文書管理条例を機能させるという意味で公文書管理委員会は不可欠ですが、課題もあります。適性をもった有識者のなり手が全国的に不足していることです。法学的にニッチな分野である公文書管理法に関心を寄せる行政法学者やアーカイブズ学の研究者は極めて少なく、特定の有識者が複数自治体の委員を掛け持ちしているのが実態です。これから条例化を目指す自治体にあつては、益々人材確保の困難が予想されます。秋田県の場合ですと、幸いにも県の公文書館や大仙市アーカイブズには公文書管理の知見を有した専門職員がおられますので、そういった近隣機関の方々に委員を依頼するなどして、需要を補うことも考えられるのではないのでしょうか。

最後に、外郭団体等への条例の適用ですが、相当の税金が投入されている以上、本庁並の文書管理を要求することは必要です。特に指定管理者で公的施設を運用している場合、日常的な指定管理者への運営チェックの中で、文書管理について厳しく指導しておかないと、直営に戻すなどといった場合、自治体側に業務ノウハウが残されないといった事態も起きかねないので注意すべきでしょう。

以上、概括してきましたが、圧倒的多数の自治体が未制定という現状をどのように考えるべきでしょうか。公文書管理は国と地方自治体では全く異なります。また、自治体間で同様の管理を行っていることはなく、自治体の数だけその方法があり、現に行っている管理の実態を踏まえた上で条例の内容を検討しなければ、実行力の乏しいものとなります。実態に基づく規定の作成の煩雑さ、制定後の研修など全庁的運用に関わるものであり、その定着に相当の時間が掛かること。また、組織及び個々の職員の文書管理に対する関心の低さも大きな要因です。内規で十分に運用できている、安易に可視化させたくないといった意識は組織の中に根強くあります。そして、公文書の誤廃棄や紛失など何らかの問題が公にならない限り、組織的に公文書管理が見直される機会は少ないのが現状です。問題が表面化した時をチャンスと捉え、情報の危機管理対策、業務の可視化を促す観点から果敢に改善していく姿勢が必要です。組織の規模によりますが、公文書管理の業務に割けられる資源（人員、予算、研修時間の確保、施設）は極めて限られています。条例化に伴

う業務量増加を懸念し制定に後ろ向きな自治体が大多数であるといえます。

四 地方公文書館の整備状況

次に、地方自治体が公文書管理法の趣旨を踏まえた場合、国立公文書館等相当施設の整備が課題となりますが、その状況について述べたいと思います。「地方公文書館一覧」参照。

この「地方公文書館一覧」は国立公文書館の「関連リンク」に基づき作成したものです。関連リンク上の設置数は八十六団体（都道府県…四二、政令市…一〇、市…二七、区…一、町…六）。なお、福岡県は福岡県共同公文書館として、県と市町村が共同で公文書館を整備し、福岡県自治振興組合が市町村公文書館の運営を担っています。したがって、福岡県については、全市町村に公文書館が整備されていると解釈することができ、そうすると政令市の福岡市、北九州市と太宰府市を除く福岡県の全市町村（五十七団体）が追加されることになるので、設置数としてはやや増えます。都道府県は、岩手県、山梨県、愛媛県、熊本県、鹿児島県の五県を除いて規模の大小はありますが、概ね整備されている状況です。政令市の設置率は五割を超えましたが、やはり市区町村の設置率は低調です。全団体のうち、一割が規則・規程・要綱といった内規を根拠とする設置、九割が条例によるもので、地方自治法、公文書館法などを根拠

法として設置されています。所管は、首長部局所管が全体の75%、残り25%が教育委員会の所管として運営されています。教育委員会所管になってきた経緯には、図書館、博物館と行った類縁機関との複合によって設置されてきたことが挙げられるでしょうが、組織記録を主体として担うといった観点からみれば、所管は首長部局になるのが適切といえます。

次に施設について。従来から、公文書館の整備には「館（やかた）」を新設しなければならないのでは？といった考え方が強く、それが整備に消極的となる理由であったと思われます。しかし、既存の公文書館をみると、新設と非新設の割合は五分五分で、決して「新設」ありきではないのです。特に市区町村の七割は市町村合併で空いてしまった行政庁舎などの活用による整備です。行政庁舎のフロアの一部または全てをリノベーションしての整備が更に指向されてよいかと考えています。

一方、独立した建物として整備されている「単独」館、秋田県立図書館との合築である秋田県公文書館をご想像いただきたいのですが、複数の独立した機関が建築的に同一建物を共用している「施設系複合」館、栃木県の芳賀町総合情報館や群馬県の中条町歴史と民俗の博物館がこの事例に該当しますが、一つの建物が複数の機能によって構成されている「機能系複合」館の三つの視点から見た場合、単独館42%、施設系複合館44%、機能系複合館14%で、単独館よりも複合館が多い傾向にあります。図書館や博物館は単独かつ

新設というパターンが圧倒的に多いのですが、公文書館の場合、自治体の財政的課題や公文書館そのものの社会的認知度、あるいは類似の情報資源を扱うといった観点から親和性のある図書館や博物館との連携などを背景に複合施設として整備するといったこともあります。地方公文書館が整備される契機には、寒川町のように自治体史編さん事業収集資料の保存と活用を企図した場合、自治体情報公開政策の一環、平成の市町村合併による合併公文書の保存活用、そして公文書管理条例制定が挙げられます。

五 一歩でも進めるための政策上の視点

「組織記録に対する措置」

組織記録については、公文書管理法制に則ったかたちで進めること、すなわち、これまでみてきたような「公文書管理の条例化」が今後さらにデフォルトになると思われます。たとえば、政策立案的には、茅ヶ崎市は、茅ヶ崎市自治基本条例のなかで、市政運営の前提として市民との情報共有と説明責任を掲げ、その源となる情報の適正管理を行う旨を規定していますが、この規定から公文書管理を政策化、条例策定を進めて現在運用しています。また、公文書管理法制定以前の事例ですが、ニセコ町でも、ニセコ町まちづくり基本条例のなかで町づくりに関する情報の適正収集とそれを提供する環境の整備（整理と保存）について規定し、文書管理の具体的改善策

としてのファイリングシステム導入と文書管理条例の制定を行っています。このように自治体の大きな政策体系のなかで、条例化のきっかけ、動機付けを探すことも必要です。

また、平成の市町村合併から十年以上が経過しましたが、合併により庁舎機能が統合されるなかで、旧自治体の文書が様々な場所に放置されているといったことはないでしょうか。自治体合併後に公文書館を設置した自治体では、公文書館によって、職員の適切な文書の業務利用が進んでいるとも聞いています。現行の業務を円滑に進めるにあたり旧自治体文書の保存のあり方は適切なのか、探している文書を直ぐに見つけることができるか、保存場所を集約した方がよいのではないかなど、改めて実態を見直すなかで、条例や施設整備の必要性に繋がられるようなヒントはないか、探して欲しいと思います。

「民間所在資料に対する措置」

国が法律に基づき市区町村に策定を要請している計画、いわゆる「法定計画」は、方針や構想といった類のものを含めると、三百を越えるといわれており、義務化されているもの、努力義務のものなど、法律により規定は様々です。この法定計画の策定が自治体の業務を圧迫しているといった批判があることも事実ですが、一方で、法に則り計画を作ること、その課題なり事業なりを可視化すること、に繋がるという点では、一つの手法だと思えますし、予算獲得の説明材料にも使えるのではないかと少し期待しています。

実は、直接的に民間所在資料に関わるものではありませんが、地域の文化財を一体的、トータルとして残し活用し地域活性化にもつなげるといった課題意識から、平成三十年に改正された文化財保護法で、「文化財保存活用地域計画」の策定が自治体に要請されるようになり、こちらも少しずつですが、自治体で策定されてきています。この法定計画は、文化財の活用、観光政策に偏り過ぎであるとか、動産よりも不動産に重点が置かれるなどの指摘もあるのですが、この計画で、地域に散在する個人や地区で残されてきた古文書などの所在確認、調査、保存措置、活用などを含めたフォローができればと考えられます。

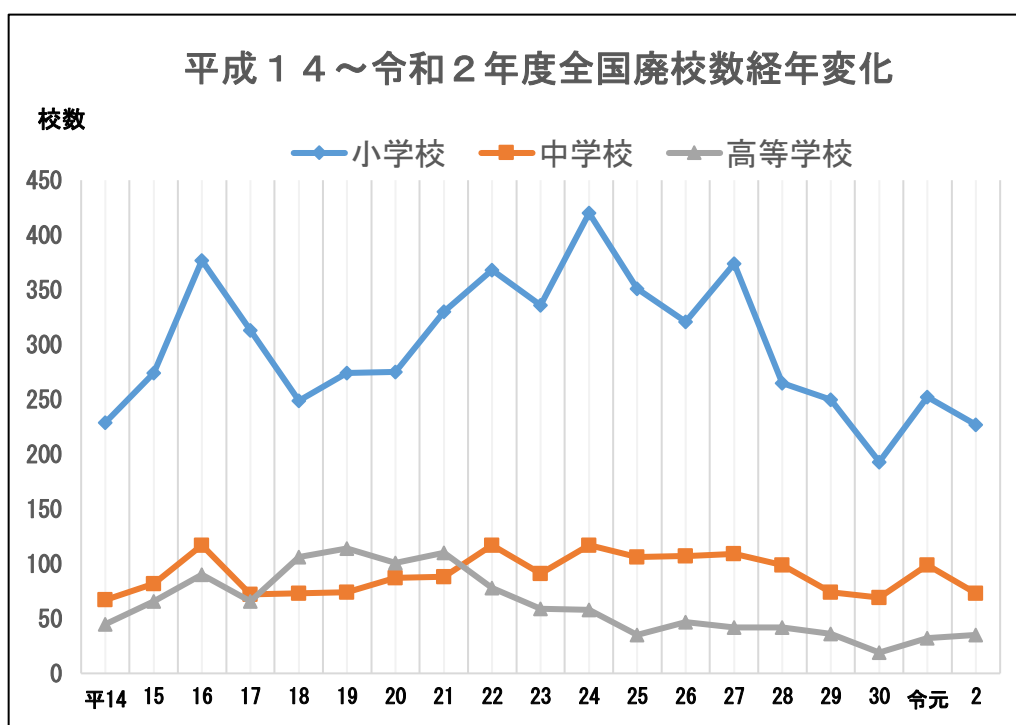
また、令和三年に改めて文化財保護法が改正され、文化財の登録制度ができました。文化庁は「地方登録制度」と呼んでいるようですが、学術的な評価の視点から「指定文化財」にはできないが、地域でフォローしておいたほうがよいのでは？と考えられる消滅、散逸危惧のある未指定文化財に、広く保護の網を掛けることが目的で制定されたものです。先ほどの地域計画とリンクさせたかたちで、所在調査を進め、地域に残る古文書群を登録して、どこに残っているのか？災害など何かあった場合の救済も見据えて、自治体として把握するといった点からこの登録文化財制度はこれから活用されるものと考えています。登録文化財制度については、これから各自自治体の文化財保護条例の改正が進むと予想されますので、民間

所在資料の収集、保存を政策的に考える場合の視点としてご検討いただければと思います。

「学校統廃合資料の保存」

三点目に、「学校統廃合」を挙げておきます。文部科学省の「令和三年度廃校施設等活用状況実態調査及び余裕教室活用状況実態調査の結果について」によれば、平成十四年度から令和二年度までの全国の公立小中高等学校の廃校数は、小学校五、六七八件、中学校一、七二一件、高等学校一、一八一件、合わせて八、五八〇件を数えます。ちなみに、秋田県は二三六件です。「学制」が定められて令和四年で百五十年になりますが、明治期以降、学校は児童、生徒だけではなく、地域住民も含め、その存在を確認する資料が、意図する、しないに関わらず最も直截に残り、蓄積されてきた場といえます。学校統廃合事業といえば、閉校イベントや残される学校施設の再活用に注目が集まりますが、そこで蓄積された資料の行方は見逃したくない課題です。

ここという「資料」、すなわち「学校資料」とは、「国民の教育を受ける権利を保障するため、人的（職員）・物的（施設・設備）要件等が整備され、意図的かつ計画的な目的の下に継続的に教育を行う組織が、組織経営及び組織の立地する周辺環境下で生活する人々（園児、児童、生徒、保護者、学区住民、教育委員会関係者等）と何らかの関係を形成する中で作成、製作あるいは収集されてきた資料の総体で、現に学校に所在するもの」で、具体的には、



文科省「令和3年度廃校施設等活用状況実態調査及び余裕教室活用状況実態調査の結果について」

学校沿革誌、学校日誌、学校経営要覧、校歌・校章・校旗の制定記録といった文書記録、周辺記念誌等の刊行物、卒業アルバム、教科書、学校備品、寄贈美術品、考古遺物、民具、古文書、生物標本や記念品、児童・生徒の作品、写真、映像記録と極めて多岐に渡ります。学校統廃合は、学校資料が地域の歴史を伝えるために残すべきものであることを可視化させてくれるよい機会です。全般的には、モノ資料が多く、博物館的視点、作業で捕捉することも十分可能なのですが、例えば、学校教育法施行規則第二十八条第二項で保存期間が五年間と規定されている学校日誌をはじめとする文書は、日常的な学校の文書管理をどのように制御するのか、といった視点を意識しないと残すべきものが残っていないといった状態に陥りやすい傾向にあります。学校管理主管部署か、文化財保護部署か、博物館、図書館、公文書館いずれの部局が主体になるかは自治体によって異なると思われますが、本庁舎同様に、文書管理規程上、保存期間満了後の学校文書の行方（移管か廃棄か）を定める中で、最終的な学校統廃合時に適切な措置を講じるべきと考えています。

おわりに

アーカイブズや、公文書管理法制に基づいた地方自治体における公文書管理条例及び地方公文書館の整備動向について概括し、政策として資料保存を進める際の幾つかの留意点をご紹介します。最

後に、その政策を策定し、実務を進めるにあたっては、やはり専門的知識と経験をもった専門職「アーキビスト」の存在が不可欠であることを強調しておきたいと思います。ただ残念ながら、現在の自治体行政下で、専門職を採用することが容易でないことも事実です。幸いに秋田県においては、秋田県公文書館があり、大仙市アーカイブズにも精力的に活動されているアーキビストがいらっしやいます

¹ 小川千代子他編『アーカイブ事典』、大阪大学出版会、二〇〇三年、十四頁。

² 内閣府ホームページ「公文書管理法の概要」、<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/gaiyou/gaiyou.html>（二〇一三年一月二三日参照）。

ので、不明なことがあればどんどんお訊ねになって、業務の構築を進められることを推奨します。そうすることで、また自らの現場においても、人材の必要性を認識される機会に恵まれるかもしれません。雑駁かつ拙い内容で恐縮ですが、以上で終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

³ 早川和宏「地方公共団体における公文書管理条例制定の状況と特色」中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編『地方公共団体における公文書管理制度の形成―現状と課題』、公職研、二〇一七年。

【地方自治体公文書管理条例一覧】

	団体名	名称	公布年月日	施行年月日	現用文書 の管理	非現用文書 の管理	国立公文書館等相当施設	非現用文書 の利用	第三者組織	外郭団体等 への適用
都道府県	島根県	島根県公文書等の管理に関する条例	H23. 3. 11	H23. 4. 1	○	○	島根県公文書センター	○	島根県情報公開審査会	○
	熊本県	熊本県行政文書等の管理に関する条例	H23. 3. 23	H24. 4. 1	○	○	無	○	熊本県行政文書等管理委員会	○
	鳥取県	鳥取県公文書等の管理に関する条例	H23. 10. 14	H24. 4. 1	○	○	鳥取県立公文書館	○	鳥取県情報公開審議会	○
	香川県	香川県公文書等の管理に関する条例	H25. 3. 22	H26. 4. 1	○	○	香川県立文書館	○	香川県情報公開審査会	○
	東京都	東京都公文書等の管理に関する条例	H29. 6. 14	H29. 7. 1	○	○	東京都公文書館	○	東京都公文書管理委員会	○
	愛媛県	愛媛県公文書の管理に関する条例	H30. 7. 20	H30. 10. 1	○	無	無	無		○
	山形県	山形県公文書等の管理に関する条例	H31. 3. 15	R2. 4. 1	○	○	山形県公文書センター	○	山形県公文書等管理委員会	○
	滋賀県	滋賀県公文書等の管理に関する条例	H31. 3. 22	R2. 4. 1	○	○	滋賀県立公文書館	○	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会	○
	高知県	高知県公文書等の管理に関する条例	R元. 7. 3	R2. 4. 1	○	○	高知県立公文書館	○	高知県公文書管理委員会	○
	兵庫県	公文書等の管理に関する条例	R元. 10. 7	R2. 4. 1	○	○	兵庫県公館県政資料館	無	公文書管理委員会	○
	新潟県	新潟県公文書の管理に関する条例	R元. 10. 18	R2. 4. 1	○	○	新潟県立文書館	○	新潟県情報公開審査会	○
	三重県	三重県公文書等管理条例	R元. 12. 23	R2. 4. 1	○	○	三重県総合博物館	○	三重県公文書等管理審査会	○
	長野県	長野県公文書等の管理に関する条例	R2. 3. 19	R4. 4. 1	○	○	長野県立歴史館	○	長野県公文書審議会	○
	群馬県	群馬県公文書等の管理に関する条例	R2. 3. 27	R3. 4. 1	○	○	群馬県立文書館	○	群馬県公文書等管理委員会	○
	岩手県	公文書の管理に関する条例	R4. 7. 19	R4. 10. 1	○	○	無	○	岩手県公文書管理委員会	○
政令市	大阪市	大阪市公文書管理条例	H18. 3. 31	H18. 4. 1	○	○	大阪市公文書館	○	大阪市公文書管理委員会	○
	札幌市	札幌市公文書管理条例	H24. 6. 13	H25. 4. 1	○	○	札幌市公文書館	○	札幌市公文書管理審議会	○
	相模原市	相模原市公文書管理条例	H25. 12. 24	H26. 4. 1	○	○	相模原市立公文書館	○	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会／相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会	○
	熊本市	熊本市公文書管理条例	R2. 12. 18	R3. 4. 1	○	○	無	○	熊本市公文書等管理委員会	○
市区町村	新潟市	新潟市公文書管理条例	R3. 3. 26	R3. 10. 1	○	○	新潟市文書館	○	新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会／新潟市公文書公開等審査会	○
	宇土市	宇土市文書管理条例	H13. 3. 23	H13. 4. 1	○	○	無	無		○
	ニセコ町	ニセコ町文書管理条例	H16. 12. 17	H16. 12. 17	○	○	無	無		無
	安芸高田市	安芸高田市公文書等の管理に関する条例	H23. 12. 22	H24. 4. 1	○	○	無	○	安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会	○
	志木市	志木市公文書管理条例	H24. 3. 22	H24. 4. 1	○	○	無	無		○
	草津市	草津市政情報の管理に関する条例	H24. 12. 27	H25. 3. 31	○	○	無	無	草津市情報公開・個人情報保護審議会	○
	秋田市	秋田市公文書管理条例	H24. 12. 27	H26. 4. 1	○	○	無	○	秋田市公文書管理委員会	○
	小布施町	小布施町公文書管理条例	H25. 3. 25	H25. 4. 1	○	○	小布施町文書館	○	小布施町公文書管理委員会	○
	高松市	高松市公文書等の管理に関する条例	H25. 3. 27	H26. 4. 1	○	○	高松市公文書館	○	高松市公文書等管理審議会	○
	三豊市	三豊市公文書等の管理に関する条例	H27. 3. 27	H27. 4. 1	○	○	三豊市文書館	○	三豊市公文書等管理委員会	○
	藤沢市	藤沢市公文書等の管理に関する条例	H28. 6. 24	H29. 4. 1	○	○	藤沢市文書館	無	△、公文書等管理委員会	○
	高根沢町	高根沢町公文書管理条例	H29. 12. 14	H30. 1. 1	○	○	無	○	高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会	無
	天草市	天草市行政文書管理条例	H30. 12. 21	H31. 4. 1	○	△	天草市立天草アーカイブズ	△	△、天草市立天草アーカイブズ運営審議会	無
	大槌町	大槌町公文書管理条例	H31. 3. 7	H31. 4. 1	○	無	無	無		無
	那須町	那須町公文書の管理に関する条例	H31. 3. 7	H31. 4. 1	○	○	無	無		無
	豊島区	豊島区公文書等の管理に関する条例	H31. 3. 25	R元. 10. 1	○	○	無	無	豊島区公文書等管理委員会	○
	渋川市	渋川市公文書等の管理に関する条例	R元. 12. 12	R3. 4. 1	○	○	無	○	渋川市公文書等管理審議会	○
	八王子市	八王子市公文書の管理に関する条例	R元. 12. 17	R2. 4. 1	○	○	無	△	無	○
	世田谷区	世田谷区公文書管理条例	R2. 3. 4	R2. 4. 1	○	○	無	○	世田谷区公文書管理委員会	○
	野洲市	野洲市公文書の管理に関する条例	R2. 3. 25	R2. 4. 1	○	無	無	無	野洲市公文書管理・情報公開審議会	○
	市川市	市川市公文書等の管理に関する条例	R2. 3. 25	R2. 7. 1	○	○	無	○	市川市公文書公開審査会	○
	鶴岡市	鶴岡市公文書等の管理に関する条例	R2. 3. 25	R3. 4. 1	○	○	無	無	鶴岡市公文書等管理委員会	無
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市公文書等管理条例	R2. 3. 26	R3. 4. 1	○	○	無	○	茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会／茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	○
	酒田市	酒田市公文書等の管理に関する条例	R3. 3. 18	R4. 4. 1	○	○	無	○	酒田市公文書等管理委員会／酒田市公文書・情報公開・個人情報保護審査会	無
	金沢市	金沢市公文書等の管理に関する条例	R3. 3. 22	R3. 4. 1	○	○	金沢市公文書館	○	金沢市公文書等管理委員会	○
	犬山市	犬山市公文書管理条例	R3. 3. 24	R3. 4. 1	○	○	無	無	犬山市公文書管理審議会	○
	丸亀市	丸亀市公文書等の管理に関する条例	R3. 3. 29	R3. 4. 1	○	○	無	○	丸亀市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会	○
	小平市	小平市公文書等の管理に関する条例	R3. 3. 31	R3. 10. 1	○	○	無	○	小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会	○
	甲賀市	甲賀市公文書等の管理に関する条例	R3. 7. 5	R4. 4. 1	○	○	無	○	甲賀市公文書等管理審議会	○
	鹿児島市	鹿児島市公文書管理条例	R3. 12. 17	R4. 4. 1	○	○	無	無	鹿児島市公文書管理委員会	無
	尼崎市	尼崎市公文書の管理等に関する条例	R4. 3. 9	R4. 4. 1	○	○	尼崎市立歴史博物館	○	尼崎市公文書管理委員会	○
	東神楽町	東神楽町公文書管理条例	R4. 3. 15	R4. 4. 1	○	○	無	無		○
	さぬき市	さぬき市公文書等の管理に関する条例	R4. 6. 23	R5. 4. 1	○	○	無	○	さぬき市公文書等管理委員会	○

本表では、地方自治体を都道府県・政令市・市区町村の別に分けた上で制定順に並べた。規定されている場合は「○」、規定されていない場合は「無」とした。本表の項目は、早川和宏氏が公文書管理法に則った地方自治体の公文書管理制度の基本的要件として提唱された事項（注）「①現用文書（行政文書・法人文書に相当する文書）のみならず、非現用文書（特定歴史公文書等に相当する文書）の管理についても定めていること。②国立公文書館等に相当する組織を設け、特定歴史公文書等に相当する文書の保存・利用について定めていること。③公文書管理委員会に相当する組織を設け、その専門的知見・第三者性を生かすこと。④地方公共団体が保有する歴史公文書等の利用関係を、情報提供ではなく権利・義務の関係として定めること。⑤地方公共団体自身はもとより、地方独立行政法人等に対しても、文書管理に関する義務を課すものであること。」の考え方を踏まえ作成した。なお、藤沢市公文書等管理委員会は条例ではなく組織内規に基づき運用されているので「△、組織名」を記した。天草市は、天草市立天草アーカイブズ条例で非現用文書の保存、利用、第三者組織の設置を規定しているため各欄を「△」とした。八王子市公文書管理条例では、非現用文書の利用を「利用の申し出」として規定しているため、非現用文書の利用の規定欄を「△」とした。（注）早川和宏 「地方公共団体における公文書管理条例制定の状況と特色」中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編『地方公共団体における公文書管理制度の形成 一現状と課題』（2017年、公職研）80p。

【地方公文書館一覧】

規模通番	施設名	開館年月日	根拠	所管	施設	建築類型	複合状況・隣接情報
1	北海道立文書館	S60. 7. 15	条例	首長	新	単独	道立図書館隣接
2	青森県公文書センター	H25. 12. 20	規則	首長	既	施設系複合	県庁舎
3	宮城県公文書館	H13. 4. 1	条例	首長	既	施設系複合	県図書館
4	秋田県公文書館	H5. 11. 2	条例	首長	新	施設系複合	県立図書館
5	山形県公文書センター	H27. 11. 9	条例	首長	既	施設系複合	生涯学習センター遊学館
6	福島県歴史資料館	S45. 7. 31	条例	首長	新	単独	福島県文化センター隣接
7	茨城県立歴史館	S48. 4. 1	条例	教育	新	機能系複合	博物館機能
8	栃木県立文書館	S61. 4. 1	条例	教育	新	施設系複合	県庁舎
9	群馬県立文書館	S57. 4. 1	条例	教育	新	単独	
10	埼玉県立文書館	S44. 4. 1	条例	教育	新	単独	
11	千葉県文書館	S63. 6. 15	条例	首長	新	単独	
12	東京都公文書館	S43. 10. 1	条例	首長	新	単独	都立多摩図書館隣接
13	神奈川県立公文書館	H5. 11. 1	条例	首長	新	単独	
14	新潟県立文書館	H4. 4. 1	条例	教育	新	施設系複合	県立図書館他
15	富山県公文書館	S62. 4. 1	条例	首長	新	単独	県立図書館隣接
16	石川県立図書館	R4. 7. 16	条例	首長	新	機能系複合	図書館機能
17	福井県文書館	H15. 2. 1	条例	教育	新	施設系複合	県立図書館他
18	長野県立歴史館	H6. 11. 3	条例	教育	新	機能系複合	博物館機能
19	岐阜県歴史資料館	S52. 4. 1	規則	首長	新	単独	
20	静岡県公文書センター	R2. 3. 1	要綱	首長	既	施設系複合	県庁舎
21	愛知県公文書館	S61. 7. 1	条例	首長	新	施設系複合	県庁舎（愛知県自治センター）
22	三重県総合博物館	H26. 4. 19	条例	首長	新	機能系複合	博物館機能
23	滋賀県立公文書館	R2. 4. 1	条例	首長	既	施設系複合	県庁舎
24	京都府立京都学・歴史館	S38. 10. 28	条例	首長	新	施設系複合	京都府立大学
25	大阪府公文書館	S60. 11. 11	要綱	首長	既	施設系複合	府庁舎
26	兵庫県公館県政資料館	S60. 4. 17	要綱	首長	既	機能系複合	迎賓館部門／展示部門
27	奈良県立図書情報館	H17. 11. 3	条例	首長	新	機能系複合	図書館機能
28	和歌山県立文書館	H5. 4. 1	条例	首長	新	施設系複合	県立図書館他
29	鳥取県立公文書館	H2. 10. 1	条例	首長	新	施設系複合	県立図書館
30	島根県公文書センター	H23. 11. 1	条例	首長	既	施設系複合	県庁舎
31	岡山県立記録資料館	H17. 4. 1	条例	首長	既	単独	
32	広島県立文書館	S63. 10. 1	条例	首長	新	施設系複合	県立図書館他
33	山口県文書館	S34. 4. 1	条例	教育	新	施設系複合	県立図書館
34	徳島県立文書館	H2. 4. 1	条例	首長	既	単独	
35	香川県立文書館	H6. 3. 28	条例	首長	新	施設系複合	県立図書館
36	高知県立公文書館	R2. 4. 1	条例	首長	既	単独	
37	福岡共同公文書館	H24. 4. 1	条例	首長／ 管理者	新	施設系複合	福岡県市町村公文書館
38	佐賀県公文書館	H24. 4. 1	条例	首長	既	施設系複合	県庁舎
39	長崎県公文書コーナー	R4. 3. 27	要綱	首長	新	施設系複合	県立図書館郷土資料センター
40	大分県公文書館	H7. 2. 28	条例	首長	新	単独	県立図書館・先哲史料館隣接
41	宮崎県文書センター	H14. 7. 17	規程	首長	既	単独	
42	沖縄県公文書館	H7. 4. 1	条例	首長	新	単独	
1	札幌市公文書館	H25. 7. 1	条例	首長	既	施設系複合	豊水まちづくりセンター他
2	川崎市公文書館	S59. 10. 1	条例	首長	新	単独	
3	相模原市立公文書館	H26. 10. 1	条例	首長	既	施設系複合	城山総合事務所
4	新潟市文書館	R4. 1. 8	条例	首長	既	単独	
5	名古屋市市政資料館	H元. 10. 11	条例	首長	既	単独	
6	大阪市公文書館	S63. 7. 1	条例	首長	新	単独	市立中央図書館隣接
7	神戸市文書館	H元. 6. 19	規則	首長	既	単独	
8	広島市公文書館	S52. 4. 1	条例	首長	新	施設系複合	市庁舎
9	北九州市立文書館	H元. 11. 1	条例	首長	新	単独	
10	福岡市総合図書館	H8. 6. 29	条例	教育	新	機能系複合	図書館機能
1	横手市公文書館	R2. 5. 1	条例	首長	既	単独	
2	大仙市アーカイブズ	H29. 5. 3	条例	首長	既	単独	
3	常陸大宮市文書館	H26. 10. 10	条例	教育	既	単独	
4	小山市文書館	H19. 4. 11	条例	首長	既	単独	
5	芳賀町総合情報館	H20. 10. 3	条例	教育	新	機能系複合	図書館機能・博物館機能
6	中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」	H23. 4. 1	条例	教育	既	機能系複合	博物館機能
7	久喜市公文書館	H5. 10. 1	条例	首長	新	単独	市庁舎隣接
8	八潮市立資料館	H元. 11. 23	条例	教育	新	機能系複合	博物館機能・文化財センター機能
9	板橋区公文書館	H12. 4. 1	条例	首長	既	施設系複合	いたばし総合ボランティアセンター他
10	武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館	H26. 12. 14	条例	教育	既	単独	
11	府中市立ふるさと府中歴史館	H23. 4. 1	条例	教育	既	機能系複合	博物館機能
12	藤沢市文書館	S49. 7. 1	条例	首長	新	単独	
13	寒川文書館	H18. 11. 1	条例	首長	新	施設系複合	寒川総合図書館
14	上越市公文書センター	H23. 4. 1	規則	首長	既	施設系複合	清里区総合事務所
15	富山市公文書館	H22. 4. 1	条例	首長	既	施設系複合	婦中行政サービスセンター
16	金沢市公文書館	R4. 4. 17	条例	首長	新	施設系複合	玉川こども図書館
17	長野市公文書館	H19. 11. 20	条例	首長	既	単独	
18	松本市文書館	H10. 10. 1	条例	首長	新	単独	
19	上田市公文書館	R元. 9. 1	条例	首長	既	施設系複合	上田市立丸子郷土博物館
20	須坂市文書館	H30. 10. 1	条例	首長	既	単独	
21	東御市文書館	H30. 4. 4	条例	教育	既	施設系複合	北御牧庁舎
22	安曇野市文書館	H30. 10. 1	条例	教育	既	施設系複合	堀金公民館講堂、堀金支所隣接
23	長和町文書館	H31. 4. 1	条例	教育	既	施設系複合	長和の里歴史館
24	小布施町文書館	H25. 4. 24	条例	教育	既	施設系複合	役場庁舎、町立図書館隣接
25	高山市公文書館	H22. 8. 10	条例	首長	既	単独	
26	磐田市歴史文書館	H20. 4. 1	条例	教育	既	施設系複合	竜洋支所
27	守山市公文書館	H12. 4. 1	条例	首長	新	単独	
28	尼崎市立歴史博物館	R2. 10. 10	条例	教育	既	機能系複合	博物館機能
29	高松市公文書館	H27. 3. 26	条例	首長	既	施設系複合	国分寺総合センター
30	三豊市文書館	H23. 6. 26	条例	首長	既	単独	
31	西予市城川文書館	H11. 4. 21	条例	教育	既	単独	
32	太宰府市公文書館	H26. 4. 1	条例	首長	既	施設系複合	太宰府市上下水道事業センター
33	天草市立天草アーカイブズ	H14. 4. 1	条例	首長	既	単独	
34	北谷町公文書館	H4. 4. 1	条例	首長	新	施設系複合	役場庁舎

※本表は国立公文書館HP関連リンク「全国公文書館等」（2022年11月10日参照）を用い必要事項を補記し作成した。

※規模通番：都道府県、政令市、市区町村の団体別に通し番号を付している。

※根拠：施設がどのレベルの規定に基づく設置であるかを記した。

※所管：首長部局（都道府県知事、市区町村長）または教育委員会の別を記載した。

※施設：「新」は新設を示す。設置時に既存施設を活用し、その後新館建設を行った場合（北海道、東京都、松本市）も「新」に含める。「既」は庁舎、小学校、民間施設等の既存施設を転用、活用しているもの。

※建築類型：「単独」は単独組織として独立した建物を有しているもの。「施設系複合」は複数の独立した組織が建築的に同一建物を共用しているもの。合築または庁舎等施設の一部共用をいう。「機能系複合」は1つの建物が複数の機能によって構成されているもの。

※複合状況・隣接情報：どのような施設と共用しているか、またはどのような機能と一緒にになっているかを示した。さらに隣接している建物情報を記した。

〈論文〉

内閣制下における秋田県の鉱業と地方自治（日中戦争以前）

— ISAD(G) を応用した文書群の構造分析より —

柴田 知 彰

はじめに

本稿は、内閣制の時期について日中戦争以前、明治十八年から昭和十二年（一八八五—一九三七）における秋田県の鉱業行政関係の文書群の構造分析を行うものである。先に筆者は「秋田県の鉱業行政にみる秋田藩からの連続性と非連続制—ISAD(G)を応用した文書群の構造分析より—」（本誌第二十八号掲載、以下、前稿）において、太政官制下における秋田県の鉱業行政を秋田藩との対比から分析した。本稿は前稿の後を受けたもので、内閣制下の秋田県の鉱業行政を通して地方自治の実態解明も試みるものである。今回対象とした期間は、明治二十一年（一八八八）の「市制町村制」、同二十三年（一八九〇）の「郡制」「府県制」公布により、地方自治が新たな展開を見せた時期でもある。戦時体制下で変化した地方自治と区別するた

め、対象期間を日中戦争以前とした。

今回、秋田県庁文書群から鉱業関係を抽出して構造分析し、秋田県の鉱業発展史の中に位置付けてみる。かつ、地方自治の実態も鉱業との関わり方から浮かび上がらせてみたい。

さて、明治二十年代初めに形成された日本の地方自治制について、これまで様々な視点から先行研究が蓄積されてきた。法制度形成史の観点からの研究が多く、龜掛川浩や大島太郎、大石嘉一郎らの研究が知られる。山田公平は西欧諸国との比較研究を行った。一方、山中永之佑や高久嶺之助、大島美津子、飯塚一幸らは地域の事例から制度史研究を行っている。先行研究が極めて多く、ここでは一部を挙げるにとどめておくが、近年では松沢裕作が近世社会との連続性から町村を論じ、谷口裕信が「郡制」を制定から改廃まで論じている。研究の切り口は様々だが、戦前の地方自治については、地主など地域有力者で構成した議会を基盤として、国家の中央集権的な

支配体制を安定させた制度という見方が一般的なようである⁽¹⁾。

しかし、アーカイブズ学の分野では、渡邊佳子が中央政府の統治体制について終戦まで文書管理制度から通史的に論じているが⁽²⁾、地方自治に関するものは管見の限り見当たらない。本稿では、秋田県庁文書群の構造分析により、鉱業部門から地方自治の実態について検証を試みるものである。地域の事例を扱うという点で山中永之佑や高久嶺之助、大島美津子らの系譜に入ると思えるが、アーカイブズ学的に資料群を分析する手法で新たな視角を示してみたい。

さて、大友一雄は「史料群構造に関する検討」、すなわち構造分析について「史料を歴史的文化的な利用に耐えうるように、文書群が内包する秩序を復元し、しかるべき場所に戻すこと」と説明している⁽³⁾。右を今回の試みに当てはめれば、秋田県の鉱業発展や地方自治の実態解明に利用できるように、鉱業関係の公文書を作成元の部課に配列し直すことである。

明治二十年代前半には秋田県内の主要鉱山は、古河組（院内・阿仁・太良・不老倉鉱山、加護山精錬所）、藤田組（小坂鉱山）、三井（大巻鉱山）、三菱（尾去沢・大葛鉱山）に払い下げられていた。後に四財閥となる政商が、旧官営鉱山と施設を引き継ぎ、資本投下により設備を拡充し経営改革を行った。また、明治三十年代から石油開発も本格的に始まった。この時代、鉱業に関わる公文書の作成元がどの部課まで広がったか分析すれば、鉱業開発の影響が地域社会にどのようなように拡大したかも分かる。また、この中から鉱業開発と地

方自治との関係も垣間見れると思われる。

そこで今回は鉱業行政を分掌した部局以外からも、鉱業経営に関わり作成された文書を含む簿冊を抽出し「鉱業関係行政文書」として構造分析する。前稿では鉱業行政を分掌した部局のみから抽出したが、明治十年代末の官営鉱山払い下げ後、古河組ほか民営鉱山の発展によって、鉱業経営が県庁の庶務・土木ほか様々な部局に関与を拡大したことを考慮した。その上で、右を「鉱山関係行政文書」と「石油関係行政文書」に分ける。明治四十年代以後、石油が銅と並ぶ秋田県の主要鉱産資源に成長したためである。

秋田県公文書館では、構造分析に基づく『秋田県庁文書群目録』を過去に編成したが、鉱業に何らかの形で関与した全ての部課の文書を対象にする試みは今回初めてである。単体の史料から見えない全体情報が構造分析から見えてくることを期待できよう。

さて、構造分析には、国際標準記録史料記述・一般原則：ISAD(G)の階層構造レベルを使用する⁽⁴⁾。アーカイブズ学では記録史料の単位を一つの単位とし、資料群全体を形として捉える。そして、フオンズ (Fonds) — サブ・フオンズ (Sub-fonds) — サブ・サブ・フオンズ (Sub-sub-fonds) — シリーズ (Series) — ファイル (File) — アイテム (Item) の階層構造の中に各文書を位置付けて配列するのが国際標準とされている。

鉱山関係行政文書の構造分析では、第一章で県庁の明治四十年機構改正前、第二章で改正後を扱う。日露戦争の戦後経営で重工業化

に伴い鉱山業が大きく発展し、県庁文書群の構造に反映されたからである。第三章では石油関係行政文書の構造分析を行う。県レベルの地方自治の実際は、県庁各部課で作成した公文書に具体的に反映されている。第一章から第三章の分析過程から、地方自治制度の中で、鉱業の発展につれて県庁でどの部課まで関与が広がったか、また、通説どおり統治体制が議会との連携で安定していたか、さらに財閥や県外資本が地方自治にどう関わったかが具体的に分かるかと思われる。

一 鉱山関係行政文書の構造分析（明治四十年機構改正以前）

本章では、明治十八年九月機構改正期から同三十八年四月機構改正期までを対象範囲とし、秋田県県庁文書群から鉱山関係行政文書を抽出し、ISAD (G) のシリーズ・レベルで構造分析を行う。表1では、鉱業行政を分掌した部局以外、また直接鉱業行政に関わらないシリーズの中で、ファイル・レベルの簿冊でアイテム・レベルに一件でも鉱業関係がある場合は選択し着色してある。また、鉱業行政を分掌した部局のシリーズが残存しない場合は空欄にした。

明治十八年九月機構改正期の文書群を構造分析する。勸業課第二部が「日本坑法ニ関スル事務調理ノ事」を分掌した。シリーズ「鉱山之部」は、「日本坑法」による試掘や借区手続きの文書で大半を占める。政商の古河組であっても、「日本坑法」に基づき戸長役場―郡

役所―県庁―農商務省のラインで許可申請しないと鉱山経営できなかった。明治二十年代以後、財界は資本力と経営・技術改革によって鉱山を発展させたが、法規に基づき国家によって常に鉱業権の認可取消を掌握されていたと言える。

次に、鉱業行政を分掌した部局以外を見てみよう。庶務課第三部のシリーズは、鉱山経営に関わる官有地払下げや地種変換など許可申請文書を多く含む。そして、同課第一部の「賞誉献金等之部」の簿冊には注目すべき文書が見られる。明治十八年（一八八五）、古河組が阿仁鉱山の地元である北秋田郡銀山町の罹災者に金銭を給与している。同年、小真木鉱山経営者辻金五郎も、鹿角郡宮麓村と毛馬内村の道路修繕費に多額の献金をした⁽⁵⁾。地域貢献の半面⁽⁶⁾、鉱山経営者が町村自治に財政面で関与し始めたとも見て取れる。

明治十九年四月機構改正期の文書群を構造分析する。この時期は勸業課農商部が鉱業行政を分掌した。シリーズ「鉱山之部」の簿冊には、坑業明細表や借区明細帳などを農商務省鉱山局へ進達した文書が見られる。農商務省は、府県を介し全国の鉱山データを集中していた。そして、鉱業行政以外の部局では、庶務課庶務部の「賞誉献金等之部」に再び注目したい。明治十八年（一八八五）、藤田組が宮麓村の道路改修費に五百円を献金して銀杯を下賜された。宮麓村は鹿角郡内でも、小坂鉱山からは遠隔地にあった。藤田組は、鉱山のある小坂村を越えて郡レベルのインフラ整備にまで関与していた。同十九年（一八八六）には、古河組も北秋田郡水無村の警察分署新

表1 各機構改正期における鉱山関係の文書シリーズ: 明治18～40年(1885～1907)

機構改正期	サブ・ファンド	サブ・サブ・ファンド	サブ・サブ・サブ・ ファンド	シリーズ	ファイルの資料番号(秋田県公文書館)		
明治18年 9月12日改正	庶務課	第一部 第三部		賞誉献金等之部	930103-08559		
				地所払下之部	930103-04643, 04637		
				地種変換之部	930103-04863, 04865, 04868,		
				地理雑之部	930103-08298		
	勸業課	第二部		鉱山之部	930103-08081～08083		
明治19年 4月 8日改正	庶務課	庶務部		賞誉献金等之部	930103-08560～08561		
	勸業課	農商部		鉱山之部	930103-08084～08085		
	土木課	地理部		地理雑之部	930103-05065		
明治19年 9月 8日改正	第一部	庶務課		賞誉献金等之部	930103-08564～08565, 08567, 08571～08572, 08574～08577		
				駅通之部	930103-06395		
				官有土地之部	930103-04192, 04194, 04199		
				地所払下之部	930103-04639, 04653		
				地種変換之部	930103-04879, 04889, 04898～04899		
				勸業課	鉱山之部	930103-08086～08103	
	鉱山紀年録	混架18-248-1～5					
	第二部	土木課		道路之部	930103-05809		
				治水之部	930103-05424		
	明治22年 3月28日改正	第一部	庶務課		地種変換之部	930103-04909, 04911, 04913	
農商課				鉱山之部	930103-08104～08116		
第二部		土木課		道路橋梁之部	930103-05810～05811		
明治23年10月20日改正	内務部	第一課	庶務係	賞誉献金等之部	930103-08585～08588, 08590～08591		
				駅通之部	930103-06399		
		第二課	農工商係	鉱山之部	930103-08117～08125		
				道路橋梁之部	930103-05812, 05815, 05817		
			土木係	土木雑之部	930103-05565, 05568		
				地理係	官有土地之部	930103-04233, 04245	
		土地収用之部	930103-05158, 05173				
		第三課	学務係		930103-03063		
明治26年11月29日改正	内務部	第一課	庶務係	賞誉献金等之部	930103-08598		
		第二課	土木係	道路橋梁之部	930103-05821, 05831		
				官有土地之部	930103-04272, 04275, 04296		
				地理雑之部	930103-05082, 05084		
		第三課	農工商係	鉱山之部	930103-08126～08127		
		第五課	農工商係	鉱山之部	930103-08128～08129		
明治29年 3月31日改正	内務部	第一課	庶務係	駅通之部	930103-06400		
				北海道庁地質調査鉱物調査第二報文	930103-13265		
		第二課	土木係	治水之部	930103-05432		
				地理係	地籍之部	930103-04961	
			鉄道事務係	鉄道之部	930103-07916		
				地理係	官有土地之部	930103-04310	
					地理雑之部	930103-05086	
		鉱山之部	930103-08130～08131				
		第五課	地理係	官有土地之部	930103-04318, 04327		
				鉱山之部	930103-08132		
		明治31年 4月 1日改正	内務部	第二課	調査係	治水之部	930103-05433, 05475
土木係	治水之部					930103-05393	
土工係	鉄道之部				930103-07912		
	道路橋梁之部				930103-05857, 05878		
	土工雑之部				930103-05571, 05573		
地理係	官有土地之部				930103-04336～04337, 04347, 04355～ 04357, 04359		
	土地収用之部				930103-05196, 05210		
	第四課			商工係	郵便電信之部	930103-06402	
第五課	第一係			鉱山之部	930103-08133～08140, 07919		
				地理係			
明治38年 4月25日改正	第一部			地方課 土木課	庶務係 地理係	日露戦争下土兵卒家族救助事務関係	930103-00834
						官有土地之部	930103-04360～04363, 04365, 04367, 04369
		地籍之部	930103-05108				
		地理雑之部	930103-05110, 05112				
	第三部	商工課		鉱物試掘出願認可通知綴	930103-08141～08143		

築費に献金している(7)。警察の末端機構整備への貢献だった半面、財政的関与とも言えよう。明治十九年九月機構改正期の文書群を構造分析する。第一部勸業課が「鉱物土石採掘ニ関スル事項」を分掌した。鉱業行政以外の部局では、第一部庶務課のシリーズ「駅通之部」の簿冊に明治二十二年(一八八九)の古河組による電話架設願が見られる(8)。院内銀山で、鉱山事務所と各工場の連絡を迅速に行う目的だった。東京・横浜間の一般電話契約の開始より一年早い。古河組が最新の技術を導入し経営改革を進めていた様子が窺える。第二部土木課のシリーズは、鉱山の資材や製品を運輸する道路及び水路の開設や借用の手続きを多く含む。

さて、第一部庶務課のシリーズ「賞誉献金等之部」の簿冊を見ると、古河組や藤田組が時に地域名望家に代わる役割も果たしている。地元との良好な関係を構築し、鉱山経営を安定させる目的と考えられる。明治二十年(一八八七)、古河組が雄勝郡のコレラ予防費に地域名望家柴田與之助の三十円を遥かに上回る百八十一円余を寄付した。翌二十一年(一八八八)には、藤田組が鹿角郡役所のあった花輪町の警察署新築費に二百円を献金した。その反面、財界が県によってインフラ整備に利用された例もあった。同年、阿仁鉱山から仙北郡の要衝角館町まで新道を整備する際、県第二部長が北秋田郡長を介して古河組に強く奨励し、七百万の巨費を寄付させている(9)。

このほか、同シリーズの簿冊に、明治二十年(一八八七)、仙北郡の荒川鉱山経営者瀬川安五郎による「鉱山紀年録」五巻の献納願が

見られる(10)。秋田藩が山師に請負免許を交付した年月日と請負鉱山名を整理した台帳である。惣山奉行下代杉原寿山が、諸鉱山の所有歴を検索する便のため編纂した。瀬川の手に入った経緯は不明だが、「御県勸業課江御備」を希望し献納している。「鉱山紀年録」は、旧秋田藩の城付文書と共に「書籍目録」各課定備に登録され、後に勸業課から庶務課定備に移管された。

明治二十二年三月機構改正期、第一部農商課が「鉱山借区及試掘ニ関スル事項」を分掌した。同二十三年(一八九〇)に「鉱業条例」が公布されるが、未施行のため従来どおり「日本坑法」に準拠していた。二十二年(一八八九)四月には、県内に「市制」「町村制」が施行された。

明治二十三年十月機構改正期の文書群を構造分析する。県内では同二十四年(一八九一)四月に「郡制」、八月に「府県制」が施行されている。「地方官官制」の改正で秋田県の機構も表1のように再編されたが、鉱山関係行政文書のシリーズには連続性が見られる。内務部第二課農工商係が「鉱山及森林ニ関スル事」を分掌した。この時期、古河組の院内鉱山は好況を呈し、阿仁鉱山も同二十五年(一八九二)の新鉱脈発見で急激に発展した(11)。同第一課庶務係のシリーズ「賞誉献金等之部」の簿冊を見ると、古河組による町村のインフラ整備への寄付が目立つ。同二十三年(一八九〇)に山本郡荷上場村の村会議場、二十四年(一八九一)に北秋田郡鷹巣村と雄勝郡湯沢町の電信局、二十五年(一八九二)に雄勝郡院内村の小学校

の新築費を寄付している⁽¹²⁾。荷上場村には加護山精錬所があり、鷹巣村と湯沢町には郡役所があった。荷上場村の場合、町村自治の場たる村会議場の新築費だった上、地域名望家の菊池家と同額の二十円を寄付している。鉱山経営地の町村自治に対し財界の潜在的影響力が増したと推定されるが、政府は地方の整備を歓迎し賞誉の対象にした。

明治二十年代の秋田県は鉱害問題の顕在化する以前であり、鉱山の発展が町村の繁栄や近代化に結び付き、地方自治と県外資本との蜜月時代とも言えた。内務部第三課学務係のシリーズ「学事之部」の簿冊を見ると、明治二十五年に藤田組が、鹿角郡七滝村に設けた十和田鉱山私立小学校を公立の尋常小学校の代用とする許可を得ている⁽¹³⁾。また、同第一課庶務係の「駅通之部」を見ると、翌年、仙北郡荒川村に鉱山町として県内初の電信局が設置されている⁽¹⁴⁾。調書には、荒川鉱山の繁栄で人口が六千人を超え、郵便局や高等尋常小学校、私立病院まであった様子を記してある。

明治二十六年十一月機構改正期の文書群を構造分析する。内務部第三課農工商係が鉱業行政を分掌し、翌年七月に農工商係を第五課に移管した。既に同二十五年（一八九二）六月に「鉱業条例」が施行され、「日本坑法」の鉱山王有制の否定によってシリーズ「鉱山之部」の簿冊から借区の文書が消えて、試掘と採掘の許認可手続きになった。官営鉱山払い下げ後の民間資本による鉱山業の展開に対応したものだ。一方、同第二課土木係の「道路橋梁等之部」の簿

冊を見ると、古河組ほかの鉱業用軌道敷設願が散見される。鉱石運搬用のトロッコ軌道が各地の鉱山で整備されていった。

明治二十九年三月機構改正期、内務部第二課地理係が「鉱山ニ関スル事」を分掌したため、表1に見るとおりシリーズ「鉱山之部」が「官有土地之部」「地理雑之部」と同じサブ・サブ・サブ・フォンドの下に並んだ。地理係は翌年六月に第五課に移管されている。

さて、日清戦争後、古河組の院内・阿仁鉱山の好況に比し、藤田組の小坂鉱山は銀分を含む「土鉱」（黒鉱の風化物）の枯渇と銀価低落で苦境に立たされていた。膨大に埋蔵する「黒鉱」（金・銀・銅・亜鉛等の硫化物混合鉱石）の精練技術は、未だ研究途上の段階だった。藤田組は、そうした中で施設の近代化を進めている。内務部第二課鉄道事務係のシリーズ「鉄道之部」の簿冊に、明治二十七年（一八九四）八月、鉱業用軽便鉄道敷設を願った文書がある⁽¹⁵⁾。同第一課庶務係の「駅通之部」の簿冊には、翌年八月、小坂鉱山の諸施設間に電話架設を願った文書も見られる⁽¹⁶⁾。同三十年（一八九七）には鹿角郡大湯村の銚子第一発電所が運転を開始し、小坂鉱山の電力化を急速に進めた⁽¹⁷⁾。次章の表2で見るとおり、明治四十年代に入ると鉱山の動力源となる水力発電に関する文書が増えることになる。

明治三十一年四月機構改正期の文書群を構造分析する。内務部第五課地理係が「鉱山（後、鉱業）ニ関スル事」を分掌し、同三十四年（一九〇一）四月の改正で同第四課第一係に移管された。同第二

課地理係のシリーズ「官有土地之部」の簿冊に注目すべき文書がある⁽¹⁸⁾。同三十三年（一九〇〇）、三菱合資会社の尾去沢鉱山が、別所川を金鉱石の処理に使用する願を出した。地元の尾去沢村会は了承したが、隣接する北秋田郡十二所町会が鉱毒水の発生を懸念する意見書を提出した。しかし、県は三菱に公有水面使用を許可した。鉱害問題に関わる文書だが、独立のシリーズを形成するまでの分量には至っていない。また、荒川鉱山は既に同二十九年（一八九六）、瀬川安五郎から三菱の所有に帰っていた。

一方、藤田組の小坂鉱山は、明治三十二年（一八九九）九月に自熔精錬技術を確立して黒鉱からの銅精錬に成功し、銀山から銅山へ転換した。翌三十三年（一九〇〇）六月に自熔精錬所を完成させ、八月に精錬用の電力を供給する発電所を増設した。この後、銅の生産量は阿仁鉱山を抜き、同三十八年（一九〇五）には古河組の足尾鉱山に次ぐ国内二位にまで増加した。鉱山と奥羽線大館駅を結ぶ私設鉄道も敷設している。その反面、自熔精錬の電解工程で大量の亜硫酸ガスを発生させ、鉱山周辺の田畑や森林を赤茶けた荒野に変貌させた。藤田組は、同三十四年（一九〇一）から小坂村や七滝村に對し極秘裏に賠償を行っている。同年、足尾鉱毒事件で田中正造が天皇に直訴を試み、翌三十五年（一九〇二）に内閣鉱毒調査委員会が設置された。同委員会は、同年十二月に小坂鉱山の現地調査を行ったが、藤田組に有利な報告を作成している⁽¹⁹⁾。

明治三十八年四月機構改正期の文書群を構造分析する。明治三十

七年（一九〇四）二月に日露戦争が始まり、翌年九月に講和となる。戦争中、砲弾・銃弾の薬莖、野戦電話の電線など軍需物資として銅の重要性が高まった。また、民需では電信電話事業の普及が銅線の需要を拡大している。同三十八年（一九〇五）三月には「鉱業法」が公布され、七月に施行された。「鉱業条例」を鉱山業の発展に合わせる修正し充実したものである。この時期、第三部商工課が「鉱業ニ関スル事」を分掌し、シリーズ「鉱物試掘出願認可通知綴」が作成された。「鉱山之部」に含まれた試掘・採掘以外の文書が別に有ったと考えられるが、該当する簿冊は残っていない。一方、第一部地方課庶務係の「日露戦争下士兵卒家族救助事務関係」には、小坂鉱山報国義会に関する調査書が見られる⁽²⁰⁾。鉱山の重役を会長とし、出征軍人家族への扶助と授産を目的とした。「労使共栄の一山一家」の経営理念⁽²¹⁾に基づいたと思われるが、大正期に入ると労働争議が小坂鉱山でも発生するようになる。

以上、本章では明治四十年（明治三十八年四月機構改正期）まで秋田県庁の鉱山関係行政文書を分析した。その中で県外資本による鉱山開発と地方自治との関係について実態解明を試みた。明治十八年九月機構改正期から、シリーズ「賞誉献金等之部」で古河組や藤田組などが町村のインフラ整備や防疫に多額の献金をしている。県庁では右の部目名に見るとおり献金を歓迎する姿勢だったが、県外資本が町村財政に影響力を及ぼすことでもあった。しかし、県外資本と地元町村とは良好な関係を保っていた。明治二十三年十月機構

改正期、「町村制」施行後、古河組が自治の場である村会議場の新築費まで献金している。一方、鉾山経営で鉄道敷設や電話架設などの許認可が必要となり、表1に見るように、土木や通信ほかの部局に関係文書の出所（サブ・フオンド）サブ・サブ・サブ・フオンド）が拡大している。これは、県外資本により鉾山施設の近代化が進む過程を反映したと言える。しかし、明治三十一年四月機構改正期を見ると、尾去沢鉾山や小坂鉾山の鉾害問題が顕在化している。特に小坂鉾山は自熔精錬技術と日露戦争により飛躍的に生産量を伸ばしたが、煙害をめぐり地元町村との関係が微妙になってきた。その後の展開については、次章で鉾山煙害対策関係のシリーズを分析してみたい。

二 鉾山関係行政文書の構造分析（明治四十年機構改正以後）

本章では、明治四十年七月機構改正期から昭和十年二月機構改正期の昭和十二年（一九三七）までを対象範囲とする。日露戦争後、政府が軍備拡張を中心に戦後経営を進めたため、重工業化に伴い鉾業も発展した。秋田県庁文書群でも表2に見るとおり、鉾山経営に関係したシリーズの作成が様々な部局に拡大している。そして、藤田組の小坂鉾山が国策と結び付き、県内最重要の鉾山として一層発展した。古河組の院内・阿仁・太良鉾山は老境に入り、大正期には衰退している。

では、明治四十年七月機構改正期の文書群を構造分析する。内務部商工課が「鉾業ニ関スル事項」を分掌した。この分掌は明治四十三年（一九一〇）に農商課、大正三年（一九一四）に勧業課に移管された。商工課と農商課に試掘採掘の許認可に関するシリーズは残っていないが、勧業課には「鉾物試掘権設定登録済通知綴」「鉾物試掘採掘回答伺簿」のシリーズが見られる。半面、商工課・農商課・勧業課に共通して鉾山煙害対策関係のシリーズが出現している。明治四十年代に入り、鉾害対策の文書が独立のシリーズを形成するほど増え、当時の社会問題化を反映している。軍備拡張で銅精錬量が増加し、自熔精錬工程で放出される亜硫酸ガスも広範囲に被害を及ぼすようになっていた。

まず、シリーズ「小坂鉾山煙害対策関係」が作成された背景を見てみよう。明治三十八年（一九〇五）二月に北秋田郡会、四月に鹿角郡毛馬内町会、十一月に北秋田郡の山瀬村長・上川沿村長・釈迦内村長が意見書や請願書を提出した²²。この頃、鹿角郡から隣の北秋田郡まで煙害が広がり、藤田組からインフラ整備の恩恵を受けない町村の自治と対立するようになっていた。自治を支えた議員の多くは、煙害を被った田畑や山林の地主だった。北秋田郡では、郡会議事録の中に対立構図が反映されている²³。そして、「町村制」「郡制」の条文に則った町村会や郡会などの意見提出が、県政運営に大きく影響した。同三十九年（一九〇六）十二月の通常県会で、議長大日向作太郎が知事下岡忠治に対し、煙害被害の現地調査と除害

表2 各機構改正期における鉱山関係の文書シリーズ: 明治40年～昭和12年(1907～1937)

機構改正期	サブ・ファンド	サブ・サブ・ファンド	サブ・サブ・サブ・ファンド	シリーズ	資料番号(秋田県公文書館)
明治40年 7月15日改正	知事官房			皇太子行啓事務関係(明治41)	930103-12079
				皇太子行啓記録編纂関係(大正14)	930103-12132～12133
				淳宮高松宮御成関係	930103-12120, 12122
				久邇宮御成関係	930103-12123
				伏見宮御成関係	930103-12145
				知事祝辞綴	930103-08741
				賞賛献金等之部	930103-08616
	内務部	庶務課		小坂鉱山堤防決壊罹災関係	930103-08144
				鉱山専門学校設置関係	930103-04187
				県内慈善救済団体内務省報告	930103-00881
		土木課		道路橋梁之部	930103-05903, 05913, 05915～05916, 05948～05950, 05987, 05994, 05999, 06004, 06008～06010, 06012, 06016, 06020, 06038, 06040～06048, 06058, 06062～06063, 06068
				道路河川水路溜池等工事許可願	930103-05590
				鉄道之部	930103-05917, 06091, 06099～06100, 06103, 06106
				小坂鉱山専用鉄道関係	930103-06104
				大館花岡間鉄道関係	930103-06097～06098
				治水之部	930103-05378, 05441, 05443, 05444, 05447, 05452～05453, 05455, 05457, 05459, 05461～05462, 05464, 05476
				発電用水利使用等関係	930103-05477, , 05492～05493, 10850, 10852～10853, 10856, 10859, 10883～10884, 10885, 10887, 10951
				土木雑之部	930103-05580
				師範学校鉱山専門学校敷地買収関係	930103-06239
				官有土地之部	930103-04377～04379, 04382, 04385, 04388, 04394～04395, 04400, 04402, 04406～04407, 04426～04427, 04430～04431, 04433, 04448, 04452, 04457, 04461, 04464, 04466, 04467, 04470, 04474, 04477, 04478, 04480, 04485, 04492, 04495, 04499
				官有地私下貸付之部	930103-04657, 04685, 04689～04690, 04700, 04716, 04722～04723, 04726, 04728, 04730～04732, 04736, 04738, 04743～04744, 04746～04747, 04749, 04751, 04754, 04761, 04767～04768, 04774, 04778～04781, 04791～04792, 05374
				土地収用之部	930103-05222, 05229, 05271, 05275
				地理雑之部	930103-05120, 05122, 05125, 05127～05129, 05131, 05141, 05147～05148
		教兵課		皇太子行啓事務関係(明治41)	930103-12059
				知事祝辞綴	930103-00699
				教員及児童非行調査関係	930103-03475
		商工課		小坂鉱山煙害対策関係	930103-08145
		農商課		管内鉱山煙害対策関係	930103-06592, 06596, 06599～06601
				小坂鉱山煙害対策関係	930103-06597～06598, 06593
				花岡鉱山煙害対策関係	930103-06594～06595
		勸業課		管内鉱山煙害対策関係	930103-08146～08147
				小坂鉱山煙害対策関係	930103-08150
				尾去沢鉱山煙害対策関係	930103-08148
				吉野鉱山煙害対策関係	930103-08149
				土畑鉱山煙害対策関係	930103-08151
				鉱物試掘権設定登録済通知綴	930103-08155～08160
				鉱物試掘採掘回答同簿	930103-08161～08163
				産業組合許可関係	930103-07404
				産業組合規程細則綴	930103-07413
				産業組合規約定款変更関係	930103-07427
大正15年 6月29日改正	知事官房	秘書課		澄宮御成関係	930103-11950
				伏見宮御成関係	930103-11949
				李王家御成関係	930103-11956
				大臣次官其他来県関係	930103-08361
				贈位関係	930103-11446
				寄付者行賞関係	930103-08627
		内務部	土木課	道路占用之部	930103-06078, 06082, 06084
				治水之部	930103-05299, 05387～05390
				治水占用之部	930103-05371, 05381～05382, 05384, 05392
				官有地使用之部	930103-05311
				地理雑之部	930103-05310
			商工水産課		
			産業第一課		
昭和10年 2月 6日改正	知事官房	秘書課		秩父宮御成関係	930103-11958, 11966
				秩父宮同妃御成関係	930103-11959, 11961～11962
				尾去沢ダム決壊事件関係新切抜	930103-11276～11277
	総務部	地方課		地方行政各省通牒綴	930103-10238
	学務部	社会教育課		社会教育事務関係	930103-03491, 03484
	経済部	商工水産課		秩父宮同妃御成関係	930103-11965
		土木課		発電用水利使用等関係	930103-10956

法研究費の予算化を求める意見書を提出した⁽²⁴⁾。大日向自身が雄勝郡の大地主であり、各郡の地主である議員達と連名での意見書だった。彼らは農林業経営者として、遠く離れた県北の煙害にも危機感を抱いたと推定される。地方自治と県外財閥との利害対立が顕在化し、県政運営を揺さぶっていた。

これに対し、下岡知事は詳細な調査を実施できない趣旨の答弁をし、足尾銅山のような「非常ニ矢釜シキ問題」は「県下全体ノ不幸」と述べた。翌年十二月の通常県会でも下岡知事は、調査状況に関する質疑に対し、「果シテ鉾毒ハ鉾山ノ利益ヨリモ莫大ナルヤ」と逆に問うている⁽²⁵⁾。鉾山の利益が地方自治と対立しても、軍需資源増産の国策とは対立しなかったことを端的に表わしている。

それでは、内務部商工課のシリーズ「小坂鉾山煙害対策関係」の簿冊を見てみよう⁽²⁶⁾。明治四十年（一九〇七）四月、北秋田郡上川沿村会は下岡知事への意見書で、リングゴや栗及び田畑の被害状況を挙げ、藤田組に対し煙害除去の処分を行うことを要望した。その一方、郡長が町村の反対運動にどう対処していたかにも注意したい。翌年十月、鹿角郡長が下岡知事に被害調査の進捗と賠償交渉の状況を報告した。その中で、七滝村芦名沢部落と毛馬内町の小作人達の不穏な動きを懸念している。同年十一月には、北秋田郡長が新任の森正隆知事へ、被害町村における賠償交渉の状況と意見書提出の動きを逐一報告した。県知事が煙害問題の起きた地域の郡長に指示し、藤田組と町村の賠償交渉を調停させ、暴動等を抑止しようとしてい

た。

そして、明治四十二年（一九〇九）一月、北秋田郡長の予測どおり、大館町会が内務大臣へ意見書を提出した。北秋田郡会や青森県会の意見書、帝国議会の建議書への対応の遅れを非難し、法律の規定により「速力ニ相当ノ処分」を求める内容だった。北秋田郡会の意見書では、藤田組の鉾業権取消をも求めていた。大館町会の意見書は「不測ノ暴挙ニ出テ」など恫喝の文言も見えるが、上川沿村会と同じく「町村制」第三十五条二項に基づき合法的に提出されたものである。町村の公益に関する事件について監督官庁に意見を提出できた。地方自治には、町村会の決議を町村政に影響させるシステムが予め組み込まれていた。この中で、国と財閥と町村が時々利害をめぐり対立または連携を繰り返していたと言える。

次に、内務部農商課のシリーズ「小坂鉾山煙害対策関係」の簿冊を見てみよう。この中に、明治四十二年（一九〇九）の県による煙害試作水田の状況報告や圃場日誌がある⁽²⁷⁾。同年一月、立憲政友会が県当局に煙害状況の報告を求めたことによる⁽²⁸⁾。背景には、郡会や町村会による積年の意見書提出があった。簿冊を見ると、煙害試作に関する令達と上申が農商務省と県との間で往復している。その後、煙害問題は藤田組と各町村との賠償金額の妥結で決着した。大正期に入ると、農商務省も秋田県も綿密な被害地調査と賠償契約調停を行うようになる。内務部農商課のシリーズ「花岡鉾山煙害対策関係」の簿冊を見てみよう⁽²⁹⁾。大正元年（一九一二）九月、

秋田県技師が農商務省仙台鉱山監督署長と同行で被害地を調査した。大館町役場農商課長や北秋田郡長と調査方法を打ち合せ、かつ被害者と面談するなど、姿勢が下岡知事の時代から大きく変化している。県は北秋田郡長を介して、花岡鉱山の経営者小林清一郎と町村の賠償交渉も斡旋した。郡長は、国策を背景にした鉱山と町村自治の間を調停する役割も担わされていたと言える。

ここで、内務部勸業課のシリーズ「吉野鉱山煙害対策関係」の簿冊に注目したい⁽³⁰⁾。雄勝郡西成瀬村の吉野（吉乃）鉱山は、大日本鉱業株式会社の経営する銅山だった。社長の武田恭作は小坂鉱山で黒鉱の自熔精錬法を開発した技術者で、藤田組から独立し会社を興していた。大正四年（一九一五）、武田は吉野鉱山を探鉱し巨大な銅鉱床を発見すると、翌年に小坂式自熔精錬所の建設を立案した。この計画に対して、雄勝・平鹿・仙北の三郡で、町村会・郡会・系統農会・地主会・耕地整理組合・青年会等、あらゆる団体が手を結び一大反対運動を展開した⁽³¹⁾。三郡の位置する横手盆地は国内最大の面積を有する盆地で、現在も県内米の大半を産出する穀倉地帯である。雄平仙三郡の米は、藩政期も杉や銅と並ぶ重要な国産品だった。

大正五年（一九一六）十二月には、秋田県知事小島源三郎が農商務次官と仙台鉱務署長に対し、電報や公文書で自熔精錬所建設の不許可を要望した。穀倉地帯の真ん中で煙害が広がった場合、「彼ノ小坂、尾去沢ノ如キ辺鄙ナル地方ト同日ニ論スヘキニアラス」として、

陳情のため内務部長を上京させると記している。また電報案には三郡農業有志大会の動向が記され、警察部長以下保安課長と高等警察課長も捺印している。警察が反対運動の不穏な空気を警戒していた証左である。同月には、県会議長で平鹿郡農会長の土田万助が内務・農商務両大臣に建議書を送った。土田は平鹿郡有数の大地主で、十月に小作米を輸送できる横荘鉄道株式会社を設立したばかりだった。一方、仙台鉱務署長は、小島知事への返答で巨大な銅鉱床の開発を重視する姿勢を崩さず、精錬所の除害装置の安全性を繰り返した。注目すべきは、地方統治機構でも仙台鉱務署と秋田県の間で、開発の姿勢に差異が見られることである。県は内務省の地方機関である半面、町村会や郡会と連携した県会の意見を無視できなかった。不完全でも地方自治体だった県の側面が表れたと言えよう。また、県知事としても、煙害による穀倉地帯の壊滅は重大な失点になったと推定される。

大正六年（一九一七）一月には、奥羽三大地主の仙北郡高梨村会議長池田文太郎も小島知事へ意見書を提出した。大日本鉱業株式会社は、先の土田万助に加え、さらなる巨大地主と敵対する状況に陥った。そして同年六月、仙台鉱務署は大日本鉱業株式会社の精錬所建設を不許可にした。先行研究はこれを労農運動の勝利と位置付けるが⁽³²⁾、国・財閥・町村の利害関係の妥協と穀倉地帯の重要性から導き出された判断と考えられる。

大正期には鉱山で労働争議も多発している。この関係文書は警察

部高等警察課、後に特別高等警察課で扱われたため、現時点で公開されていない。秋田県公文書館に県警察本部の公文書が未だ引き継がれず、情報公開制度も平成十三年度以前を対象外としているためである。また、戦前の「秋田県報」では文書管理規定を掲載しても、高等警察課や特別高等警察課の類別部目は非公開にしている。しかし、内務部勸業課のシリーズ「尾去沢鉱山煙害対策関係」の簿冊に、大正三年（一九一四）三月のストライキに関する文書が混じっている⁽³³⁾。なぜ、煙害対策関係の簿冊に綴じられたか分らないが、県内鉱山の労働争議の記録として希少である上、その嚆矢たる尾去沢鉱山のものである。文書は鹿角郡長から内務部長への報告であり、七百名余がストライキに参加して増給を要求し、警察の鎮撫的処置と鉱山側の譲歩で妥結した経緯を逐一記している。この後、同八年（一九一九）に小坂鉱山で人員整理に対し大規模なストライキが発生し、同十二年（一九二三）以後は花岡・阿仁・吉野鉱山で労働争議が激化した⁽³⁴⁾。一方、内務部勸業課の産業組合関係の三シリーズの簿冊から、同九年に藤田組が労働者と家族の厚生を目的に小坂鉱山購買組合を設立したことを確認できる。

次に、内務部庶務課のシリーズ「小坂鉱山堤防決壊罹災関係」と「鉱山専門学校設置関係」のつながりを分析してみたい。明治四十年（一九〇七）九月十七日深夜、小坂鉱山の熔鉱用貯水池の堤防が決壊した。貯水は奔流となって鉱山町を襲い、火災も発生させ多数の罹災者を出した。罹災後、鉱山事務所が救護・医療・葬儀・衣食

・見舞金まで負担したが、決壊原因については「自然決壊」「崩壊ノ原因ハ要スルニ不明」と報告している。この時、下岡知事は宮内省内蔵寮に天皇皇后下賜金三百円の手続きをとった。十月十日付けの藤田伝三郎から下岡知事への書簡には「万端御高配ヲ辱シ、善後ノ処置ニ付而ハ殊ニ周到ナル御庇護ニ依リ幸ニ罹災者一同ノ満足ヲ以テ速カニ落着」とある。藤田組は、施設保守管理の責任追及を免れた⁽³⁵⁾。

下岡知事は、同時期、官立鉱山専門学校の秋田県誘致を文部省の後押しで進めていた。鉱業専門技術者の養成が、戦後経営の重工業化の基盤に必要とされたためである。明治四十年（一九〇七）八月の臨時県会で官立鉱山専門学校の誘致が決議され、敷地買収予算を十二月の通常県会で通さなければならなかった⁽³⁶⁾。予算案提出について県会との連携ができた上で、下岡知事は藤田組・古河組・三菱合資会社と寄付金交渉を行った。十月十三日付けの藤田伝三郎あて書簡では、「貴家ノ承諾ナキトキハ折角ノ話モ纏マラス、県民ノ失望多大ナルベシ」として寄付を強く奨励している⁽³⁷⁾。そして、藤田組から寄付金総額の六割に及ぶ二十一万円を出させた。財閥は国策のため県に庇護される恩恵を受けた代わり、財政面で利用される立場でもあった。

一方、鉱山経営のインフラ整備も進んでいる。内務部土木課のシリーズ「小坂鉱山専用鉄道関係」は、明治四十二年（一九〇九）の小坂鉄道株式会社の設立に関するものである。「大館花岡間鉄道関係」

は、大正二年（一九一三）に花岡鉾山で小坂鉾山精錬所に売鉾するため、小坂鉄道大館駅まで専用鉄道を敷設した際のものである⁽³⁸⁾。同四年（一九一五）、藤田組は花岡鉾山を専用鉄道と一緒に買収し、小坂鉾山の支山にした。また、「発電用水利使用等関係」は、藤田組・古河組・三菱合資会社が鉾山用水力発電所を作った関係である。近代的鉾業では電灯・電動削岩機・自熔精錬用電解槽ほかを稼働するため、電力無しで経営が不可能な時代になっていた。

そして、明治四十年代以後、知事官房の皇太子行啓や皇族御成の文書シリーズに、鉾山視察の記録が散見されるようになる。明治四十一年（一九〇八）の皇太子行啓で初めて小坂鉾山が視察地に入り、精錬所や工場を案内している。大正十年（一九二一）に淳宮雍仁親王と高松宮宣仁親王、同十四年（一九二五）に伏見宮博義王が小坂鉾山と秋田鉾山専門学校を視察した。同年には、皇太子も鉾山専門学校を視察した⁽³⁹⁾。政府が国内有数の銅山と鉾山技術者養成機関を国策上重視していたことの反映である。

大正十五年六月と昭和十年二月機構改正期、鉾業行政に直接関わるシリーズは残っていない。大正十五年六月機構改正期を見ると、知事官房秘書課のシリーズ「贈位関係」の簿冊に注目すべき文書がある⁽⁴⁰⁾。昭和三年（一九二八）、県知事鯉沼巖が故藤田伝三郎の追陞を商工大臣に申請した。小坂鉾山の発展が国策と県経済に貢献した功績による。藤田への賛辞に「国運の進展に資するものは多大の損害を忍びても」とあり、国策に財閥を利用したことが垣間見える。

その一方、「寄付者行賞関係」の簿冊を見ると、同五年（一九三〇）に藤田組が小坂町に十九万円余を寄付している⁽⁴¹⁾。大正五年（一九一六）に県内務部長が鹿角郡役所を巡察した際に小坂町財政の鉾山依存を懸念したが⁽⁴²⁾、状況はさらに進んでいた。また、昭和十二年二月機構改正期、知事官房秘書課のシリーズ「秩父宮御成関係」の簿冊を見ると、昭和十一年（一九三六）に花岡鉾山が初めて視察地に入っている⁽⁴³⁾。当時、小坂鉾山では出鉾量が減り、精錬銅の三分の二は花岡鉾山の鉾石を原料にしていた⁽⁴⁴⁾。

以上、本章では昭和十二年（昭和十年二月機構改正期）まで秋田県庁の鉾山関係行政文書を分析した。その中で小坂鉾山煙害問題をめぐり、地方統治（県知事、郡長）と地方自治（県会、郡会、町村会）との関係について実態解明を試みた。亜硫酸ガスの農林業に及ぼす被害が甚大になると、政商と地方自治の間に利害の不一致が生じた。その過程で町村会・郡会・県会の意見書が、県政運営に圧力をかけている。日露戦中戦後の国策たる銅増産に抗する形になっても、議会は法律で規定された権限を使い煙害対策の意見書を提出しており、当時の地方自治の実力が窺い知れる。県知事や郡長は国策たる銅増産を確保する立場から政商を擁護したため、県会や郡会と対立した。その際、郡長が県会や町村会との調停も行った。一方、吉野鉾山煙害問題をめぐっては、県内有数の穀倉地帯を守るため、県知事と県会の利害が一致し連携している。地主出身の議員が地方自治を動かしていたことも実態である。一方、政商は地方自治に財

政面で影響力を及ぼした反面、地方統治に財政面で利用される場合もあつた。地方自治について、府県など統治体制と府県会など議会との関係で論じられてきたが、第三勢力として大企業の関与も考えないと全体像が見えてこない。

三 石油関係行政文書の構造分析

本章では、明治十八年九月機構改正期から昭和十年二月機構改正期の昭和十二年（一九三七）までを対象範囲とし、石油関係行政文書を抽出してISAD (G) のシリーズ・レベルで構造分析を行う。

前稿で明治十八年（一八八五）以前を構造分析した際、石油関係行政文書はシリーズ「試掘之部」「借区之部」「鉱山之部」の中に散見された。明治六・七年（一八七三・一八七四）には、政商小野組が秋田郡八橋村ほかで石油を試掘している⁽⁴⁵⁾。同七年の小野組破産後、士族授産団体や県内外の中小資本が各地で小規模に石油開発を行った。当時の主な用途は、石油ランプの燃料だった。秋田県内では、表3の明治二十九年三月機構改正期まで、右のような小規模開発が続いていた。

一方、新潟県では明治二十一年（一八八八）に、三島郡尼瀬の地域名望家で県会議員の内藤久寛が主導し日本石油会社を設立していた。第一次企業勃興の時代である。内藤は、事業計画性に乏しい小規模開発からの脱却を目指した。同二十三年（一八九〇）にはアメ

リカから綱式鑿井機械一式を輸入して試掘を行い、豊富な出油量を記録した。その後、越後石油会社・長岡石油会社・北越石油会社ほかも続々設立された。同二十六年（一八九三）には、多くの会社を合併し宝田石油会社が古志郡に設立された。日本石油会社と双璧をなす大会社になる⁽⁴⁶⁾。

さて、明治二十七年（一八九四）の日清戦争前後、産業革命の進展で国内の石油需要が増加した。第二次企業勃興の時代でもあり、秋田県内の石油開発に東京の資本家も進出している。それでは、明治三十一年四月機構改正期の文書群を構造分析してみよう。表3のとおり、この時期から鉱業行政を分掌した部局以外で石油関係の文書シリーズが見られるようになる。内務部第四課第二係で秋田石油調査会に関するシリーズが作成されているが、その背景を説明しておきたい。

明治三十三年（一九〇〇）五月の臨時県会で、農商務省に対し県内の石油調査を依頼することを決議した。村山茂真議員が専門家による石油資源の調査を建議したことによる⁽⁴⁷⁾。そして、同年、農商務省地質調査所が国内油田調査を計画し、全国を十区に分けて秋田県を第二区とした。巨智部忠承所長は、調査結果から秋田県を有望視し、技術者不足を先進地への伝習生派遣で補うことを忠告している。十二月の通常県会で新潟県の石油会社への調査生派遣予算が決議された。この時、三浦盛徳議員は、「鉱山ヲ古河市兵衛ニ占領セラレタルガゴトク」石油開発が県外資本の手に渡ることを危惧する

表3 各機構改正期における石油関係の文書シリーズ: 明治18年～昭和12年(1885～1937)

機構改正期	サブ・ファンド	サブ・サブ・ファンド	サブ・サブ・サブ・ ファンド	シリーズ	資料番号(秋田県公文書館)
明治18年 9月12日改正	勸業課	第二部		鉱山之部	
明治19年 4月 8日改正	勸業課	農商部		鉱山之部	
明治19年 9月 8日改正	第一部	勸業課		鉱山之部	930103-08086, 08094, 08097, 08099, 08102
明治22年 3月28日改正	第一部	農商課		鉱山之部	930103-08109, 08116
明治23年10月20日改正	内務部	第二課	農工商係	鉱山之部	930103-08121, 08125
明治26年11月29日改正	内務部	第三課	農工商係	鉱山之部	930103-08126～08127
明治29年 3月31日改正	内務部	第二課	地理係	鉱山之部	930103-08131
		第五課	農工商係	鉱山之部	
			地理係	鉱山之部	
明治31年 4月 1日改正	内務部	第四課	第一係	鉱山之部	930103-08133～08140, 07919
			第二係	秋田石油調査会関係	930103-08152
				秋田石油調査会関係地図	県C-644-1～2, 674
明治38年 4月25日改正	第三部	商工課			
明治40年 7月15日改正	知事官房			皇太子行啓事務関係(大正14)	930103-12134, 12137
				皇太子行啓記録編纂関係(大正14)	930103-12132～12133
				秩父宮高松宮御成関係	930103-12120, 12122
				伏見宮御成関係	930103-12145
				皇族御成事務関係	930103-12108
	内務部	土木課		道路之部	930103-05902, 05947, 05960, 05982～05987, 05994, 05996, 06004, 06008～06009, 06012, 06017, 06019～06020, 06038, 06042, 06047, 06049, 06057, 06059, 06061, 06063, 06065, 06067, 06071
				鉄道之部	930103-06099～06100, 06106
				治水之部	930103-05377, 05439, 05444, 05447, 05450, 05454, 05457, 05460～05461, 05464, 05465
				土木雑之部	930103-05975
				発電用水利使用等関係	930103-10857
				官有土地之部	930103-04472
				官有地私下貸付之部	930103-04726, 04752～04753, 04761, 04772, 04774, 04780, 04785, 04788～04789, 04791～04792, 05374
				地理雑之部	930103-05145
		教兵課		第一次世界大戦事務関係	930103-00494
		商工課			
		農商課			
		勸業課		秋田石油調査会関係	930103-08153～08154
				管内鉱山煙害対策関係	930103-08146
				水産関係陳情請願	930103-07155
	知事官房	秘書課		澄宮御成関係	930103-11950
				皇族御成事務関係	930103-11951～11952
				李王家御成関係	930103-11956
		土木課		道路之部	930103-05605
				道路占用之部	930103-06080～06082, 06084
				治水之部	930103-05380
				治水占用之部	930103-05391
				土木雑之部	930103-05603
				官有地使用之部	930103-05299, 05311, 05371～05372
		商工水産課			
		産業第一課			
	知事官房	秘書課		秩父宮同妃御成関係	930103-11959, 11961～11062
	経済部	商工水産課		秩父宮同妃御成関係	930103-11965

発言をしている⁽⁴⁸⁾。県会議員の多くは地域名望家であり、右の事態は好ましからざるものだった。統治体制の県側も県税収入の面から県内資本による石油開発を望んだ。ここに両者の連携が成立した。

内務部第四課第一係のシリーズ「鉾山之部」の簿冊には、明治三十四年（一九〇一）四月から石油調査生の募集、新潟県の蔵王石油会社や日本石油会社へ受入依頼の文書が見られる⁽⁴⁹⁾。同年十二月の通常県会では、知事武田千代三郎が県参事会の意見をまとめ、鑿井機械購入の予算化を提案した。油脈の確認後、機械を県内の投資家に無償で貸与し石油開発を援助する構想だった。賛成派の村山議員らが、県参事官の説明した予算案を支持している⁽⁵⁰⁾。

同月、秋田石油調査会が設立された。投資家の開発リスク軽減を目的に、県から貸与された鑿井機械で県内の油脈を事前調査することとを設立趣旨とした。会員は、県内の商人や地主、既存の中小石油開発者、それに日本石油会社や蔵王石油会社など県外資本で構成されていた。村山茂真が最大の出資者だったほか、会員には県会・郡会・町村会の議員も少なくない⁽⁵¹⁾。翌年一月から二月、県参事会室が創立事務室として貸与されており、県の後押しを窺わせる。

さて、シリーズ「秋田石油調査会関係」は内務部第四課第二係で作成された。第二係の分掌「勸業諮問会ニ関スル事」に基づいたと推定される。簿冊には、石油調査生から届いた日本石油会社と蔵王石油会社の技術や施設に関する情報が詳細に記録されている⁽⁵²⁾。

しかし、秋田石油調査会の事業は捗々しく進まなかった。南秋田

・河辺・由利郡で油脈を調査するも、顕著な成果を挙げていない。明治三十七年（一九〇四）十二月、南秋田郡旭川村泉の鑿井で日産二十石出油したが、日露戦争開始で県費補助金を四分の一に減額された⁽⁵³⁾。また同三十九年（一九〇六）には県会議長大日向作太郎が選挙地盤の雄勝郡内で鑿井するなど、いたずらに調査場所を分散させた⁽⁵⁴⁾。

明治四十年七月機構改正期の文書群を見ると、鉾業行政を分掌した部局以外のシリーズが爆発的に増えている。石油開発の成功を反映したものが、秋田石油調査会の成果ではなかった。明治四十年（一九〇七）六月、秋田石油調査会の理事村山茂真が死去した。同年九月、秋田石油調査会は日本石油会社との間で、旭川村泉の油井について共同鑿井を契約した。資金不足で村山らが斡旋していたことだった。この後、秋田石油調査会は、県の鑿井機械を日本石油会社に転貸し旭川村泉の開発を進めさせた⁽⁵⁵⁾。翌四十一年（一九〇八）七月、日本石油会社旭川鉾場は日産五十石を出油、八月に秋田出張所を開設、十二月には油井三本で噴油に成功した。内藤社長は、採算を確信し投資拡大に転じる。四十三年（一九一〇）十一月には、旭川村泉の原油を精製するため、南秋田郡土崎港町愛染新田に秋田製油所を建設した⁽⁵⁶⁾。日本石油会社の進出で、秋田県内の石油開発が近代的鉾業として確立したと言える。

内務部土木課のシリーズ「道路之部」の簿冊では、旭川油田・秋田製油所間はじめ道路に送油管を埋設する工事申請が多くなる。秋

田の石油開発は、パイプライン網を整備する段階に入っていた。同課「治水之部」では、秋田製油所の汽罐や冷却槽用の給水鉄管を敷設した工事申請が散見される。秋田製油所の盛んな稼働を反映した。

明治四十四年（一九一〇）四月に秋田鉱山専門学校が開校し、旭川油田の盛況に刺激され採鉱科に石油鉱業コースを設けている⁽⁵⁷⁾。そして、大正二年（一九一三）二月、秋田石油調査会は県内資本による石油開発の挫折で事業の清算を行った⁽⁵⁸⁾。秋田県は国策上重要な銅と石油の生産地でありながら、両方とも県外資本に支配される結末になった。

一方、日本石油会社では、大正二年（一九一三）九月、南秋田郡金足村黒川の油井で、日産千石の大噴油を記録した⁽⁵⁹⁾。知事官房のシリーズ「皇族御成事務関係」の簿冊を見ると、十月に北白川宮成久王が黒川の油井を視察する目的で秋田県に御成をしている⁽⁶⁰⁾。さらに翌三年（一九一四）五月、黒川R五号井で日産一万石の歴史的大噴油を記録し、一躍世界十指に数える大油田となった。海軍大臣は内藤社長に「国家の慶事」との祝電を送った⁽⁶¹⁾。同年八月、日本は第一次世界大戦に参戦し、近代戦がもはや石油燃料なしでは不可能と再確認することになる。

内務部土木課のシリーズ「道路之部」を見ると、黒川油田用の軌道敷設や鉱業用電話設置、秋田製油所に至る送油管埋設の申請が増えている。石油開発の中心は、旭川油田から黒川油田に移っていた。また、同課の「発電用水利使用等関係」は、日本石油会社や宝田石

油会社などの石油鉱業用発電所に関するものである。なお、大正十年（一九二一）に宝田石油会社は日本石油会社に合併し、水利使用権も承継された。このほか、「鉄道之部」の簿冊には、秋田製油所から奥羽線土崎駅まで運油用軌道を敷設した文書が見られる⁽⁶²⁾。秋田から首都圏へ、石油を大量に陸上輸送する鉄道ルートも整備された。

そして、黒川の噴油以後、知事官房の皇太子行啓や皇族御成のシリーズに、油田及び製油所視察の記録が散見されるようになる。大正五年（一九一六）、久邇宮朝融王の御成時、黒川油田を見て、「音たてておつる油の瀧つせは御国の富の湧くにそありける」と詠まれた⁽⁶³⁾。石油増産に向けられた国家的期待を反映している。同十四年（一九二五）の皇太子行啓時には、秋田製油所のほか南秋田郡の豊川油田も視察した⁽⁶⁴⁾。

油田や製油所が行啓や御成の視察地として面目を施した裏側で、黒川の噴油後から既に鉱害問題を発生させていた。内務部勸業課のシリーズ「水産関係陳情願」の簿冊には、大正四年（一九一五）の南秋田郡大久保村漁業組合による賠償陳情書がある⁽⁶⁵⁾。黒川油田からあふれた原油の一部は南秋田郡の八郎湖や馬踏川に流入し、漁獲高に深刻な影響を及ぼしていた。同年、八郎湖沿岸の天王村や飯田川村などからも陳情書が出された。一方、同課「管内鉱山煙害対策関係」の簿冊では、同年、土崎港町愛染新田部落が秋田製油所の硫酸含有排水による漁業被害を知事に上申している⁽⁶⁶⁾。しかるに、

鉱山煙害対策のように町村会・郡会・県会が意見書や建言書を提出する段階までには至っていない。

表3で大正十五年六月と昭和十年二月機構改正期を見ると、シリーズの数が激減しているが、秋田県庁文書群全体の残存状況にも関係する。さて、この時期の皇族御成に関するシリーズを見ると、秋田製油所の視察は必須だったことが窺える。昭和六年（一九三一）の満州事変後の軍部台頭で、軍需資源の銅と石油の生産地である秋田県的重要性は一層高まった。御成時の視察地選定には時局が強く影響している。同八年（一九三三）に石油国策審議会が設置され、翌九年（一九三四）には石油業法の施行で石油精製業及び輸入業が政府統制下に置かれた。この時期、国内原油増産の主力は、新潟県から秋田県に移っていた。

そして、昭和十年（一九三五）には、日本鉱業会社及び日本石油会社の八橋油田で大噴油があった。八橋油田は稀有な平野部立地型であり、国内最大の油田に発展した⁽⁶⁷⁾。知事官房秘書課のシリーズ「秩父宮同妃御成関係」を見ると、同十一年（一九三六）六月に日本石油会社の秋田製油所とともに日本鉱業会社の八橋油田を視察している⁽⁶⁸⁾。一方、二・二六事件後、広田弘毅内閣が軍部の要求を容れる中、陸軍航空本部が秋田製油所の一般参観に段階的に制限を加えていった⁽⁶⁹⁾。

昭和十二年（一九三七）以後の戦時体制では、秋田県で銅と石油の増産が一層求められることになる。軍需資源の供給県という国策

上の位置付けは、戦争末期の花岡事件や土崎空襲の遠因としても留意しておきたい。

以上、本章では昭和十二年（昭和十年二月機構改正期）まで秋田県庁の石油関係行政文書を分析した。新潟県では、地方名望家で県議員でもある内藤久寛の主導で県内資本による石油開発に成功し、会社の発展に伴い県財政をも潤した。秋田では県の主導で県内資本による石油開発を目指し、県会と協力し秋田石油調査会を設立した。地方自治においては、県会を構成した産業ブルジョアが県外産業ブルジョアの進出に対抗し、県庁と共同戦線を張った形になる。県庁と県会の連携には成功したが、技術の未熟さなどから挫折し、結局、県外資本の進出を阻むことができなかった。秋田県は、近代戦で不可欠になる石油資源を大量に埋蔵していたが、日中戦争勃発後も、県外資本に収益を吸収され続けた。一方、県内資本による石油開発には挫折したが、秋田県は昭和に入り新潟県を抜き国内最大の石油供給地に発展し、国家的期待を担うこととなる。

おわりに

本稿では内閣制下において日中戦争以前まで秋田県の鉱業行政関係の文書群を構造分析し、当該期の地方自治について実態解明を試みた。第一章から第三章では「鉱業関係行政文書」として、鉱業を直接分掌しないが何らかの形で鉱業に関わったシリーズを抜き出し

て構造分析を行った。分析結果を一覧にすると、シリーズの出所は、商工に留まらず知事官房や庶務、地理や土木ほか多くの部課にわたっていた。鉱山や石油の開発が進展するに伴い、財閥や県外資本の地域社会との関わり方が、県や町村ほか諸団体への寄付、道路や軌道、パイプラインの整備、動力源の水力発電所建設、さらには鉱害発生など多方面に拡大したことを反映している。

そして、統治体制と議会の関係に、財閥や県外資本など大企業を加えて三者の関係を考えると、時々の状況により合従連衡の様相を呈している。第一章で見た鉱山の場合、財閥は鉱業経営を行う地元町村に寄付を行うことで、地方自治に影響力を及ぼしていた。このように地元の財政やインフラ整備に貢献することで、議会とは良好な関係を保っていた。また、統治体制も財閥による地方の整備を歓迎し、寄付献金を賞誉の対象とした。しかし、製錬技術の発展と国策による増産で、大規模な鉱害が地域の農業や漁業、林業に被害を及ぼすようになると、三者の関係は微妙になっていった。

第二章で見たとおり、国策上から統治体制たる県庁や郡役所は、軍需品の銅を生産する財閥を擁護する立場にあった。これに対し、議会を構成する議員、すなわち地主層と財閥とは利害関係で敵対する図式になった。これは、農林水産業に拠る県内ブルジョア層の地元で、鉱業に拠る県外ブルジョア層が国策を背景に発展してきた結果と言える。小坂鉱山の煙害問題が発生した県北は秋田杉の産地だったが、日露戦争前後の国策上、統治体制は鉱山を擁護した。その

結果、議会は県知事に敵対し、鉱害対策を要望する意見書を提出することで県政に圧力を掛けた。国策たる銅増産に抗する形になっても合法的に意見書を提出できた点に、内閣制下における地方自治の実力が示されることになった。反面、県内有数の穀倉地帯に鉱害による壊滅の危険性が生じた際には、県知事と議会は連携して反対運動を展開している。

そして、第三章で見た石油の場合、県税増収を望む県庁と県内資本による石油資源開発を望む県会が連携し、官民共同の秋田石油調査会を立ち上げた。統治体制と議会が、県外ブルジョア層の進入を阻止するために連携したことになる。しかし、秋田石油調査会の挫折後、県外資本が秋田県を国家的期待を担う石油供給地に発展させた反面、県内資本による石油開発を駆逐する結果になった。その後、第一次世界大戦を経て石油が軍需品として認識され、秋田の油田や製油所は皇族御成時の視察地に入るほど統治体制に重要視された。

本稿では、地方自治について、従来の統治体制と議会の関係に企業を加えて考察したが、従来の研究に些かでも新たな視点を加えることができれば幸甚である。

註

(1) 龜掛川浩『自治制五十年(制度篇)』(良書普及会、一九四〇

年)、『地方制度小史』(勁草書房、一九六二年)、大島太郎『官僚国家と地方自治』(未来社、一九八一年)、大石嘉一郎『近代日本の地

- 方自治』(東京大学出版会、一九九一年)、山田公平『近代日本の国民国家と地方自治―比較史研究―』(名古屋大学出版会、一九九一年) 山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』(弘文堂、一九九〇年)、『日本近代地方自治制と国家』(弘文堂、一九九九年)、高久嶺之助『近代日本の地域社会と名望家』(柏書房、一九九七年)、大島美津子『明治国家と地域社会』(岩波書店、一九九四年)、飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』(吉川弘文館、二〇一七年)、松沢裕作『明治地方自治体制の起源―近世社会の危機と制度変容―』(東京大学出版会、二〇〇九年)、谷口裕信『近代日本の地方行政と郡制』(吉川弘文館、二〇二二年)
- (2) 渡邊佳子『近代日本の統治機構とアーカイブズ―文書管理の変遷を踏まえて―』(二〇二二年、樹村房)
- (3) 大友一雄『アーカイブズを理解する―史構造論の展開―』(『アーカイブズの科学』下巻、国文学研究資料館史料館編、二〇〇三年、柏書房) 一二頁
- (4) 国際標準記録史料記述・一般原則 (General International Standard Archival Description, ISAD(G)) の日本語版は、アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』(二〇〇一年、北海道大学図書刊行会) に所収。
- (5) 明治十九年一〜二月「庶務課第一部事務簿」賞誉献金等之部壱番(九三〇一〇三―〇八五五九)
- (6) 岡田有功「近代日本における公害問題と企業の社会的責任―明治期の藤田組を事例として―」(『九州共立大学研究紀要』第七卷第二号、二〇一七年) 三〜四頁、岡田は小坂鉦山における藤田組の「労使共栄による一山一家」の経営理念に基づいた地域貢献を、事業をスムーズに進める良好な関係を築くためと位置付けている。
- (7) 明治十九年五〜七月「庶務課庶務部事務簿」賞誉献金等之部四番、十九年七〜十二月「庶務課庶務部事務簿」賞与献金等之部五番(九三〇一〇三―〇八五六〇、〇八五六一)
- (8) 明治二十二年四〜十二月「第一部庶務課事務簿」駅通之部式番(九三〇一〇三―〇六三九五)
- (9) 明治二十年六〜九月「第一部庶務課事務簿」賞与献金等之部五番、同二十二年「第一部庶務課事務簿」賞与之部壱番、同二十二年三〜六月「第一部庶務課事務簿」賞与之部二番(九三〇一〇三―〇八五六五、〇八五六七、〇八五七五)
- (10) 明治二十年六〜九月「第一部庶務課事務簿」賞与献金等之部五番
- (11) 財団法人日本経営史研究所編『創業100年史』(一九七六年、古河鉦業株式会社) 二二一、九六〜九九頁
- (12) 明治二十五年七〜九月「第一部庶務掛事務簿」賞与之部三番、同年十〜十二月「同」同四番、同年一〜五月「同」同壱番、同二十六年「同」同三番(九三〇一〇三―〇八五八七、〇八五八八、〇八五八五、〇八五九〇)
- (13) 明治二十五年一〜四月「第三課学務係事務簿」学規之部一番(九三〇一〇三―〇三〇六三)

- (14) 明治二十六年一、十二月「第一課庶務掛事務簿」 駒通之部 (九三〇一〇三—一〇六三九九)
- (15) 明治二十六、三十年「第二課鐵道事務係事務簿」 鹿角郡小坂村小坂鉦山鉦業人藤田組ヨリ鉦業用軌道布設願之件全 (九三〇一〇三—一〇七九一六)
- (16) 明治二十七、三十年「第一部庶務掛事務簿」 駒通之部全 (九三〇一〇三—一〇六四〇〇)
- (17) 『創業百年史』 (一九八五年、同和鉦業株式会社) 九六頁
- (18) 明治三十三年六、八月「第二課地理掛事務簿」 官有地之部五番 (九三〇一〇三—一〇四三三七)
- (19) 田口勝一郎「明治・大正期鉦山公害の一考察—小坂鉦山煙害問題を中心に—」 (今村教授退官記念会編『秋田地方史の研究』、一九七三年、金沢文庫) 三二六、三三二頁
- (20) 明治三十八、三十九年「下士兵卒家族救助事務簿」 (九三〇一〇三—一〇八三四)
- (21) 『久原房之助小伝』 (一九九一年、日本鉦業株式会社) 三八頁
- (22) 前掲田口「明治・大正期鉦山公害の一考察」 三三三—三三五頁
- (23) 前掲田口「明治・大正期鉦山公害の一考察」 三三三—三三五頁
- (24) 明治三十九年「秋田県通常県会会議録」 第二十号 (秋田県議会议務局所蔵)
- (25) 明治四十年「同」 第十一号 (同所蔵)
- (26) 明治四十一年、四十二年「煙毒ニ関スル書類」 (九三〇一〇三—一〇八一四五)
- (27) 明治四十二年「煙害関係書類 (内山技師へ回答)」、同年「同 (襲煙状況圃場日誌)」 (九三〇一〇三—一〇六五九七、一〇六五九八)
- (28) 前掲田口「明治・大正期鉦山公害の一考察」 三四一頁
- (29) 大正元、二年「花岡鉦山煙害関係書類」 一 (九三〇一〇三—一〇六五四)
- (30) 大正五年「吉野鉦山煙害一件書類」 (九三〇一〇三—一〇八一四九)
- (31) 前掲田口「明治・大正期鉦山公害の一考察」 三四九—三五〇頁
- (32) 秋田近代史研究会編『近代秋田の地域と民衆』 (一九六九年、秋田近代史研究会) 一三六頁
- (33) 大正三年以降「尾去沢鉦烟毒関係綴」 (九三〇一〇三—一〇八一四八)
- (34) 前掲「近代秋田の地域と民衆」 一五〇—一五二頁
- (35) 明治四十年「小坂鉦山罹災ニ関スル書類」 (九三〇一〇三—一〇八一四四)
- (36) 明治四十年「秋田県通常県会会議録」 第十九号 (秋田県議会议務局所蔵)
- (37) 明治四十年「鉦山学校書類」 (九三〇一〇三—一〇四一八七)
- (38) 大正五年「小坂専用鉄道敷設ニ関スル書類」、大正二、五年「大館花岡間鉄道敷設ニ関スル書類」 (九三〇一〇三—一〇六一〇四、一〇六〇九七—一〇六〇九八)
- (39) 明治四十一年九月「皇太子殿下行啓ニ関スル書類」、「淳宮高松宮兩殿下御成関係書類」、「伏見宮博義王殿下御成関係」 附第二艦隊寄港

- 関係、「行啓記録」(九三〇一〇三―一二〇七九、一二二二〇、一二二二、一二二四五、一二二二二―一二二二三)
- (40) 昭和五年「御贈位関係」其ノ二(九三〇一〇三―一二四四六)
- (41) 昭和七年「寄付賞与」(九三〇一〇三―〇八六二七)
- (42) 大正五年「鹿角郡役所検閲書類」(九三〇一〇三―〇一三五九)
- (43) 「秩父宮殿下御成関係書類」(九三〇一〇三―一一九六六、一一九五八)
- (44) 前掲『創業百年史』二五二―二五三頁
- (45) 明治七年一〇月「第二課勸工掛事務簿」借区ノ部(九三〇一〇三―〇七八七〇)
- (46) 日本石油株式会社・日本石油精製株式会社社史編さん室編『日本石油百年史』(一九八八年、日本石油株式会社)五五―七一、九八―九九頁
- (47) 明治三十三年「秋田県臨時県会会議録」第四号(秋田県議会議事務局所蔵)
- (48) 明治三十三年「秋田県通常県会会議録」第十九号(同所蔵)
- (49) 明治三十四年六―九月「第四課第壹係事務簿」鉾山三番(九三〇一〇三―〇八一二七)
- (50) 明治三十四年「秋田県通常県会会議録」第十号(秋田県議会議事務局所蔵)
- (51) 大正六年九月写「秋田石油調査会誌」(九三〇一〇三―〇八一五三)
- (52) 明治三十五―三十六年「石油調査会書類」(報告) 雑(九三〇一〇三―〇八一五二)
- (53) 大正六年九月写「秋田石油調査会誌」
- (54) 明治三十六―大正六年「石油機械貸与書類」商工 附石油調査会関係書類(九三〇一〇三―〇八一五四)
- (55) 同
- (56) 明治四十三年「産業功績者調」雑(九三〇一〇三―〇七四七三)、前掲『日本石油百年史』一〇九―一一〇、一四六―一四八頁
- (57) 藤岡一男『秋田の油田』(一九八三年、秋田魁新報社)五〇―五一頁
- (58) 大正六年九月写「秋田石油調査会誌」
- (59) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編(一九六五年、秋田県)七〇五頁
- (60) 大正四年「拝謁関係」閑院宮・伏見宮・北白川宮各殿下(九三〇一〇三―一二一〇八)
- (61) 前掲『日本石油百年史』一七七―一八〇頁
- (62) 大正三年一―十二月「内務部土木課事務簿」鉄道之部老番(九三〇一〇三―〇六〇九九)
- (63) 「皇太子殿下船川沖御仮泊閑院宮載仁親王殿下御成久邇宮朝融王殿下御成北白川宮成久王殿下御成伏見宮博英王殿下御通過関係書類」全一(九三〇一〇三―一一九五二)
- (64) 大正十四年「皇太子殿下行幸関係綴」(九三〇一〇三―一二一三四、一二一三七)
- (65) 明治四十三年―大正十年「請願及陳情書類」水産(九三〇一〇三―〇七一五五)

(66) 大正五年「鉦山煙毒關係綴」(九三〇一〇三一〇八一四六)

(67) 前掲『日本石油百年史』二八三～二八四頁

(68) 昭和十一年六月「秩父宮殿下同妃殿下御成關係書類」(九三〇一〇三一
一一九六五)

(69) 「例規綴」(九三〇一〇三一〇〇二六四)

(古文書班 しばた ともあき)

〈史料紹介〉

岡文庫 「昔あふきのおも影」 (岡二九六)

公文書館講座 「記憶の護り人 養成教室」 受講者
畑 中 康 博

はじめに

「昔あふきのおも影」は、縦帳四十三丁の明治時代に書かれた旧秋田藩の回顧録である。冒頭に「直清草案」とあることや参勤交代について述べた箇所、直清の父である「直温」の名が見えることから、著者は旧秋田藩士・長瀬直清であることは間違いない。この書が岡文庫に入っている正確な理由は分からない。しかし「昔あふきのおも影」を読むと、薄れ行く前時代の記憶を書き表し、後世に残そうとした意図があるように思えてならない。内容は佐竹家の歴史に始まり、家中の家格、藩の役職、城内の様子や風習等が絵図と共に詳細に記されている。城内で小姓を呼んだとき、小姓は「ヤア」と返事をするとか、夕方城内で勤務時間の終了を告げるのは副役の役割で「御当用御仕舞、御当用御仕舞、御用無き者勝手に退席」と

大声で叫んだなど、久保田城中の様々な人物像が見えるようで大変興味深い。また、秋田藩の参勤交代について、佐竹様は疱瘡の神という話が広まり、奥羽・野州の沿道は、行列脇を歩く人がいたり、槍の柄を紙で拭い、その紙をお守りにする人がいたという話も書かれている。学校教育で教えられる参勤交代と全く異なる様子に、読者は驚きをもって見入ることは間違いない。

資料の翻刻と校正は、今年度開講した「記憶の護り人 養成教室」受講者である阿部晃三・遠藤正彦・熊谷清貴・黒澤美鈴・佐々木彦一郎・地主泰子・柴田喜久子・鈴木充・畑中智春及び本館古文書班畑中康博が行った。

翻刻にあたり、文字は常用漢字を用い、読者の便宜を図るため句読点を付した。割註は「」の表記とした。著者の明らかな誤記についてはママをつけた。また空白の箇所には(空白)と表記している。

【本文】

昔扇のおもかけ

直清草案

吾旧主君佐竹家の御歴代御事蹟、秋田藩治古来の制度等ハ、昔時博識諸先輩古老の著したる古記録・昔物語等数種ありて、其詳細を尽し明瞭なるも、余か幼きより父祖の物語又自ら奉仕見聞したる事とも、長き後にハ終に得知らぬこともやあらむと書綴り置くは、或ハ子孫の為め無要の事にもあらさむと斯く物し置くことゝせり。

一 君家の御事蹟御累代のことハいふも更なり。御一門・諸家、古来由緒ある家筋などハ諸書に詳なれハ省くなり。今其大要を挙げんに、
老岐守様の御家ハ義隆公の御三男義長君、式部少輔様の御家ハ其御庶長男義實君にして、義処公御代義長君にハ弍万石、義實君の後、義都君にハ老万石を分ち両家を立られ、義長君の御家ハ鳥越様と称し新田御分知なりしも、明治初年雄勝郡岩崎及附近の地を賜ひ、岩崎藩主となり。今の子爵義理君の御家なり。義都君の後ハ義堅公・義真公本藩を継かせ玉ひて式部様の御家ハ跡を絶つことゝなりぬ。現在男爵義立君の御家ハ、曩に鳥越播磨守義謀君「義堯公御弟」の長男義脩公「初義紀」ハ義堯公の御賀養子と成らせ玉ひ、従四位下修理大夫に叙任し後陸軍大尉の職を奉し、西南の役に従ひ給ひ、御家督を相続せられたるか、後故ありて御離縁となり、陸軍大尉の職故の如く奉し玉ひ、特に男爵を授けられ、早く隠れさせ玉ひければ、義理君の御三男義立君を以て其跡

を継かせ玉ひたり。

一 御一門に北家男爵敬次郎・東家男爵義準・南家男爵義雄・小場男爵義度にて、此小場家ハ万治年中佐竹の称号を賜ひ、御苗字四家と称す。石塚・大山・戸村・今宮・小野岡・古内六家ハ引渡と称し、岡本「古内家の上席」・真壁・宇都宮・多賀谷・茂木・伊達・武茂・箭田野「二階堂家なり」・塩谷九家ハ他家引渡と称せり。此家々ハ古代各城主にして、常州御在城の頃、御家に随従せし歴々の家柄なり。又御直分流の家を挙げは左の如し。

先祖左衛門尉義信御十六代義治公御三男	佐竹主計
同 左近大夫将監政義御十六代義治公御四男	佐竹中務
同 治郎左衛門尉義里御十七代義舜公御三男	佐竹左衛門
同 越後守宗義御十一代義篤公御二男	石塚孫太夫
同 右京亮義孝御十一代義篤公御四男	大山若狭
同 常陸介義倭御十四代義人公御三男	戸村十太夫
同 凉松院永義御十七代義舜公庶子	今宮大学
同 右衛門佐義森御十四代義人公御四男	小野岡市太夫
同 一溪斎御十七代義舜 ^{アツ} 公庶子	古内藏人
同 八郎季義御五代别当秀義公御三男	酒出八郎
同 存虎御十五代伊予守義俊公御三男	宇留野源太郎
同 次郎義連御六代常陸介義重公庶子岡田四郎義澄長子	真崎兵庫
同 常陸介義春御十代上総介貞義公御二男	小瀬縫殿助

御支流

同 六郎義久御五代別当秀義公庶子南酒出六郎義茂二男

万治二年小場を改め佐竹御称号被下 佐竹大炊介

同 尾張守自義山入刑部太輔師義三男 小田野又八郎

同 源左衛門宣忠小場式部太輔義宗三男 小場勘解由

同 源之丞処風戸村十太夫義国四男 戸村一学

同 彈正義僚今宮涼松院永義二男 今宮伊織

同 源右衛門峯教小野岡市太夫義伯二男 小野岡藤吉

同 三郎兵衛貞勝古内下野守義貞二男 古内主典

一 御苗字四家・引渡八年始の時古例に依り、引渡一番座佐竹主計・

佐竹大炊介・石塚孫太夫・大山若狭・戸村十太夫・今宮大学・小

野岡市太夫・岡本又太郎・古内蔵人、同二番座佐竹中務・佐竹左

衛門・真壁掃部介・宇都宮帯刀・多賀谷長門・茂木将監・伊達一

十郎・武茂矢五郎・箭田野八郎・塩谷伯耆、外に欠座輩名家なり。

別に年始盃酒記なる物あり、見て知るへし。此時引渡の御膳を賜

ふなり。石塚以下塩谷までを引渡と称ふハこれか為めなり。御酒

下され退席の時、屋形様御起座上檀より片足を御おろし見送玉ひ、

何れも御三の間にて拝伏御受セリ。

一 義の御一字御下字拝領、其他御取扱の家柄

義の御一字拝領無く名乗、武器へ御本紋、衣服へ別紋を用る家

主計・中務

義の御一字拝領、武器へ御本紋、衣服へ別紋用る家

左衛門・大炊介・石塚・大山・戸村・今宮・

小野岡・古内

御下字拝領并御替紋丁字巴、武器・衣服共に用ふ。以前ハ義の

御一字拝領名乗、御本紋用候所、義処公 御代延宝二年丁字巴

紋被下たる家 真崎・今宮伊織・酒出・宇留野・小田野・小瀬

御下字拝領の家 多賀谷・伊達・小野崎「三郎」・早川・小場・

戸村「二学」・小野岡「藤吉」・渋江・山県「兵庫」

御加冠の家 主計

御返盃の家 主計・中務

乗輿御免無く乗来る家、殿上元服「ハケ御ハサミ袴腰へ御手ヲ

添ヘラル」 北・東

同御免被仰渡家 湯沢・大館

先道具の家 御苗字四家・大山・戸村・今宮・多賀谷・小鷹狩

御年男の家 八木作助

出仕以前御目見の家 御苗字四家・石塚・大山・戸村・今宮・

小野岡・古内・多賀谷・塩谷・小田野・

小瀬・小鷹狩・渋江・梅津「小太郎」・

梅津「与右衛門」・須田

出仕家督御腰物拝領の家 御苗字四家・石塚・大山・戸村・

今宮・小野岡・真壁・多賀谷・茂木・

塩谷・小場・小鷹狩・渋江・須田

出仕家督御相酌の家 小田野又八郎

回座にて上檀出仕の家

小野崎三郎・真崎兵庫

出仕家督家来御目見の家

角館〔七〕・東家〔七〕・湯沢〔七〕・

大館〔七〕・石塚〔七〕・大山〔四〕・

戸村〔六〕・今宮〔三〕・小野岡〔三〕・

古内〔三〕・真壁〔三〕・多賀谷〔二〕

十二大将の家

御苗字四家・石塚・戸村・多賀谷・小鷹狩・

渋江・須田・佐藤源右衛門・梅津小太郎

以前御床几代勤候面々

佐竹中務大輔義久・佐竹山城守義寛

小野崎山城守通郷・小野崎山城守服通

一御苗字四家及引渡席次左の如し

佐竹虎菊

佐竹中務

五千七百四十六石八斗四升二合

五千六百八十石八斗五升九合

佐竹左衛門

佐竹近江

五千四百八十九石七斗式升四合

五千七百五十八石式斗一升

石塚孫太夫

大山若狭

千四百五十六石三斗

五百六十九石三斗三升五合

戸村十太夫

今宮又三郎

五千五百一石式斗一升二合

四百二十六石六斗三合

外二百六石御預高

小野岡右衛門

岡本但馬

千三百七十五石五升五合

千百三十三石一升三合

古内茂右衛門

真壁掃部介

三百四十九石式斗五升四合

九百七十三石一斗一升五合

宇都宮帶刀

多賀谷彦太郎

七百三十九石九升三合

三千三百三十四石式斗五升九合

茂木筑後

伊達市十郎

式千七百七十四石八升五合

五百二十五石七斗四合

武茂矢五郎

箭田野友松

百六十九石五斗式升四合

百六十四石三斗九升七合

塩屋伯耆

四百九十石一升一合

一宿老の家ハ小野崎伊織・和田安房・小貫佐渡其他五十九家あり。

古来勲功又ハ由緒ある大家の跡等なるに、後々重職を勤め、又ハ功勞に依り宿老の席を賜ふこととなり。漸次其數を増加したるものなり。これを回座と稱す。御広間にて御酒下されの節、一同御三ノ間・伺候ノ間・二十四日ノ間に環座す。此称の出し所次なり。旧藩の頃、回座を指して俗に鷹々と隠語を用えたり。これ元来四十八軒なりしに依り四十八鷹といふことより斯く云ひしと後増加して此称に当らずと聞しハ非か。

小野崎伊織

和田安房

二百九十二石六斗二升六合

四百七十九石三升七合

小貫佐渡

酒出和泉

三百四十六石一斗二合

三百六十三石七斗九升九合

松野茂右衛門

早川庄九郎

三百九十一石三斗一升六合	百九十六石一斗二升九合	千六十八石九升二合	三千二百三十六石五斗五升六合
宇留野源太郎	真崎兵庫	玉生八兵衛	船尾右兵衛
二百七十八石九斗八合	千二百八十三石二斗九升七合	二百二十七斗八升五合	二百三十三石二斗五升
小田野又八郎	小場小伝治	中川栄四郎	細井金太夫
六百六石五斗六升	千六百五十石二斗六升三合	百四十五石八斗四合	二百三十五石六斗四升二合
戸村一学	小瀬源四郎	小野寺桂之助	箭田野藤太
二百五十三石六斗九升七合	二百三十四石	二百十(空白)	百八石九斗三合
小野崎謙之助	今宮源三郎	塩谷喜太夫	松野五郎兵衛
千百七十五石八斗二升	百六十四石二斗一升四合	百十八石六斗一升七合	四十九石九斗九升二合
小野岡藤吉	岡本衛門	武茂駿河	梅津藤十郎
百九十四石四斗	百四十八石二斗一升一合	百十二石五升四合	千六百八十六石八斗四升
古内主典	茂木乙之助	大越甚右衛門	小野寺主水
四十五石二斗二升九合	二百三十六石七斗四升七合	九百七十六石三斗八合	二百三十四斗一升三合
茂木英太郎	小鷹狩源太	梅津図書	山方左馬介
八十六石六斗二升八合	二千四百七石六斗六升一合	千三十二石六斗五升二合	三百五十七石六斗五升二合
渋江内膳	須田内記	荒川弥五郎	梅津藤太夫
二千九百十四石三斗六升三合	二千八十九石五斗三升五合	三百七十二石八升三合	六百五十四石三斗五升一合
田代彦八郎	前小屋源七郎	渋江左膳	大塚九郎兵衛
百二十二石八斗二升七合	八十四石二斗三升五合	千百九石四斗六升九合	七百十六石四斗九升七合
石川下総	福原忠三郎	信太内蔵助	黒沢伊兵衛
三百七十二石一斗四升五合	四百二十三石三斗六升三合	五百八十八石九斗三升三合	三百九十四石九升四合
佐藤源右衛門	梅津小太郎	梅津矢三郎	疋田久太夫

四百七十石四斗一升四合 九百七十八石八斗五升五合

岡谷貞治 結城七郎

八拾石 百七十六石二斗五升七合

土屋藏人主 八木作助

二百三十四石六斗一升一合 百九十五石九斗七升七合

大沢哲藏 眞壁十兵衛

百四十六石八斗一升五合 百四十二石八斗二升二合

寺崎藤九郎 平元隼人

五百三十八石四斗七升三合 三百四十九石三斗九升五合

金宇一郎 中安内藏

三百六十五石七斗七升八合 百六十七石四斗三合

介川作美 一代宿老江戸定府 村路主殿

三百十九石九斗四升四合 三百石六人御扶持

一宿老の次を諸士と称す。此内階級あり。近進といふ。近進の中にも百五十石以上家禄の者を壺騎と称し、鎧・挟箱・合羽籠等の供廻なり。七十石以上を駄輩と称し、若党・草履取を随従す。其以下を不肖といふ。又御扶持の者あり。草履取一人を召具す。近進ハ熨斗目を着用す。以下ハ之れを許さす。次に近進並、徒、徒並等の区別あり。又諸郷に給人なるものあり。古来家柄の輩あり。各町村に近進以下同並、郷士、徒並等在住あり。又御蔵出高・御蔵米を給ふものあり。五百石・三百石の者ありとも。其資格、御扶持に準ずるものにて、多くハ新家、若くハ諸職人等にあり。

一御旗本近進ハ十六歳にして出仕す。大番組となるハ通例なるも、又大小姓・御小姓御番となるあり。是れを三御番と称す。出仕前明德館にて学庸論素読の試験を終へさるへからず。且つ御番入の時、鎗劍射術修業の師名を上陳す。駄輩以上の士ハ馬術修行の事をも併て具陳するの例なり。

一大番ハ一般勤むべき通例なり。他の役義を務むるも之れを休る時ハ、又大番に入るの規定なり。一番より十番まであり、禄並順席なり。大番頭これを統理す。一番組ハ毎月一日二日三日、二番ハ四日五日六日と順を追ふて大番所に宿衛す。又近進たる者といへとも、御馬乗・御鷹匠其他家職ある者ハ、大番に入るを得ず。各其職に依て勤仕す。

一大小姓ハ、大抵駄輩以上十六歳の者出仕、これを勤む。其人品により、大番・御小姓より拔躍せらるゝこともあり。一番より五番に分ちこれを勤む。定員無しといへとも、大凡百人許なるへし。専ら御供方を務め、又諸献上物を御前に奉進するハ大小姓なり。献上品受けさせられたる上ハ、御小姓これを引く。大小姓ハ平素御座の間に当直す。御在国ならざる時ハ、同所に備置るゝ貴重なる御長持・友印・丸印・吉印を守護し、又出御書院及御納戸近傍通用猿戸鎖鑰を監守せり。

一御小姓ハ其家柄によりて勤む。多くハ一騎以上なり。九歳より童形にして出仕す。一番より五番に分つ。総員百二三十人なり。家柄の者ハ、出仕翌日直に御小姓となるも、家柄にあらず、父祖大

番組頭以上の役義にある者の子孫ハ、特に言上の後にあらされは命セらるゝを得ず。又児小姓の内、人選を以て御鈴ノ間小姓を命セらるゝ者十五人、奥向の御用を勤む。其他ハ表倅と称し、御納戸向を務む。総て前髪振袖なり。十六七歳に至り、半元服又ハ前髪御免なる者あり。半元服ハ御納戸を勤め、前髪御免の者ハ表御小姓となり、御納戸に入るを得ず。表御小姓ハ、専ら表の御給事、御出入の御先導警蹕を勤め、常に御座の間・陰の間に当直す。

一 前述三御番ハ役名にあらず。出仕直に御番入を命セらるゝものにして大番ハ総員千五六百名もあるへし。高祿の者あり。小祿御扶持の者あり。又老年あり。幼少なるあり。同番中も互に面識なきもの多し。大小姓ハ壮年活発、表勤といふ風にて、旧規を討論し先例を確守し、相譲らざるの気概あり。俗に大小姓理屈と云ふ諺あり。登城の時といへとも、供人を具せず。紺の足袋を用うる習なり。御小姓ハ、近侍といふ体度にて温和柔順、若党を供とし、白足袋にあらされは穿たず。御前に羽織を着せず、腰に提物・印籠を挟まず、脇指刀の拵・柄糸の色等種々の制あり。外役向ハ足袋御免を願ひてこれを用うるも、御小姓ハ御免を得て暑中足袋を脱する例なり。吾祖考の頃ハ御小姓ハ常に薄茶色の足袋を用え、一見して御小姓と認めらるゝものなりと聞けり。

一 御側小姓ハ表御小姓より人撰命セラレ、屋形様御側に常侍し、御束髪・御入浴・御着服を始め諸般の事を勤め、日常御側を放るゝ事なし。御書方・御書物方等を分掌す。通常九人にして江戸交代

にて勤む。御幼年の時ハ夜々不寝番あり。十二人なり。表御小姓と違ひ勤役年数に算セらる御納戸勤にて奥へ入るを得ず。

一 諸士ハ御苗字・引渡に對し敷居外挨拶にて、諸士を呼ぶに無殿なり。回座へハ敷居外にてちよと会釈の上同席す。御副役以上、即ち一役なる者ハ、初より回座同席なり。引渡の衆馬駕籠にて途中に逢ふ時ハ、下馬下乗して挨拶する定めなり。御家老へ年始申込の時、取次の者式台に出て礼を受くへきを、家来人少、来客多忙を名として出てさるの慣習あり。然る時ハ、諸士ハ両刀を脱せず玄關に上り、取次の間にて其儘礼を申入るゝことなり。是れ式台の心得とする為めなり。

一 諸士階級格式ハ前陳の如くなるに、又新家なる称号の者あり。金穀等を献し、其賞として士籍に挙げられたるもの、是にも前の如き各等級近進より徒並まであり。公簿に氏名列記の時ハ、新家といふ肩書を付す。是は家祿千石以上の者と雖も、旧家諸士の次席なり。父祖役義を勤るも、其子孫御小姓たるを得ず。往時義厚公天徳寺御仏詣の途中、保戸野に一人の児御通りを拝観し居たるを御覧し、何れの子なるやと御駕籠脇へ尋させ玉ひしに、河野百八の養子畠山善四郎の実子なりと申上しに、新家の子なれば御小姓にならぬとの御意ありしとこれを漏れ聞き奉り、別に武藤禮治より養子し御小姓を勤めたり。是れ即ち近頃の百人にてありしとぞ。

一 新家三代引続き御副役以上の役義を勤る時ハ、四代目より旧家の列に加り、献上物等にて給人又ハ近進並に被召立候輩ハ、祿並に

かゝらす、古来よりの給人近進並の次席たるへし。三代引続定役二十年勤むるに於てハ、四代目より新旧差別なく禄並順席たるへきハ、文政八年六月廿二日仰渡されたり。

一御扶持の者、諸士に在ても三人口を給せらるゝ小身ありしに、義堯公御入国大に武備を奨励し玉ひしに、三人口の小身ハ到底其余資無きを察せられ、総て五人口を賜ることゝせらる。即ち慶応元年なり。是れ貧士の恩恵を蒙りしこと少々ならず。又御親から鎗劍を研究し玉ひ、大小姓・御小姓ハ勿論其他といへとも、秀達熟練の者ハ、特に御相手を命せられ、寒暑を問ハす一枚の稽古衣を召され勉めて奨励し玉ひしハ、いと難有ことなり。

一御領内三城の内、横手ハ戸村家、大館ハ小場家御城代たり。北家ハ角館、南家ハ湯沢、大山家ハ院内、多賀谷家ハ檜山、茂木家ハ十二所を御預り居住し、其町在住の給人を支配す。又小鷹狩家の横手、渋江家の刈和野、梅津家の角間川、松野家の能代に於けるハ其所に住せずして組下給人を支配セリ。其支配の権力重く、これを進退し途中行逢ふ時ハ下座せしめたりとぞ。横手町居住の山縣兵庫・高屋五左衛門家ハ給人にあらず、代々御物頭を勤むるなり。山縣は御下字拝領の家筋なり。

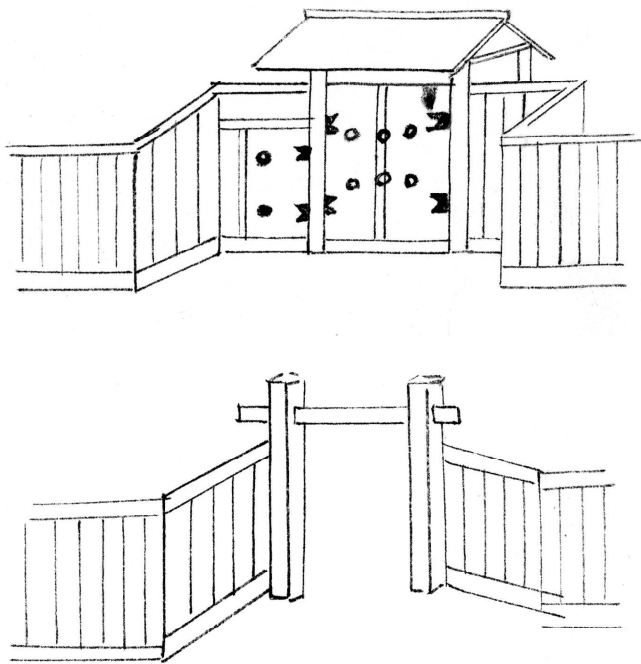
一引渡ハ御家老・御相手番の外役義を勤ること無し。回座ハ寺社奉行・大番頭・両御右筆支配を勤るハ通例なるも、諸奉行御側両役をも勤む。御刀番を勤るハ近年これを聞かす。回座より出たる御家老・御相手番ハ、仮令先役たりとも引渡同職の次席なり。一騎

以上の諸士ハ一役以上にあらされハ勤めす。近年御副役を勤めし者ありしに、一騎の士間に大に議論のありし事なり。駄輩の士ハ諸物書を勤めす。御政務所物書以下ハ、不肖御扶持方の者これを勤む。其以下役方諸職人数多あり。御家老職以下役々左の如し。

御家老・御相手番・寺社奉行・大御番頭・両御右筆支配・能代奉行「近年御勘定奉行ヨリ兼務」・御勘定奉行・郡奉行・御評定奉行・町奉行・銅山奉行「近年御勘定奉行兼務」・御財用奉行・御軍事頭取・祭酒・文学・助教・御学館詰役支配・砲術頭取・奉行格・御用人・御前様頭役・御側御用人「近年欠員」・諒鏡院様頭役・御留守居・御留守居助役・御膳番・御兵具奉行・御境目奉行・御物頭・御刀番・御厩頭取・御目附・御納戸役・御副役・御兵具奉行見習・御学館詰役支配見習・御留守居見習・切支丹改役・大御番組頭・御学館教授・大御番組頭格・大小姓筆頭・御側医・御小姓筆頭・医学頭・御右筆々頭・御規式役・御学館教授並・砲術所同・寄合組・大御番・大小姓・御側小姓・御小姓・御規式役局住・両御右筆・御学館目附・御医者・御鷹役・御金蔵役・御勘定吟味役・郡方吟味役・御財用吟味役・御勝手方吟味役・御台所役・寺社方取次役・御勘定調組頭・路次役・奥附役・町方取次役・御境目取次役・御小人差引役・御厩差引役・御検地役・御割物役・御勘定調役・御政務所御物書筆頭・御学田受払役・御学館詰役・砲術所同・山川役・川方本役・御雑用役・大木屋役・御境口手判番・御学館詰役並・支配

御目附・林取立役・大木屋方御普請役・郡方見回役・御兵具役・御製藥受払役・開發方調役・酒造方調役・薪方見回役・餌鶏勘定調役・諸上納銀受取役・産物方調役・砲術所調役・御境口出入調役・御政務所物書・御学館書記・御金藏物書・御割物役物書・御用局物書・御膳番物書・町所物書・御境目方絵図物書・砲術所物書・番外并在々住居・御茶道組頭・古来参府ノ在々給人・刈和野給人・御厩別当・御茶道・御小人頭・近進家職人・二代近進・一代近進・御料理人組頭・役中近進・近進並・同在々住居・同家職人・御茶屋坊主・時鐘坊主・御料理人・永御時計坊主・二代近進並・一代近進並・御時計坊主・役中近進並・郷士・御歩行組頭・御歩行目附・御茶屋番組頭・御歩行・御茶屋番・御鷹匠・御馬乗・御馬医・猿樂役者・御大工・御壁塗・御塗師・御張付師・御紙漉師・御刀鍛冶・御槍師・御弓師・石火矢師・御矢師・御弦師・御兵具仕裁・御鉄砲師・御仕裁師・御研師・御鐔師・御鞘師・御金具師・御柄卷師・御畳刺・湊御船頭・御升取・御馬具師・諸職並・御掃除坊主

一輕輩にハ御足輕を始とし、御同心・御小人・御厩・御厨使番・其他種々あり。御城下にハ御旗組・御足輕五十人・御物頭首席の者これを支配す。弓・鉄砲・槍一組三十人ツ、二十九組あり。御物頭に附属す。郡方御足輕・御兵庫組御足輕なるものあり。各奉行之を支配す。又各郷にも御足輕あり。所預り衆に属す。御同心ハ町奉行、御小人ハ御評定奉行に出仕す。其他各支配頭に隸属す。一



本陣等の
為め、特
に建設セ
しめられ
たるもの
ハ外ハ許
されざる
なり。

代御奉公の者なるも、夫々株なるものあり。世襲の如き姿をなせり。御家中すへて分限格式に種々の区別をなせり。表門の外裏門を設るハ回座以上にして、屋根を覆ひたる門、即ち上図なるハ、一騎以上なり。其門袖塀を正角にするなり。駄輩以下ハ其袖塀斜に下図の如く斜に外塀に続け建るハ古法なりと聞けり。輕輩の内、御足輕・御同心ハ両柱にて板塀を設くるを得す、生籬なり。御小人以下ハ片柱なり。輕輩ハ門柱にあらず、籬杭と称したるものなり。百姓町人ハ一切門を建るを得ず。屋形様御立寄又は諸侯方御使者

一 輕輩及百姓町人ハ苗字無し、名のミを以て唱ふ。特に功勞あり苗字を許さる。又百姓町人ハ帶刀を禁す。奇特の行為に依り苗字帶刀を許さるゝものハ無上の榮譽として、儀式登城の時これを帶せり。町人の内、那波三郎右衛門・中村作之助ハ御館入と唱へ、其他ハ御用聞町人とす。此の御用聞の内、独礼町人と総礼町人の區別あり。独礼なるものハ、秋田・土崎を合し三十人に足らず。屋形様御入部後、登城馬鋤又ハ扇子箱等其家例に依り献上一人ツ、御座の間又ハ御広間御疊縁にいさり出て名前披露御目見得をなす。総礼ハ御法度書の間に数十人別居し、屋形様、御座の間より御表へ御通行の時（御用承る町人共罷出ました）との披露にて、御起立の俣御目見なり。献上物ハ各自其前に置くなり。独礼の如きハ古来御由緒あるものゝ外一切格を与へられぬなり。近頃此格に登りたる者は、山中新十郎・菅礼治のみと覚えたり。那波三郎右衛門ハ毎年始めに金百両を献し、御目見中村作之助ハ、童形御目見を為し得らるゝと覚えたり。

一 秋田御城郭内外の事ハ図面あり。人の知り居る事なるへきも、龜ノ町入口これを虎の口を称す。左右外堀あり。西ハ旭川に続き、東ハ下堀・上堀と俗称し、長野下に繞る土堤あり。松樹を植栽せらる。又龜ノ町・堀端町より東根小屋町入口、これ又虎ノ口と称す「此方或ハ龍の口と云ふと聞けり」御門あり。御足輕番所あり。前に鉄杷・刺戟等を飾り立警固あり。今の大林区署の位置なり。此内長野町・土手谷地町（今の聯隊営所の位置）中谷地町・東西

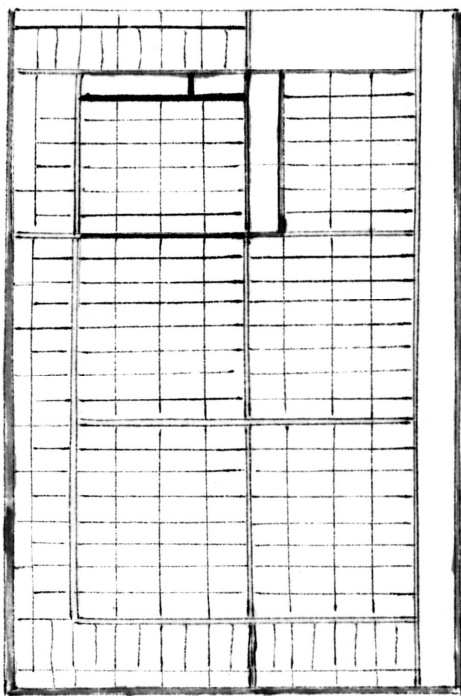
両根小屋町・中長町・土手長町を中通りと唱ふ。広小路堀上土橋・中土橋・穴門橋又東方上中城町北端に在てハ、渋谷上・北方土御門各所に下馬札を建設せられ、登城の者此所にて下馬す。各所櫓門・類当門の二基あり。穴門ハ元板橋にして此所の類当門ハ、扉半以上堅格子、屋根持板に三巴古代紋を彫刻せり。昔神明社の門を残せしものと聞けり。何れも御足輕番所あり警衛す。此の以内三の丸なり。堀を回らせり。上中城町より二の丸に入る所、青銅擬宝珠欄檻の橋あり。内に類当門櫓門あり。黒御門と称す。下中城町より入る所の堀も亦同様の橋を架す。内類当門あり。其上の坂を登り櫓門あり。松下御門と云ふ。此坂ハ義宣公軍事上考慮を凝らし玉ふ所なりと聞けり。馬蹄の程度を計り、石階を置きたる坂なりしに、明治四十二年皇太子殿下行啓の時、御車行の御不便を慮り、石段を徹し、土堤を崩し、古跡を改造せり。松下御門の上又一の類当門ありし。二の丸北方御鎮守大正八幡・稻荷三社地（今水道濾過池の位置）より入る所にも板橋及二基の御門あり。土御門と唱ふ。前に述るか如し。

一二の丸ハ前陳黒御門・松下御門・土御門以内をいふ。黒御門に入り左り、即ち南方に御勘定所あり。時鐘樓あり。安樂院も此所に在り。土御門内東方に御金藏あり。其前に馬場あり。南北に長く御馬見所御建物あり。其東方御厩新古二棟あり。御厩頭取以下役員御馬乗・御馬医等各詰所あり、内馬場にも御馬見所あり、一郭をなせり。黒御門より御勘定所前を經、御本丸に登る。これを長

坂といふ。其上に櫓門あり。一の御門是なり。又坂を上る内に御足輕番所、奥に御物頭番所あり。丸に釘抜の紋を附けたる幕を張る。警衛いかめしかりし。従僕・百姓町人、一の御門内木履を穿つを得ず。又坂を上り大櫓門あり、表御門といふ。大番頭これを守護す。屋形様御在国ならさる時ハ大扉を開かず、左方小門を入す。今にその前敷石に履物の為め凹める跡あり、記念ともなるへき物なり。又二の丸御厩前より御本丸に登るなたらかなる大坂あり。上に櫓門あり。裏御門と称す。御足輕番所あり。御物頭之れを主管す。又西方百間長屋の中間、埋御門といふあり。建物ある地下を穿ち、土堤左右に高く之れを覆ふ。常に開閉せず。これは非常の時、御兵庫に通ふへき所と聞けり。前掲長坂下裏御門大坂下ハ下乗の所にして、鍵箱等供回りを此所にてはつす。大腰懸あり、供待の用に供せらる。

一角御櫓なるものハ、御本丸ハ勿論、二の丸・三の丸各所に在り。其内御本丸乾方にある新御兵庫を俗に御角櫓と唱ふ。是ハ安永の頃なるか詳ならさるも、御兵庫より御手近に差置かるへき御武器の為め建築なりたるものと云ふ。此所より一段下、北方を帶曲輪といふ。此所に馬場あり。義堯公馬術に長し玉ひ、駒御取立等日時二の丸へ御出にてハ御手数と思し召、新に開かれたるもの也。一御城内即ち御本丸ハ表御門、正面御玄関あり。屋形様式立たる時御出入及幕府御目代・諸侯・御使者ハ勿論、総て土分一般此所より昇降するハ本式なり。御玄関御板椽天井に長柄の鎗百筋を掛ら

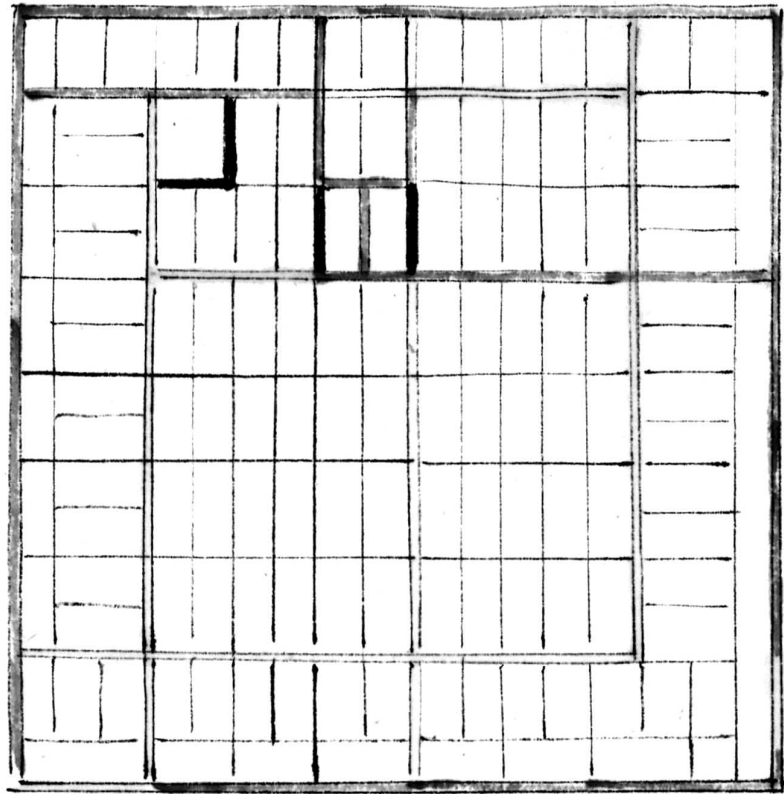
御広間



る。石田三成より義宣公へ進呈せられたるものと聞けり。御仲の口ハ其北方に在り。屋形様常に御出入の所にして東家・御家老・諸奉行・御用人以下一役の面々、兒小姓此所より出入す。東家・御家老昇降の時、御玄関御仲の口番の御小人下座触をなし、御茶屋にて御茶屋番刀を受取、上の間刀懸に置く。

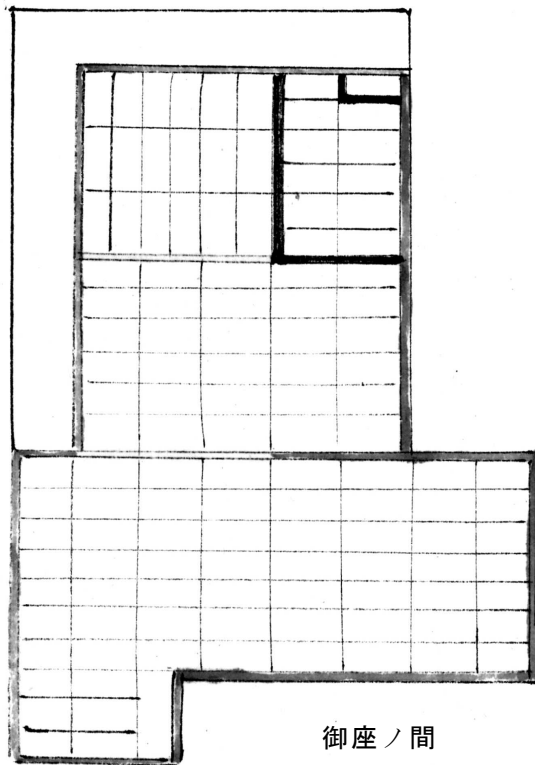
一御広間ハ上段・二ノ間・三ノ間・伺候ノ間・大般若ノ間・二十四日ノ間と六ツに成れり。年始其他公式の時、屋形様御出座あり。御入部大振舞、幕府御拝領鶴の御吸物被下、出陣の将士御酒被下、又御家中一般に仰せ出さるへき御直書・御条目等此御席なり。鎗・劍・柔術・居合等武芸上覧ハ、御三ノ間にて演芸、上段下御着座親しく御覧になるなり。其西方金ノ御書院あり。総金張付四季ノ間・桜ノ間・鶴ノ間・松ノ間・雀ノ間等に分る。諸侯方・御使者

拝謁、幕府より御拝領鶴雁の御披・御謡初・御祝・寺院御礼等此の御座敷なり。



金ノ御書院

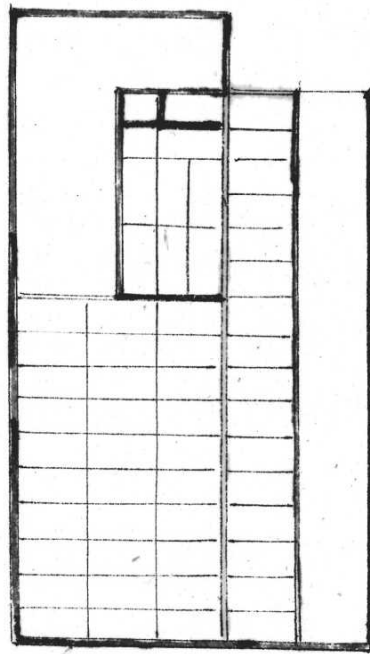
一御座の間ハ屋形様日々御出座、東家・御家老・御相手番其他相詰
め、其時々一役以上の御役替、江戸上下及御用出張・帰着等の者
披露御目通あり。朔望・五節旬其外定日あり。引渡・回座・諸役
人御目見得、東家・御家老・御相手番御料理御相伴ハ此の御座敷
なり。年始御儀式ハ御上檀なり。御年男八木作助慰斗目麻上下に



御座ノ間

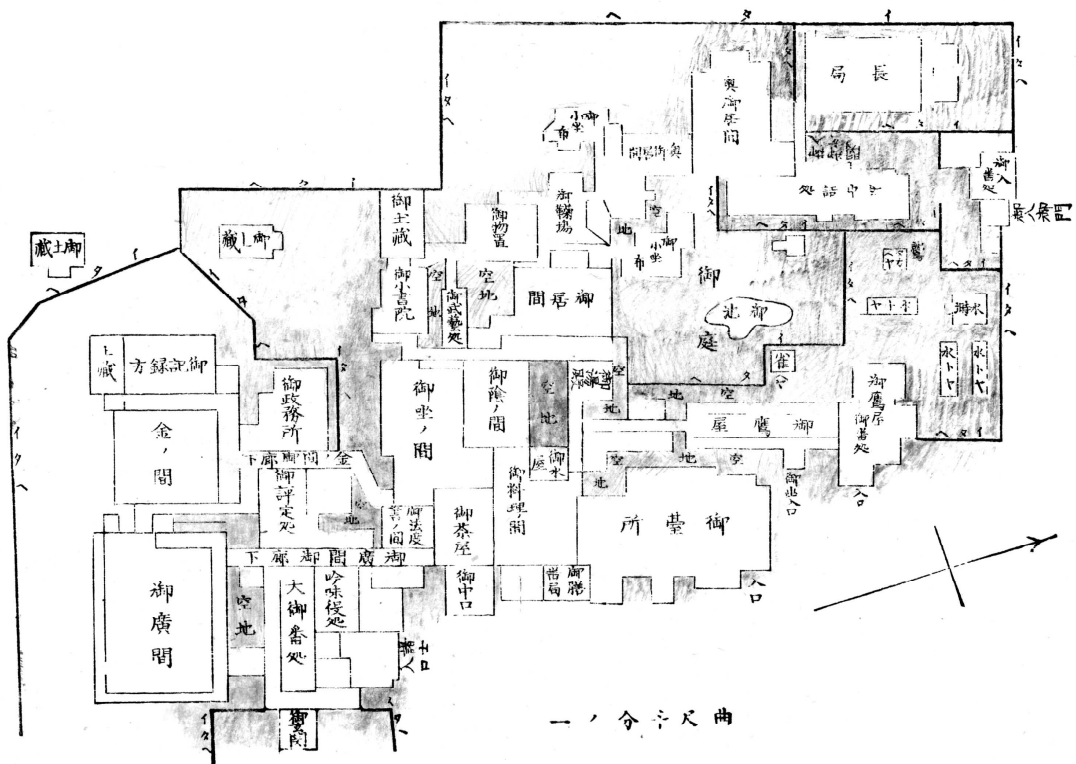
て七五三の御膳を奉る。此の御膳ハ（空白）といふて、経三尺
余溜塗足附のものにて、経八九寸の大椀、内朱外黒塗に朱にて蓬
菜の模様なり。御膳番御通ひを勤む。御規式役の家なる菊地新蔵
人御膳立の役を勤む。節分の御式も撒豆ハ八木家の役なり。御月
見・御年忘の御囃子舞等も此の御座敷なり。又玄猪神鏡の餅・疏
ノ目・御茶口切等皆此の所に御式あり。御苗字以下諸士初て出仕
の時、家格により異同あるも、御酒盃を賜ひ家督改名御礼すへて
此の所なり。昔時常に御座ありし所なりとぞ。大小姓之れを守護
し、猥りに出入を許さるなり。

一 御陰の間ハ此の北陰の御座敷なり。常に御台子飾り付あり。日々御昼・御夕の御膳ハ此の所にて召さる。御刀番御飯鉢をひかへ、表御小姓御通ひを勤む。年始・御開卷式・儒書講釈又ハ御目附御用内申等此の御席なり。幕府御拝領鶴の包丁御覧の事あり。時として此の御座敷にて御席書遊ハされ、表御小姓・児小姓に御相手を命ぜられ、或ハ表御茶道に臨時茶の手前仰せ付られ御覧の事もありたりき。



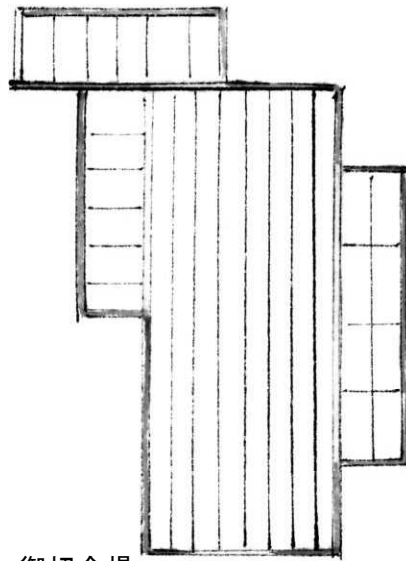
御陰の間

一 御納戸ハ御常座の所にして御側方の外出入するを得ず。大小姓諸猿戸開閉伺、表御小姓時刻の上申、御出座又ハ御膳被仰出の御受、御外出御供揃等諸般の上申ハ、御陰の間御入側「御納戸口より横畳三枚目」にて御小姓と呼び、児小姓ハ「ヤア」と答て御納戸口敷居内に出て其上申を聞き、御前に申上げ許可申渡すなり。



秋田御城内御座敷廻絵図

一 御納戸ハ御納戸役・御側小姓詰所あり。其敷居外下段ハ御納戸入御茶道の席なり。御居間御入側東陰御座敷ハ御鈴ノ間児小姓、其次ノ間ハ表児小姓の詰所にして、御納戸ハ総て脱剣の勤なり。御用人・御膳番・御刀番・御側医ハ御納戸に出入するも、御奥口御鈴の間往來するハ御膳番・御納戸役・御鈴の間小姓に限り。朝御膳ハ御納戸御居間にて召さる。御納戸役御飯鉢をひかへ、児小



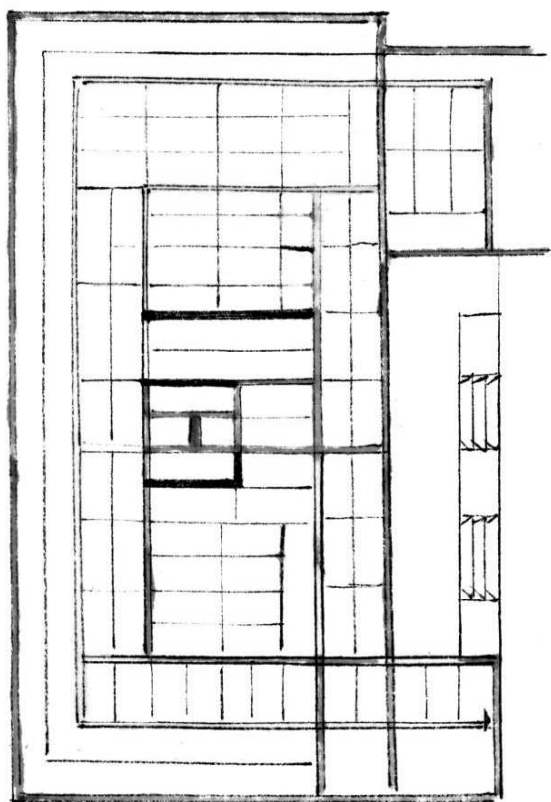
御切合場

姓御通ひを勤む「御側小姓勤るハ本式なるへし。年始御通ひハ 御側小姓勤なり」御納戸内に御切合場なるものあり。鎗劍御修行・木馬御稽古の所なり。

一出シ御書院ハ所謂天守台なり。靈泉台と命名せらるゝハ即ち此の所なり。南面御欄檻下に古池あり、昔神明社の時の御神水といふ。楼台高く聳え御城下の大平ハ眼下に眺望せらるゝを以て屋形様時々御登臨ある所なり。十七間御矢場あり。御射術御修行遊ハさる御家中各流派の射術上覧も此の所なり。上覧の時大的「尺二寸」四本又ハ小的「五寸」二本、其一方十「皆中」の者にハ弓絃を賜ひ、大小的「六本」総十々「皆中」の者にハ、御紋付御上下を

賞せらるゝ例なり。此の射術及鎗・劍・柔術・居合「御広間の項に在り」上覧の日、練達の者を拔擢、御好にて其芸を再演「射術ハ小的の業」せしめらる。終て御法度書の間に一流の師弟列居し御刀番出席、本日 of 技術熟練を御覧、畢竟師範教授宜しく門弟又研究の功を思召されたる、将来益出精すへき旨御賞言あり。御好の輩へ御台所に於て数の子・菜のひたし物にて御酒を賜ふ例なり、何れも名誉とする所なり。

此所眺望佳絶なるを以て東家・御家老・諸役人を召され、御酒宴を賜ハる事あり。七夕祭・竿燈なども此の所にて御覧遊ハさるゝ事あり。此御建物より続き、西方土堤上広大なる建物あり。俗に



出シ御書院

百間長屋といふ空虚なり。是は御籠城の時の用意なる物なりと聞けり。此の土堤下西方埋御門前に小銃射の場あり。是ハ明治初年、義脩公御幼年の時開かせられたる所なり。

一表方にてハ東家・御家老ハ御政務所にて御用を扱ふ。御相手番ハ御広間廊下に局あり。御苗字・引渡・回座ハ御茶屋上の間を控所とす。各其着座の位置規定あり。寺社奉行ハ寺社方役所、大番頭ハ表御門脇南方に局あり。御記録方ハ金の間下西方にて、両御右筆支配始御右筆此所に在りて勤む。御評定奉行ハ御評定所正面、御副役ハ其北方に列座執務諸願の採否・諸伺の指揮等総て此の所に於てせり。郡奉行・町奉行・御財用奉行ハ其北方御座敷、御勘定奉行ハ又其北方なり。御当用中各其所にて執務す。御当用終りの時刻を慮り、役前御副役ハ月番老中に伺を経、御評定所南方に北面し「御当用御仕舞、御当用御仕舞、御用無き者勝手に退席」と高声に呼び揚ぐ。之を聞き御用無き者ハ退去し、御用ある者ハ各其楼上に引き取るなり。

一御学館方祭酒「其人無き時ハ多く欠員なり」文学・助教・詰役支配之を館長と称す。明德館に御境目奉行・御兵具奉行各其役所に在て勤む。時として登城する時ハ、御評定所南方に列居す。御目附ハ御仲ノ口北方に一局あり。人の入るを禁す。其以下近進諸役ハ其所属々々に従ひ、各種に分れて勤務す。

一御側両役即ち御用人・御膳番ハ、御仲の口より御台所に通する御廊下の内、御用人ハ楼上、御膳番ハ楼下に局あり。各物書を附属

す。御刀番ハ御鷹屋御廊下の内に局あり。御側医も此の局に宿直す。御小姓着替所ハ其向なり。御鷹屋ハ其北方廊下に続く。御鷹方御刀番・御鷹役以下此の所に勤む。此の御鷹屋口ハ屋形様二ノ丸御馬事又ハ御鷹野・御川狩等ハ此の口より御出入の事あり。

一御兵庫ハ御城の西方に一郭を区画し、真の御旗・御召鎧を始め、諸兵器盡く此所に蔵せらる。今の赤十字社病院所在地全部なり。

一屋形様御下国の時ハ、戸嶋御泊所御発駕、横山まで馬持の面々奉迎、二ツ屋にて御小休、東家・御家老・御相手番御出迎「御発駕の時ハ東家・御家老・御相手番御送りの時、二ツ屋御茶橋にて御床几を召され、御薄茶被下ハ御嘉例なり。上意により寺社奉行・大番頭両奉行へ御茶被下の事あり」東家は是より御先きに駆抜け、其門前にて御迎、屋形様御駕籠より御片足を卸し玉ふ。外御家中ハ牛嶋町にて奉迎、御供御刀番披露。「よふ出た」と一々御意被下、亀之町虎の口又ハ長坂下等其役々により御迎。隠居ハ其門前にて奉迎申上、東根小屋町より上土橋上中城町より黒御門、表御門より御玄関へ御着城。御家老始め御側の面々御出迎。御小姓筆頭御先拵にて棒の間より御広間、金の間御廊下より御座の間へ御着座。上段口より陰の間、御納戸へ入らせらる。

一義睦公御入部ハ、安政二年五月十一日なり。御馬上にて御着城。御十七歳、御前髪なり「御前髪ハ左右後へ御下けなり。児小姓ハ前髪左方へ下くる例」御着服ハ黒縮緬振袖御羽織・萌黄縞仙台平・御野袴黒天鷲賊にて、深く棧を取りたるを召され、菅の御笠なり。

此時直清十三歳、御鈴の間児小姓にて、御玄関に奉迎せしを以て御行列ハ拝観せさりしも、御先供御餌指二人ハ鳥指竿を立て、御鳥籠又御狩犬ハ御小人赤の羽織に赤色の頭巾を冠り、索綱を持ちたるを見たり。御長坂下まで弓・鉄砲・長柄の鎗各百御物頭三人にて前駆、御飾馬ハ大駿馬に紅紫等の布団を覆ひ、其上に黒天鷲賊にて裹みし小椅子の如き物を置かれたるはいとみことなりしと、御行列拝観せんと遠近より参集せし男女老少宿所なく、広小路土堤の上に夜を徹したりといふ。其御盛挙想像し奉るへし。

此の時祖考直福家君御物頭首席にて、江戸より御先供先考直温家君ハ御副役にて切支丹改役を兼させ、御長坂下にて御迎申上られたり。御着城の上、屋形様御納戸御小座敷にて当番の奥表両児小姓御相手中、特に非番なりし直清を召させられ、初て御目通の時、今日ハだいも御供にて着、嘸そうれしからん。隼之助も御途中にて逢ひたりとの御意を蒙り、御菓子を賜はりけることの難有、涙にむせひたりし。爾後殊に御寵恩の渥かりしハ長く心に銘したり。

一義睦公初御社参ハ、大八幡・正八幡・稻荷・金砂・諏訪・総社・東照宮「寿量院」なり。御仏詣ハ天徳寺・閻信寺・正洞院の各御廟所なり。其時の御召ハ松葉重の御直垂・風折鳥帽子・紫掛緒・御小サ刀を帯させられ、御中啓なり。御刀番ハ布衣、大小姓・御側小姓ハ素襖・侍鳥帽子を着し扈從す。毎月御仏参ハ御上下なり。御国にて平常御槍ハ黒羅鷹尾頭と御素槍「黒羅紗柄柄袋の如き鞘」を持せらる。御鷹野・御川狩ハ御半纏・御鷹野合羽・小紋御股引・

脚半・草鞋を召さる。御供も亦同し。正月四日ハ御初野に太平村に出させらる御例なり。此日ハ通常と異り、小鳥毛対の御槍・大鳥毛御馬印・猩々頭の御槍をも持せらる。御雪車の前駆、御鈴の間児小姓十五人、其前に御茶道一人立つ、此の十六人ハ兜巾を頂き、陣羽織「篠懸けなるへし」を着し、笈を負ひ、山伏の姿に立つものなりしと。義厚公の御時、滑川長蔵か御供せし装束のこゝと聞しかとも。直清等御供の時ハ御儉約中にて此儀なし。通常御鷹野の装束なりし。義宣公御遷封後、太平村舞鶴館主永井左近将監・大江広忠堅固に館を守て降らす。義宣公御狩に出させられ、搦手より攻落し玉ひし古例なりと云ふ伝ふなり。太平村に今猶永井氏のもの多数あり。其一族なりとぞ。

一義脩公ハ前述の如く、播磨守義湛君の御嫡男にましましける。義堯公御男子無く、雅姫君の御賀養子として本藩に入らせ玉ふ御方なり。御幼年の時、池の端御邸御住居なり。先考ハ義湛君に書道の御指南なりし故をもて、御六歳の時より御手本を上けられ、直清も亦時々参候。御親しみを蒙れり。御幼少より英敏所謂蘭芽の質を有し玉ふ。御十三歳にして本藩に移らせ玉ひける時、直清御附御側小姓を命せられ日時常侍し、他は総て新らたに近侍せし人なれば、旧に依り御親しみを賜はり、御寝の時御側にて昔語等申上るに、ひそかに懷に御手を入れ玉ふことなとあり。或時朝御浴に侍りたるに、御湯槽の底に鉄線のちきれたるを取り玉ひ、こは御湯掛の御茶屋番の粗忽なるへけれハ、御叱り等になりては気の

毒なれハ、汝ち限り内々にて取捨よと、いと難有御詫を蒙りたり。

如斯こと往々あり。御幼年より御用意の周到に入らせらるゝを感じ奉ること数次なりし。後陸軍大尉御在職の際、多く刀剣を集め御座右に置かれ、部下の士卒、職務上賞誉せらるべき事あるに当り、御詞のみならず、此刀剣を取て与へ玉ふこと度々なり。平素部下を恵み玉ひたるを以て、士卒共に服従尊敬し奉れりと、西南の役にも従軍し玉ひ、御勇壮なりしハ人の知る所なるに、後故あり、御離縁に成らせ玉ひたるハ、真に遺憾の御事ともなり。

一御城内鎮座大八幡・正八幡・稻荷三社ハ御鎮守として御崇敬、大八幡ハ八月十五日、正八幡ハ四月五日、稻荷ハ四月十五日御祭事を行ハせられ、年々莊嚴の御神事にて、御旅所神幸にハ御物頭供奉、御足輕三十人、弓鉄砲鎗の行列前駆なり。平日御城内二の丸、即ち黒御門・松下御門・土御門内ハ通り抜を禁られたる故に、婦人通行は得さりしも、此の御祭日ハ参拝の爲め、特に許さるゝを以て、鐘楼又御厩等拝見せんと群集セリ。御家中の妻女等ハ挾箱を持せ、供人を多く召連るゝなど、着粧ふて参詣セリ。

一御盆棚ハ、御在国の年、中元即ち七月十四日、御広間・二十四日の間に御飾り、南方に御先靈様、東方にハ大坂御陣討死将士の靈壇を設けられ、屋形様御手自御靈膳を供え玉ふ。御用人・御膳番御手長を勤め、討死の子孫、北方御掾側に列居せしめらる。

一金砂神社ハ御靈ノ宮「御六代義重公の姫君、今曜桜の神社と唱ふ」御合祭なり。年々六月十二日御祭典なり。常州金砂山御籠城の御

由緒により、広前に仮屋を造り猿を出す。御籠城の時、随従尽忠の子孫、此の御祭事に参列するハ古例なり。前述の如く屋形様御社参の時、御神前にて御吉例三種の御手掛を献し後東清寺へ御立寄、御宝物上覧、丁馬、鶴の御吸物差上く。之ハ常州にて御籠城の古例にして、寺院に於て鳥を差上るハ由緒ある事と聞けり。

一矢橋山王社「日吉神社・八幡神社御合祭」祭礼ハ八月十五日なり。

これハ外町商家の鎮守にして、年々豪商の内一人を撰ひこれを統人と称し、多額の資財を投し祭事を負担セリ。最も賑ふ祭典なり。鰯山・躍矢台等を引き出す。屋形様御在国の年ハ、祭礼道明ヶ騎馬と称し、御家中馬術を嗜む青年者、大坪流・大坪本流・信力流・大坪本流各流順序に乗出す。義睦公御覽の時ハ一流三十人、義堯公の時ハ二十人ツゝと覺えたり。何れも甲冑・旗指物・母衣種々あり。前髪の幼年ハ散髪白鉢巻にて同しく母衣・旗等を背負、物の具華美を競ふて出立ち、穴門橋前、今の市役所より角館在府屋敷、今の聯隊営門の前に至り、地道一回・馳一回にて外町へ出て、一週乗回す例なり。又時として馬術熟達の士、特に一疋の絹を引く等の業を為すことあり。此の騎馬御覽の爲め、広小路梅津久四郎屋敷へ御櫓を設け成らせらるゝなり。御姫様御在国の時ハ、正田久太夫屋敷角、物見へ入らせらる。

一御乗回しは屋形様御在国の年「月ハ忘れたり」長野町に於て行はせらる。同町ハ中央に土堤あり、老松其上に植栽す。北方広小路より南方末端、寺社方役所前までにて、其土堤東西の脇を乗回す

なり。門閥・馬持の輩及馬術練達者、御馬乗等出て、屋形様には中央なる御馬見所に御出、東家・御家老・御側役列座陪覽セリ。今の聯隊兵營の所なり。是れ御家中の馬術奨励し玉ふ故なり。又小銃「三匁玉目」・大筒「六匁玉目以上百五十匁玉目なり」の上覽ハ、矢橋星場に於て、御鉄砲役方ハ勿論、其他の者も出、其業を上覽に供し、又弓術遠間「九十間的場」火矢くゝり等も此の所にて御覽、十々「皆中の称なり」の者に夫々御賞与あり。

一 御紋服拝領ハ種々規定あり。御上下ハ功勞により一般に賜はるものにして、子孫永世拝着を許さる。士分以上ハ横麻小紋にして、百姓町人ハ諸麻なり。御時服・御羽織・御熨斗目ハ子孫まで、即ち三代なり。屋形様御召服ハ黒色の外、鳶色・小納戸鉄色、御帷子ハ浅黄の外、薄柳・藍・ノソキ等種々。御紋ハ日向・陰黒白の御紋をも召させ玉ふ。表向功勞等に依り、拝領ハ御時服ハ必ず黒色日向御紋、御帷子ハ浅黄色日向白御紋に限るものにして、御色替り陰御紋ハ、御家老・御側方ならては賜はらさるなり。御上下御紋ハ表向被下ハ、扇骨の間小紋あるも、御召料ハ骨の間紺地なり。又御紋ハ御代々其形状を殊に定めらるゝ故に、一見明らかに其御代を知り奉るへし。然るに目今、拝領無き家の諸士、殊に又輕輩の子孫等、色替陰御紋の羽織等を着し、御由緒をも弁へず、誇り顔に往來するものあるハ、其無知を表白するものにして、いと苦々しき事ともなり。

一 屋形様大事の時召させらるゝ御装束ハ、白羅紗の御羽織・御胸当

にて、黒羅紗指披の御紋附なり。御兜ハ金鍬形龍頭の御立物にて、御鞆ハ白羅紗黒指披御紋散らしなり。御家中ハ、羽織黒羅紗、白一ツ紋、腰下に白横筋を縫ふ。其幅四尺八分なり。帽子ハ兜にして、其鞆ハ羅紗、色各其好に依り、紋或ハ縫模様あり。胸当一ツ紋、色及飾模様ハ其好に依り種々あり。一役以下ハ兜を用へず、革製兜鍬形なり。是ハ御供等の際脱する時ハ上帯に挟むか為なりといふ。羽織も羅紗に限らず、羅背板雲斎等を用るも妨けなし。

江戸詰の御家中ハ、火事の時鎗印金革短冊中央に黒八分の横筋あるを用ふ。他藩の士ハ旅行の時、各藩々の鎗印を付するも、吾藩士ハ無印なり。是れ大ゐに御由緒あることゝ聞けり。因に云ふ。御藩士軍陣の袖印ハ方三寸許、金革に黒八分の横筋なりしに、戊辰の役出陣の時、其形大きに過ぎ、且つ数少きか為め、豎に中断してこれを用しめられたり。此事ハ今人の知る所なるへし。

一 屋形様初御入部の年に御前躍りと称し、二の丸御馬場にて御覽あるなり。外町商家の催にして、先に白鷄を載せたる諫鼓を昇き、其次に一の青年狩衣・風折烏帽子を着け、静かにねり出、何か口に祝歌を唱え、其後ハ幼少の男児十余人一様の装束飾回しをしめ、小俵を携え踊り回る。斯の如きもの三四隊ありしなり。直清幼年御供にて陪觀セしことにて粗本心に覚え居るのみなり。又、年始萬歳の舞狂言ハ御奥にて御覽あり。歳末年始男鹿百姓の演芸ハ、御台所にて御覽、御酒被下、大醉歌舞其無礼を為す甚しきも許させ玉ふハ人の知る所にして、猶別に記するものあれハ省きぬ。

一義睦公御不例御大切の頃、御側方役々御鈴間兒小姓まで昼夜詰きり、表方ハ御家老始め諸役同しく詰切りなり。御病床ハ御納戸御寢の間に、御側医・御側小姓専ら御看護・御飲食の事を奉仕せり。御生母松操院殿ハ御寢の間御入側に流涕黙座し、御病況を仰き奉るはかりにて、我々卑下の者に比し奉るは恐多けれど、如何程か其御いたはしき御衷情を察するに余りある御事なりき。

一屋形様江戸にて薨御なれば、御遺骸秋田に御下り御埋葬なるも、義睦公ハ御城にて七月一日薨御に付、御納戸にて御沐浴、御入棺式を挙げさせられ、天徳寺へ御出棺なり。御鈴ノ間小姓にて、直清外一名上下振袖にて御供せり。御埋葬地に入御、御側方及伺候番の面々御壙番をなし、総て不寝番なり。御本葬ハ更に御期日を定め、御執行あり。御物頭より御本葬奉行を命せられ、永源院にて諸般の御準備を務めたりと覚えたり。御本葬御当日ハ、御龕ハ（八方伽陵頻迦附）天徳寺本堂より御葬場へ御行列あり。御尊牌ハ御一門上席佐竹近江、御香鑪ハ佐竹石見、御龕緋ハ御一門之を牽き奉り、衛府御太刀ハ御一門御家老石塚孫太夫、御太刀ハ御家老宇都宮帶刀、御打刀ハ御家老代御一門小野岡右衛門にて、御烏帽子御直垂御末広ハ他家引渡なり。此の御供ハ御左を上席とす。御供ハ総て白衣喪服なり。御葬場に列する御家中一騎以上ハ白衣、駄輩以下ハ上下なり。御葬場三回御行列にて御火屋に安置、火葬し奉る。御式後各自退散の時、御行列立の面々にありても一騎以上ハ白衣の俣なるも、駄輩以下ハ白衣を脱し上下にて退出せり。

これハ上より喪服下け渡さるゝ為めなりといふ。御行列ハ別帳に委し。

一毎年八月明德館に於て、聖廟御積菜の典を挙らる。御在国の年、屋形様御致齋一日同館に出させらる。此の時養老の式を行ハせらる初より御出座、群老ハ御本堂口より昇り、館長・諸役・御側両役出迎ひ、その手を曳き着座せしむ。八十歳以上鳩杖所持の者は、御前着座席まで杖を突きて進む。御教諭書および真綿、八十歳の老人にハ鳩杖を賜ひ、御前に於て御料理御酒下され、御口取・肴ハ屋形様御手自之を取らせらる。若し御不快等にて御出座ならざる時ハ、御城にて御親ら御肴を取り玉ひて之を明德館に送り賜はるなり。近進並以上ハ男七十歳、女七十五歳、御歩行以下徒並輕輩ハ八十歳、百姓町人ハ九十歳の者にして、士分の外ハ御品その支配々々より之を賜はるなり。頂戴の各家、祝餅を搗き親族を招き賀宴を開らく慣例なり。御在江の年ハ江戸御邸にて御執行、在江の老人に賜ふなり。

一御家ハ奕葉の御名家なるハ世間一般に知り奉る所にして、御十三代義盛公ハ関東の八家と称せられ、屋形号朱の采配を許され玉ひ、近く徳川幕府の時まで屋形号を襲用遊ハさる。国主十八家あり、皆大諸侯なり。御家ハ御禄高多からさりしも、御家格ハ他の尊敬し奉る所なり。江戸にて御登城を始め、御外出の時ハ、黒塗腰綱代打上けの御乗輿なり。小鳥毛対の御槍、御乗物後に黒羅紗十文字の御槍、金御紋先箱紫伊達緒懸る。銀の御茶弁当、爪折袋入の

御立傘、御引馬ハ虎の皮の鞍覆、御召替ハ黒羅紗白御紋附鞍覆なり。年始御登城ハ御直垂・風折烏帽子を召させらる。御供御刀番御駕籠布衣素襖なり。諸侯登城の時、皆供方弁当を用意するものなるに、御家にてハ旧来其用意せず。加州前田家にてハ下馬先に供待する時、すべて立たる儘にて下座敷を用えず。故に世俗加賀の立下馬、佐竹の弁当無しといひはやせり。

一 安政五年徳川家茂公將軍宣下 勅使御下向の時、義堯公御束帶御轅にて御登城なり。御留守居・御刀番・大小姓「二人」布衣、御轅脇大小姓・御側小姓・御小姓・御供番素襖、御歩行上下、御参内傘持・御草履持等退紅、御挟箱持等白張にして、御引馬ハ緋の厚総、有名なる彼の南天の御鞍にて鞍覆を懸けず御引かせ、御轅前後の提灯ハ無紋白張なり。無紋白張は国主といへとも用るを得ず。又退紅の者七人と覚えたり。是又他に斯く多く用るを許されずと聞けり。目今上野博物館に陳列せられる御轅ハ、義堯公の召されたるものなり（御新調のものにあらず。義宣公の召され物ならんといふ人あり。如何か）。

一 屋形様御行列に持せらるゝ御槍ハ、其時により違ふなり。江戸にては前述の如く、小白鳥対の御槍と黒羅紗十文字の三本なり。御在国中も儀式立たる時ハ此の三本なるも、常の御略供の際ハ、黒羅紗鷹尾頭と御素槍の二本なり。御道中ハ小白鳥対の御槍、其次片鎌の御槍、御駕籠後にハ鷹尾頭御素槍十文字、又其跡に大鳥毛長身の御槍二本を持せらる。義堯公ハ十文字鎗術御修行遊ハされ

たるを以て、特に銀たゝき鞘の一筋を御駕籠脇に持せらる。文久年度御上洛の時ハ、此の外に猩々頭の御槍をも持せられ、御先供御歩行に銀鞘溜塗柄の長刀を携させ玉へり。御家にてハ御女儀様も儀式立たる時ハ槍を立させらる。義堯公御前様御三ツ目御里開の時、猩々緋小金包対の御槍なりしハ、直清親しく拝観せり。又猩々緋投げ鞘を用え玉ふ事も有りと聞けり。御女儀に槍を持たしむるハ、国主方にも多く無しと聞たり。屋形様御旅行中、山野御通行の時といへとも、御槍を伏せ横たふ事なし。他諸侯方と雖も野合山中ハ肩に掛け、伏せるハ通例なるを以て、世俗佐竹の定立と噂せられたり。

一 屋形様江戸御往来御途中、他藩領地の民家毎戸机に神酒・香炉等を供へ、老弱座して拝礼するものあり。是を聞けハ、佐竹様ハ瘡の神なりと称へ、其軽痘全癒せし者御礼参なりとて、或ハ数町、或ハ一二里、御行列脇に随ひ御供する者あり。又御小休所にて御槍の柄を紙にて拭ひ、其紙を守りにせんとて来り乞ふあり。御召馬の腹下をくゝる時ハ、児童健康に生育するなど種々祈願するもの多し。又御用駕籠と称え、御菓子・弁当・御焼捨御流し物及御途中臨時の御用品を入れらるゝ溜塗無窓の一荷を昇かせらるゝを、太平山三吉明神の御供せし駕籠なりと称え、これを拝する者あり。奥羽野州すへて然り。これを以ても、御家を崇敬する民情想察すへき事といふへし。

一 御恩賞として賜ふものハ其功績により差別あり。御加増・御賞・

御紋附・御時服・御上下・金銀等種々あるも、通常年功に知行御加恩を賜ふハ、御家老二十年にて二百石、寺社奉行七十石・五十石位、奉行・御側両役・御留守居等ハ二十年二十石、其以下一役二十五年・三十年勤務の者十五石、近進諸役三十年十石等區別あると覚えたり。其後十年勤続の者再び御加恩あり。然るに慶応元年十二月、義堯公御直書を以て御改革、知行御加増・御紋物・銀子五十石以上、二度目御賞新知高に換へ銀子外、御二タ所・御三所物賜るへき事に御内定ありしも、間も無く維新の期に際し其賞御実施ハ拝承せさりき。

一 刑罰の如きハ素より一定あるへき筈無しといへとも、其罰の差別を挙げは、申立遠慮三十日又ハ品により兩三日にて御免の事あり「こは表方役人執務上僅の調達等二出る者」被仰付遠慮五十日、逼塞百日、蟄居一年程其重きものハ閉門三年に及ふ事あり。改易ハ御会所にて申渡、宅に帰らす直々立退、御宛行家屋敷没収。家ハ取毀、本家斗残置、家財無構、御歩行以下改易の科なし。追放ハ宅へ不帰直々付添の者へ相渡、途中大小取上げ払候節相渡、御宛行家屋敷没収。廻座以上追放の例なし。御暇改易の例に準ず。御領内其外御塞所有之節ハ追放の例に準ず。御歩行以下御暇ハ諸士の改易の例に準ず。切腹「庶人に被下者同例」父祖他家たりとも、他家の子孫・兄弟・伯叔父・甥・従兄弟・宗家分流・婿・舅すへて遠慮なり。僧侶に在りてハ追院・退院・剃衣・世牌除、百姓町人ハ叱、急度叱、押込、戸締、過料、闕所、所払、郷払、郡

払、仙北三郡払、下三郡払、御城下徘徊差塞、総町払、御城下并湊町徘徊差塞等種々あるも其大概を挙く。

〈史料紹介〉

湊九四「郡方吟味役勤中日記」(文政十二年十一月・十二月)

はじめに

本稿は、湊国季(曾兵衛)「郡方吟味役謹中日記」(湊文書・湊九四)のうち、文政十二年(一八二九)十一月・十二月分を翻刻するものである。同史料の一月から八月分は紀要第二十七号、九・十月分は同第二十八号で紹介しており、本稿はその続きに当たる。

史料未読の箇所は□、虫損の箇所は■で示している。虫損等で判読不明の文字が複数ある場合は「」で示している。

また「」は側註を示す。

翻刻は紀要の体裁に合わせているため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない。

なお、日記の翻刻は金森正也(非常勤職員)が行い、校正作業は、古文書班高田環樹・畑中康博・一関修二・柴田知彰が行った。

【日記本文】

郡方見回役加勢勤中日記

文政九年丙戌正月

湊曾国季

十一月朔日

- 一、昨日之被仰渡書回状を以四ヶ親郷・寄郷中伝達可致之旨申渡候、
- 一、御藏分之書附ハ当処肝煎幸吉^江相渡シ、外親郷^江も相触、猶有米帳早々取調可差出候趣共ニ申渡候、
- 一、当処久十郎九月中手内より呼申渡置候処、先頃役頭^江御耳立之上今日差免候段申渡候、

同二日

- 一、山田・深堀・松岡三ヶ村肝煎共罷越候て申聞候は、院内銀山飯料湯沢納ニ相成迷惑ハ無御座候得共、先頃より洪水ニ付川■変地致二タ川ニ相成候得共、只今迄仮橋掛渡シ一ト渡ニ致候て罷有候処、日々の雨天ニ^而水高ニて仮橋用ひ候事不相成、依^而渡場取り替候へはいつれ之村々よりも道法遠ク相成、猶又石道普請不致

- 60 -

候へハ不相成、左候へハ人足五百人余も遣ひ不申候へハ不相成、如何共是而已迷惑ニ御座候、一タ川之内壱ト渡分之馬舟才覺ニ相成候へハ迷惑ハ無之段申出候故、岩崎村渡舟之壱艘馬舟借用可申、依_而右村_江明馬舟壱艘御收納中斗三ヶ村_江可用立之段手紙を以山田村肝煎_江申附差遣候、猶曾右衛門方_江も右之通具サ申遣、且ツ岩崎村_江舟之義申遣候へ共用立候事不相成候へハ莫太の三ヶ村迷惑ニ相及、差掛候御收納ニ相拘り候事故、是非借用可為致候得共、御預り之渡舟ニ候間、此段向方_江内々申談致呉候様申遣候、

一、松岡村之内切畑村と申■候て、先年より両村ニ相分肝煎■兩人ニて居り候、然ハ此度切畑村之肝煎左衛門御役訴訟差出候故、先頃■役頭御回在■当人願之通御免之段御伺、猶切畑村_江ハ■不相立「」松岡村肝煎老_人ニ_而万端取纏ひ為致候て宜候畢と奉存候、体ニ寄り本郷・枝郷ニタ分ニ相成居り候為ハいろく是等より御苦柄之端シ■相生シ候事も有之候間、此度より老_人肝煎ニて如何ニ可有御座哉御伺申上候処、其通ニ可致候義共被仰含候間、幸ひ今日親郷山田村_并松岡村肝煎共ニ罷越候間、左衛門ハ願之通御免被仰付候故、以来切畑村之義とも地元ニ替り候訳無之、切畑村_江ハ左衛門代り肝煎ハ不被仰付候故、此趣共ニ左ニ相心得、猶更出精可相勤之段申渡候、

同三日

一、禮蔵より久府より申来り候趣ニ_而御高割銀帳四ヶ親郷之分可差出

之段申参り候故、四ヶ親郷_江其段申渡候、

同四日

一、大戸村困窮ニ付杉宮村彦左衛門去ル酉年右之村取扱被仰付候処、以後米銭共ニ莫太之借財ニ相成、去々亥年我等当御役後取調■有之段■仕入之義始吟味相尽候処、彦左衛門■当之取扱■シ「」村肝煎役御引上之上御呵被仰付候、然ハ御備よりも米銭数口拝借ニ付彦左衛門御苦柄申上候ニ付、■当人より返上被仰付候、残之分年長ク御取■被成下度、外々之分ハ如何様共御苦柄ニ不相成候義ニ■仕候間■年之作並次第分ニも大戸村より返置呉候様御取扱被下置度之旨書載を以願出、役頭先頃御回在之節御伺申上候内取落シ候分有之、今日駄送御用状を以御伺申上候、右御指揮申来り候上具サ之義御留置候故略ス、

一、今年老_人も米求メ候事望候者無之、然ハ相払不申候へハ諸收納銀ニ可致様無之ニ付、回在前長谷川忠右衛門_江米三千俵も求メ呉候様ニと相頼候処、其後当人も今年米老_人も払兼候ニ付、金子繰合難渋ニ付申訳ニ相預、其後段々申遣候処、式千俵も求メ候よしニ相成、依_而跡月廿五日当処より「」兩人態飛脚を以申遣候処、今日「」忠右衛門より式千俵求メ申「」不足分ハ「」府御收納■為替ニ致「」呉候様手紙を以て申来候、

一、役頭より右飛脚之者_江御手紙跡月廿九日附「」

一、上略、貳百金之事被仰遣、長谷川より飛脚之者^江■相渡候積ニて、御備より御立替不仕候、しかし右貳百金も御備より長谷川^江かし、当人より差上之事ニ御座候、

一、米ハ長谷川貳千俵■外壺俵も御売付被成度由、其分ハ郡方ニて求「」もよろしく御座候間、左ニ御承知可被成候、「」積下ニ相及不申候、直々西馬音内也湯沢也御蔵^江納置候て宜御座候、尤千俵余ニても又其内ニても不苦候、下略、

同五日

一、役頭^江駆送之御用状を以昨日態ニ被仰下候、米千俵■■求メ可被成下置候段申来り候間、今年柄取受右よふ之御苦柄不申上候様ニ致度、役内・川井両村買納■■村居故、此分引入候様ニ致候ハ、両為ニ「」右村^江申■候得共、未タいつれ之義不「」於平鹿ニ取組候■右之分外「」取組相定■■御苦柄可申上候間、七・八百俵も御買上被成下置度、いづれ有無猶米員数共近日中ニ可申上候段今日申上候、且ツ先頃御回在之節両西馬音内より手内迄内々申出候ハ、今年普請只今之役処ハ如何共■狭ニて可仕様無之候間、肝煎屋敷有之候間、此処^江別段新規普請仕度之義段々申上候通ニ御座候処、其義太三郎承り未タ何位相掛り可申候哉も難斗、大工咄為致「」六百文位ニも御座候ハ、当人普請差上申度候趣申出ニ御座候、

右ハ御撫育料外々より差上候間、当人も不差上候へハ世間面目も不宜候得共、右御備^江差上御扶持又ハ苗字御免杯ニ被仰付候ハ、以之外不宜、先祖より辛勞免高ニも不相限、右よふ之事ハ子孫之奢ニ相成、御百姓ハ田畑より離れ候義不相成身分之处、左様之義有之候てハ自然御百姓^江位り附候故、決して延引可申段先祖より之重き申伝ニ御座候、扱又当処^江御役処御普請万端両村寄郷共御取扱ニ相成候へハ村々諸■■掛り省候事ハ差当ニ御座候、左候へハ一統困窮之もの共之為ニ相成候へハ自然御撫育御備^江差上候筋ニ相叶ひ申候、猶只今之役処貳百貫文位ニ七ヶ年割ニも致シ相払、此役処普請之尻打五拾貫文相渡、残百五拾貫文を融通居り候もの^江八朱ニ預置、以来御手前様■誰回在候ても役処ニて御取扱仕候分ハ御賄之尻打歩伝馬代^并役処年々之手入料ハ百五拾貫文之利足ニて相弁シ、郷中^江も割合苦柄不致候様ニ致度趣ニ御座候、右之咄出来太三郎普請差上候事ニ罷成候上ハ、絵図面を以御伺可申上候得共、一ト先当人之申出願今日申上候、

一、大和田熊蔵より先日申来り候ハ、役頭御帰館之節、新町と大沢之間ニ笠たは稲五・六拾束有之、右付人誰と申ものニ候哉、猶両村之内いつれ村之よし急度被仰付候筋有之故、可申上候段申来候故、右ニ付吟味ニ相及候処、新町村忠五郎と申もの積を積候処雨除不宜為、都合貳拾五束濡稲ニ相成り杭掛ニ致候処、廿一日之風ニて吹転候為笠たは稲之よふニ相見得候、猶其節当処肝煎兩人・堀回村肝煎も御見送ニ大沢迄罷越候間、三人共催促

取尋候処、是以笠たは稲ハ見当り不申候由、乍去いつれ吹転候事ならハ杭を起シ可差置候処、兎角不埒より之義ニ候間、昨日新町村肝煎・其付人忠五郎共手内より呵置候、此度之義ハ私^江為御伺被成下度、以来ハ猶更不埒為致申間敷候間、此段申上呉候様今日熊藏^江申遣候、

同六日

一、仁平禮藏より書状を以左之通り申来候、

上略、扱今日公家衆高倉中納言殿御内井関多門・長野図書と申御方、久保田当四日出立被致、昨晚六郷泊り、今晚当処泊り、明日院内之事急段今朝御同役御両三人より駄々^江申来、取扱形も申来、駄場役人^并院内近藤・高橋^江も夫々取扱方心附之処申遣候間、左ニ御承知被下御案事被成間敷候、
一、今日西野氏当御役屋^江着之向触相達申候、然ルニ私^江之交代ニ御座候哉、左候ハても五日十日も罷有度処、加藤之叔母太病^二夜詰等致居り候趣昨晚承り候故、何卒朧日も早く帰宅仕度心組ゆへ、もし御用片付候ハ、一日も早く御出被下候様奉願上候、下略、

一、右之通申来候故、明日是非罷出候て品々御伝ひ可仕候得共、此方御用向片付不申候故体ニより明後日ニ罷成候も難斗、乍去何分取詰相片付罷出候様可致之段則返答ニ相及候、

同七日

一、朝飯後前郷より湯沢御役屋^江参候処、禮藏・孝治詰合、今晚西野源太久府より禮藏^江交代之由、回在、

一、前郷村與之助と申ものゝ世悴、今年式ツニ^而先頃病死之届出候故幸ひ其節禮藏前郷ニ居合候ゆへ御当人^江右届書差上候処、右持参ニ^而其名前之者吟味ニ相及候得共、懷妊書上ニ無之候故、いつれ之間違ニも候哉、吟味呉候段申来り候故、段々吟味ニ相及、去々年懷妊之節書上候心得ニ^而與之助罷有り候由、夫レより肝煎召寄せ候て其趣を以取尋候処、役処ニ^而小走を家毎ニ相回シ筆取^江申出、夫を帳面^江載せ置、月々纏御役屋^江罷出候趣故、依^而筆取武右衛門取尋候処、肝煎申上候通ニ候得共、去々年之義ニ御座候へハ失念致候よしニ付、無扨肝煎^并與之助・武右衛門より右書載を取り候て久府^江持参申上呉候段、禮藏^江相頼候、右御処方迄ハ手内より一ト先呵置候趣共申上呉候よふニ相頼置、併シ何分重き御呵ニ無之、三人共ニ相成候ハ、三日も戸^江ニて其外ハ御用之外御呵之事ニ仕度、戸^江ニ候得は脇々^江も目立候て宜候故、右之通ニ申上呉候様相頼申候、

一、此度高倉中納言殿御内当表^江罷下り、右用済罷登ニ付、久府同役より駄々^江別紙之通申来り候、右先触共左之通、

今度高倉殿用向ニ付羽州秋田迄被差遣候処、用向相済当十一月四日当地発足、院内より笹原通通行ニ^而江戸表^江罷越候故、書面之人馬無滞継立、川舟渡之处々差支無之様通達之

義頼入存候、以上、

文政十二年丑十一月朔日 高倉中納言殿内 井関多門

長野図書

從久保田千住宿々〔問屋・年寄〕中

覚

一、丸棒駕籠 壺挺

一、両掛挾箱 式荷

一、馬 壺匹

合、人足五人・馬壺匹

此向触無滞千住迄可被相通候、

一、右二付郡奉行より申渡左之通、

郡奉行

一、駄より駄迄袴着、両人先払可指出事、

一、宿之者村はつれ袴着罷出御迎御送可致候事、

但宿^江着候ハ、肝煎御見舞可致事、

一、駄々人馬繼立之節不見苦休処^江心掛可差置事、

但上下共輕ク茶菓子可差出事、

一、昼処着之節ハ宿之者村はつれ^江可罷出候事、

但肝煎御見舞同然之事、

一、昼泊共先詰之者有之候ハ、袴着^江人村はつれニ詰居御案内
為致候事、

一、荷牽料長百姓可差出候事、

但荷物附おろし長百姓見繼致候、

一、泊処夜具之義ハ木綿ニて不苦候得共、不見苦候品差出可申事、

一、向触馬壺匹・人足五人ニ有之候得共、外二人足五六人・馬

式匹位も相増置、下々乗用等迄も無差支心掛可申候、

一、昼処賄左之通、

上本膳 飯・香もの・汁・平・焼もの

下同 飯・香もの・汁・平

酒ハ膳中小皿引壺ツ

一、泊処、

上本膳 飯・香もの・汁・平・二ノ汁・焼きもの

下同 飯・香もの・汁・平・焼もの

酒ハ膳中肴は式種宛、下々迄吸物壺ツ宛、

右之通差出格別手重ニ不致共飢末ニ無之様可致候事、

覚

回状を以申達候、然ハ別紙之通被仰渡候間、駄々写取、刻

付を以向々早々順達可被成候、

右可申達如此ニ御座候、以上、

岡田清蔵

鯨岡四郎左衛門

田口曾右衛門

信太東右衛門

泊附

四日

一 戸嶋

境

五日

一 神宮寺

六郷

六日

一 横手

湯沢

七日

一 無昼

院内

右之通相心得、人馬心掛遅滞無之様手配可被致候、以上、

一、小野村之義ハ千石余之在処ニ候処、積年肝煎相代り候為ニハ内通いづれも困窮ニ相成、然ハ当肝煎之惣助と申者ハ人柄は至て宜候得共、外御百姓之取示候事ハ更ニ埒明不申、村方肝煎願ハ無之候得共、長ク其促ニ致置候ては猶更困窮ニも相成候故、只今高事案内之為同村高方勤居候寅松と申ものハ随分宜当人ニ御座候、村方よりいづれの願も無之処^江之事故、仮肝煎ニ被仰付被下度、外御百姓共いろく手を回シ承り候得共、肝煎被仰付候て村方之取示致候者も寅松ならて無之よふニ被考候故、何分帰宅之上小野村一体之義共ニ申上呉候様、禮藏^江相頼申候、

同八日

一、四郎左衛門より川又孝治^江申来り候は、南部より似せ金銀多分ニ入組候故、向々^江被仰付密々御吟味被成置候よし、万一右体之事

故、御吟味当りニ相成候ては一ト通ならざる次第ニ候故、一村家毎ニも吟味相尽候て、曾て取紛無之よふニ候故、直々東西之親郷^江今日以回状を以申渡候、

一、昨日左衛門殿家来井上才藏^江手紙を以内々御都合申度義有之候故御取込ニも可有之候得共、明朝御役屋^江御出可被下、若シ御出被下候義不相成候ハ、山方市之進遣シ呉候様申遣候処、今朝市之進罷越し候て昨日才藏ニ可罷出候段被仰下候処、折悪敷旦那取込之為被仰下候通才藏ニ被申附罷出候趣ニ候故、別義ニも杉宮村地形之内八幡村^江百間四方之処為御任被成候よし、右ニ付御差紙処ニも候哉又ハ御人職柄之為兼^而右地処御自由之事^二而上辺相済居候哉、無左事ニ有之候へハ此節ならす少分ニも鋤入被成候義ニハ相成不申候段品々申上候処、詰句ニハ御差紙処之よし、猶又鋤入と申候得は何角事高敷候得共、全開発扨と申義にも無之趣ニ御座候、扨右地形之事ニ致候ハては先ツ仮り之畑ニ被成候共杉宮村^江為御任、同村^二而不手入不行届之事御座候ハ、其節ハ何分之義ニ御座候、初メより八幡村^江為御任と申義^二而ハ杉宮村^二も迷惑之筈、且ツ杉宮村^二而右手入之義御請不相成事ニも無之、何分村方^江被仰付候事ニ願申上候得共、御承引無之候よし、猶右場処之義ニ致候ては先年より地境之論等ニ相成候処^二而^有之、此度八幡村^江為御任ニ相成候ては是以往々境論之端ニも可相成候哉、其詮と申候へハ八幡村^二而川目通之内置上ケ^二而能き地形も有之候得共、是^江一円ニ手入も余村之地形^江鋤入候事ハ甚以不審

之次第二有之候、いつれニ致候ても地元村^江為御任有之よふニ致

度、先頃才藏より返答之義ニ付不相心得之趣も有之候得共、強^而

御咎も不致罷有り候、御取調之筋ニ付杉宮村^江為御任と申義不相

成候趣ニ候得共、何等之御訳柄ニも可有之候哉、地元村^江為御任之

事不相成と申義曾て有之間敷、右件々之通ニ候故何分地元杉宮

村^江為御任候様、於拙者ニも御頼候段申聞候処、罷歸之上家来共^江

申談候て不遠当人共ニ^而御挨拶可仕候様可仕候趣ニて罷歸り候、

一、高倉殿御内衆兩人処々渡^而□ひニ^而今晚湯沢町^江着、泊りニ相成候、

一、米直段引下候ニ付在々如何共迷惑、且ツ米を求メ候もの無之旁

困窮之御百姓可致様無之、然ハ今年米御払代も有之候故、右を

以御買上ヶ被遊候よふ禮藏よりも役頭^江申上候処、いつれ式千俵

位御買上候段役頭より今日申来候故、湯沢町肝煎召寄候て右之

通りニ候故、当処寄郷共ニて千俵も売上候ハ、御收納銀ニも行

足り可申候故、右之心得ニ^而取斗意可申、両西馬音内寄郷・山田

寄郷共ニ^而千俵之分引受売上候て手支ひハ無之、何分手配候義^并

千俵ニて売上右代有之候て御收納銀不足ニも有之間敷、何分右

を以可相弁候段申含候、

併我等担処ニてハ御備^江千俵、長谷川忠右衛門^江式千俵、外ニ

藤屋茂助よりも千俵、又役内・川井買納御免之村ニ候故、右

引受候へハ千俵位ニも有之、惣員数米五千俵程之分相払候へ

ハ御收納銀ニ不足無之、

同九日

一、禮藏^江申談候は、御備之方^江担処ニて売上米之員数ハ明日耽取調

可申遣、扱米直段下落候処、少々宛引上模様ニ^而八百五十六拾文よ

り六七拾文ニ相成候故、強^而御売上之御苦柄不申上候様致度、秋

揚ニても不宜一円ニ直段安ク候ても求メ候もの無之年柄ニ候ハ

、何分ニも御苦柄不申上候へハ致方無之、斯直段之引上りニ相

成候も御備ニて御売入と申評ニ付米買人も入候方ニ候故、いつ

れ取調之上可申遣、依^而伊八^江も右之心得ニて可取斗意之段、今

朝申含候、

一、湯沢御役屋より御用明ニ付、朝飯後前郷^江罷歸候て両西馬音内寄

郷共売上米員数之段取尋候処、遠方村々之分未夕耽と不致趣ニ

候故、明早朝迄ニ取調可差出申渡候、

一、跡部惣兵衛より六日附之書状相達候、同人・我等兩人ニ^而取扱被

仰付候郡方御備之分御貸附之取立本書帳仕送参り候、

同十日

一、昨日惣兵衛より仕送相達候御備御貸附之分取立本書ニ向ひ候て、

当十四日迄ニ可相届之段今日手紙出[■]

一、明日禮藏御用済一ト先帰宅致候ニ付、米御買上ヶ被成下候義ニ

付取調候処、体ニ寄五百俵も御苦柄願可申上候段申遣し、いつ

れ治定之事ニ不相成候得共、五百俵余ニハ不相成、併明日ニも

相成り一円御苦柄ニ不相成候事も難斗候得共、右五百俵御売上

の願申出候ハ、代金何日頃何処ニテ御渡ニ相成候と申義申遣呉候様、態夫ニテ申遣候、

一、曾右衛門^江御用状を以山田寄郷共院内銀山飯料湯沢^江納候て外ニ迷惑ハ無之義^并岩崎村より■馬舟借用為致候て右弁用候段、且御高割銀帳仕送申候、右帳面具サ相認候分夏中御皆済之節御金藏^江差出置候故、此度ハ纏之帳面ニ致候て差遣候、左之通、

一、文銀平目拾貳貫八百拾貳匁七分四厘

西馬音内堀回村寄郷共

内四貫貳百七拾目九分三厘 去子七月上納

同四貫貳百七拾目九分三厘 同十一月上納

残銀四貫貳百七拾目八分八厘 当丑十一月上納分

一、同銀平目拾貳貫四百七匁八分五厘

西馬音内前郷村寄郷共

内四貫百三拾五匁九分六厘 去子七月上納

同四貫百三拾五匁九分六厘 同十一月上納

残銀四貫百三拾五匁九分三厘 当丑十一月上納分

一、文銀平目拾貫九百八拾三匁九分八厘 山田村寄郷共

内三貫六百六拾壹匁三分三厘 去子七月上納

同三貫六百六拾壹匁三分三厘 同十一月上納

残銀三貫六百六拾壹匁三分貳厘 当丑十一月上納分

一、同銀平目拾四貫九百四拾壹匁三分四厘 下院内村寄郷共

内四貫九百八拾目四分五厘 去子七月上納

同四貫九百八拾目四分五厘 同十一月上納

残銀四貫九百八拾目四分四厘 当丑十一月上納分

文銀^レ五拾壹貫百四拾五匁九分壹厘

同三拾四貫九拾七匁三分四厘 去子年三ヶ式兩度ニ上納

残銀拾七貫四拾八匁五分七厘 当丑十一月上納分

一、大和田熊藏^江御用状を以先頃申遣候下仙道村ニテ不納無之義、村方よりも書載差上候通ニ候ゆへ、取詰御勘定役^江申談呉候様、今日又候申遣候、

一、前郷村與之助女房懷妊之義、去々年中書上候義役頭^江禮藏を以御伺ニ相及候故、当人肝煎彦四郎・筆取武右衛門共御用之外慎之段今日申渡候、

同十一日

一、杉宮村より申出候ハ、本庄御領より若勢差置候処病氣ニ相成、此度同国迄仕送呉候段当人願ニ候間、右案駄送之書付認呉候願ニ候、右当人寺訓往来状持参、伊勢参宮ニ付之文言也、羽州由利郡本庄領鮎川村瑞光寺、当人の名前ハ惣藏、文政十丁亥年十月廿日と有之、依^而左之通相認差遣候、

覚

羽州由利郡本庄鮎川村 惣藏

右当人伊勢参宮ニ罷越、此度帰国途中拙者担処羽州雄勝郡杉宮村ニテ病氣ニ相成、当人願ニ付案駄を以同国同村迄差

遣候故、駅々無滞仕送可申頼入存候、以上、

文政十二年丑十一月十一日

名 印

秋田大沢村より本庄御領鮎川村迄 駅々役人中

一、大和田熊蔵より左之通申来り候故、いつれ明朝可罷越候段肝煎^江申遣候、

〔当九日附〕先日も申上候、役頭御帰之節御見当之笠たは

之事四日附被下候趣申上候处、杭掛稻又ハ下積之分濡稻ニ相成、上兼候分などニハ無之、新町より大沢^江参候左之方ニ当不少笠たは有之耽と御見受被成候よし、急度御吟味被成候様又々可申上との御申ニ御座候、然ル処五日附御念書相達、新町村忠五郎分ニ^而杭掛稻大風之為吹倒され候分笠たはと相見得候や之趣、いつれ村方之不埒筋故、御手内より御呵被成置候趣共委曲申上候处、全左様之紛敷稻ニハ無之、耽と御見受被成候事之よし、乍去御吟味被成候ても不分明ニ候ハ、夫迄ニ御座候と御申ニ御座候得共、又々御吟味御尽被成候ハ、正直形可申上候、右村ニて誰々ハ何日迄笠たはニて其後何日杭掛致候や之事明白致可申、いつれ役頭御見当之处彼是紛敷申出ニては御取示にも相預可申存候俟、又々此度申上候間、猶も御吟味可然奉存候、

一、別啓先日被仰越候下仙道村午年不納有之趣御勘定处より御掛合有之ニ付御吟味被成候处、同年分壹粒も不納無之ニ付、右書載共御仕送ニ付、其段愛沢門兵衛^江掛合候处、同年係之

方^江掛合候处、少シも不納無之村方申出之通ニ相違無之よし、然ハ如何成間違御座候や貴兄御催促之節御談之御勘定役は誰ニ御座候哉被仰下度候、如何様午年之事ニ[■]有之間敷、年違ニも御座候哉被仰下候へハ其方^江掛合可申候、下略、

同十二日

一、熊蔵^江今日新町村笠たは稻之事段々吟味致候处、役頭御帰之節当处肝煎兩人共外ニ堀回村儀兵衛をも御供候て大沢舟場迄参候、依^而右三人共吟味致候处、笠たは稻ハ扱置其節杭掛稻も見当り不申候よし、其翌禮蔵・我等同様新町村^江参り候得共、見当り不申候義一ト通申上候得共、猶又今日新町村肝煎之上篤と吟味候て可申上候義申遣候、猶下仙道村不納之義ニ付誰々催促ニ候哉申越候故、耽とハ致不申候得共、畑江・田中兩人之内かと覺候、左様無之候ても担処之内不納之義ニ付催促候事ニハ可相知候筈也、何分ニも吟味呉候様申遣候、

一、西野源太より松岡村儀右衛門壱郡御追放、肝煎^并長百姓共無残御用農事之外御呵之段申来り、昨日申渡候段今日右為知之手紙ニ有之候、

一、左衛門殿家来井上才蔵・原田織江より先日市之進を以申遣候義左之通申来り候、

上略、此間御紙面ニ付山方市之進御役屋^江差上候处、先頃より被仰入候杉宮百間屋敷之義、地元村^江預不置候事ニては地

形入込二も相成、両村追御苦柄相生間敷共不被申、且又八幡村二^而八畑等不足致菜園等取仕付迷惑之村居二も無之、兎角地元村被差置、他村^江御預二ては地元村迷惑致候義差当旁不順之趣御差含、杉宮村^江預置候様被成度趣一向被仰入之筋等品々承知仕候、扱又右地形之義ハ根元杉宮村^江預置候地形二も無之、貝沢村^江預置候処、其後如何之有之同村より引上候^而差置候、然ハ当春中八幡村より願申出右地形預候て少々たり共此節より地代差出度趣申出候二付、聊たり共益筋有之儀は此節柄之事故、且又一先畑二致候上ハ追々取調之筋も有之沙汰二被為及候、乍去杉宮村之義ハ地元村之事故、高橋十内手元^江同村肝煎催促致、八幡村より願上候訳を以申合、勝手二候ハ、地元村二任可申申合、早々挨拶可申聞申渡候処、其後長々二相成候得共何れ共申聞も無之、是迄差控候得共八幡村よりハ度々願申出候付、秋中願之通申渡候、然ハ杉宮村二ては八幡村二^而願之義承り俄引戻地元村^江御預被下度趣願申出候、甚以遺却千萬根元を取失候次第柄願被申立候訳二無之候、此義御察当可被下候、定て杉宮村よりハ右之次第柄等御手元迄申上間敷候、篤と御勘弁可被下候、且八幡村^江御差紙下開発申渡、専ら此節出精致罷有候へハ、村方気受二相拘り候義ハ別して斟酌致候時節合二も有之候、況杉宮村不埒成願筋取上、一旦預候地形引戻候事等可相成義二可有之哉、能々御勘弁可被下候、尤御手元様よ

り被仰入候義ハ別段之事とは乍申、根元右之次第二有之候得は旦那^江申聞候^江承知被致候御挨拶形可得其意候様無之候間、此段呉々も御承知被下度候、委曲之義ハ紙表へ難申尽追々御役屋^江御出二も候ハ、又々市之進差上候て右之次第柄申上度候、別条無御座右申上度、此段二御座候、恐惶謹言、
丑十一月十一日
原田織江

井上才藏

一、新町村肝煎罷越候故、久府熊藏より申来り二付、又々篤と吟味申渡候処、今晚郷中御百姓共催促、いつれ明朝可申出候趣故、承知差遣候、

一、今晚当処兩人之肝煎堀回村肝煎^并当処長百姓茂助・小走新藏其外役頭御帰之節、駕籠夫・もの持夫共九人都合拾三人催促致候て、役頭先日御帰之節新町村と大沢村之間二笠たは二致置候稲不少有之候よし、其節其方共御供致候事故見当り候筈、右見当り候ハ、其段可申聞、其形有様二可申聞、全ク当り障りを考候ては不宜候段申含候処、いつれも見当不申候由、別^而肝煎三人共右よふ之事二も不相限不調法等之事無之よふ二心附候得共、是以一円二見当り不申趣二て候、

一、新町村肝煎罷越候故、猶も吟味候得共、是又笠たは稲一切先頃迄差置候もの無之、右以前より吟味疾ニ揚仕舞候得共、忠五郎斗式拾八束濡稻杭掛二致置候処、大風雨二^而吹倒候為、若シ右稲之分二ても可有之哉、其外杭掛稻も無之と申聞候故、大沢^江之道

通二作付人壺人限り何百刈之内何月何日より稲刈^江向ひ、何日迄刈済、何日迄二杭掛、其後何日迄二揚済と申義いつれ取調可申出、後日此義相頭候ては不輕次第二相及候故、此節正直形を以申出候へハ何分取扱柄も有之故、此筋相心得候^而篤と郷内吟味可申出候段申合差遣候、

同十三日

一、新町村肝煎昨晚申含候通郷中又々吟味を相尽シ候得共、笠たは稲二致候て先頃迄差置候もの壺人も無之、猶右二付苺人刈稲取調書持参致候故披見申候処、大体十月七日頃迄二揚済候事二有之候、

一、今日久府熊藏・禮藏^江新町村之義段々吟味二相及候処、昨晚より之件々之次第猶又右二付我等手内切之事致度、役頭見当り候事何そ言葉を飭ふしを附候て申上候義も如何敷候得共、全ク以笠たは稲二致置候もの酉年村方取調被仰付候以来稼方格別出精二相成り候為ニハ、只今ニ至り飯料貯之外式拾三拾又ハ四五拾表も夏米払候もの二も相至り、附^而ハ農事不出精之もの有之候へハ、何之為ニて田面^江も出不申居り候と互ニ友吟味致候事二相成、依ては格別酒之上喧嘩或ハ博奕等二付一円御苦柄不申出候は偏ニ稼方^江而已取掛り罷有り候故ニ御座候、何分此義相含候^而深御吟味之義ハ御免被下候様ニ致度旨共二今日具両人衆^江御用状を以申達候、

一、役頭より今晚左之通申来候、

〔十一月十日附〕両度御念書、中略、然ハ長谷川^江式千俵御引向、残り千俵之分御引向方無之ニ付、御迷惑之段先便被仰遣候付、右之分郡方ニて引受候義申上候処、川井・役内之方^江御引向被成候御心組被仰遣承知致候、郡方ニて引受候ても又引受不申候ても宜御座候、湯沢之方ニては米買手不足ニ付、御買上願申立候振合相聞得候故、何程も買立相成り候模様御座候、

一、西馬音内^江役処御普請被成度よし被仰越承知仕候、しかし小生回在致候共雄勝村々見舞等ニ参候義難相成、両西馬音内二限り候事ニ御座候、右心得ニて御心組可被成候入料等之義、太三郎御手伝申上度内々申聞も有之候よし、深切共之事ニ御座候、併自然湯沢之方引揚西馬音内之方本御役屋振合致度心組^而普請等致候ては大違ニ御座候間、其旨能々被仰含被差置可申候、

一、大戸村御取調被仰越候得共、右別紙之分彦左衛門より御引受被成候へハ、悉皆当人之方より大戸村借受相片付候義ニ御座候や、又ハ当人^江此余返済之分御座候や、其義一円被仰越無之、当人諸向借方ニ付郡方^江申断ニ相預候義も有之、彼是苦柄致居候義御存知も有之筈、其上彼は摺りくゝりたるものニ御座候間、第一当人之方御取極第一之義ニ御座候、いつれ御取調可被仰越、其上大戸村御取調御別紙之分も御挨拶二相及可申候、

一、院内駄場御用掛近藤宗治、此度隙明ニテ雄勝・平鹿両郡並木取立御用掛被仰付候、左候得は当人内願相立候間、矢張駄場御用不相変専ら取扱可申御直談可被成候、下略、

一、熊藏・禮藏^江米御買上不被下候^而も都合宜相成り候段申上吳候様今日申遣候、

一、大戸村彦左衛門取扱中之差引立品々相混シ候筋二付、堀回村肝煎儀兵衛当処肝煎幸吉^江立会吟味之義以前より申附置候得共、兩人共御用込不尺取候故、明日ハ無殘可取片付候段又々今朝申渡候、

同十四日

一、院内給人近藤宗治^江昨日役頭より申来り候義具サ手紙を以申遣候、不遠院内^江可罷出、実ハ相招候て可申談被仰下候得共、遠方殊更時節柄ニテ迷惑ニ可有之相考手紙を以申達候、

一、儀兵衛催促、幸吉兩人召寄せ候て彦左衛門催促候て勘定又々吟味為致候、夜中ニ相及右出来候ゆへ、兼^而当人より再応書載を以願申出候通、郡方御備院内・前郷・新町備之分ハ於上ニ御取扱被成下置度、跡々之分ハ如何様手繰致候ても諸銀主より少シも御苦柄等右ニ付不申立義取扱候、偏ニ大戸村之後見被仰付候得共、不行届不取調ニ付却て御苦柄相増候義誠ニ恐入候次第、彦左衛門^并子供・親類之連印を以、右ニ付銀主方より^上江御苦柄よふ之事ニ相成り候時は、如何様被仰付候ても不苦候段書載を以可申出候段為申談候処、畏入候得共只今印居持参不申候ゆへ

明日可差出之願ニ候故、其通ニ承知差遣候、

同十五日

一、今日役頭^江駄送御用状を以左之通り申上候、

一、彦左衛門より昨日書載子供^并親類連印之分今日差出候間差上申候、猶先便仕送差上候帳面^江米錢之員數ハ引合不申候訳ハ、先之分ハ当人後見中ニ仮令ハ八朱二^而拝借、其後当人よりと大戸村よりと返上分書頭シ、殘^江又八朱之利足を積り正ニ返済残り相頭シ候帳面ニ候、此度之分ハ彦左衛門より返済候分斗り引落シ、残りハ八朱なれハ八朱又壹分なれハ壹歩、矢張村方^江拝借之通ニ致シ致申候、

但シ先便仕送差上候調帳ハ八朱二^而拝借、村方より壹分ニて取立候へハ壹分と勘定為致候帳面候、右帳面御熟覽之上ハ御返シ被下度之旨申上候事、

一、此度役処普請之義ハ先便申上候通、太三郎悉皆出来上り迄之分出錢九貫目余ニ候得共、思ひ立候事故取扱可申候趣ニ太三郎申聞ニ御座候、併シ長々病氣未タ出勤も致兼居り候故、右世話方ニ堀回村肝煎儀兵衛・当村肝煎幸吉兩人ニ致度之段内々願ニ候故、今日幸ひ居合候故右申渡候処、兩人共畏入候趣ニ有之候、猶水除之土手土形共村々差上り之人別より人足を差出度之筋二付、此兩様之人足斗之代ハ太三郎より不差出、外之分ハ悉皆当人之出錢ニ相及候故、此段

共今日具サ申上候、且住居^并屋敷合好之義ハ絵図面を以申上候、右之通り普請ニ候得ハ明日ニ御巡覽御泊リニ相成候ても疊等之取替一ト通りニ御用弁ニも可相成、併シ左右之屋敷境^江土手築立不申候て相成間敷候得共、余り太錢之入料ニ相成候故、此節ハ先ツ見合候て追々の事ニ可仕候趣共ニ申上候事、

一、右普請之上春秋御回在ニ相成り候筈、是迄ハ肝煎宅^江御泊り左而己もの事不自由不致候得共、先達^而当役処^江初て御泊之处万端皆以借れ寄候处、其品ニ寄見苦候為相返し又借れ寄或ハ差掛り之手遣ひ、扱は夜具杯之差遣ひ品々之義有之、右之分備置申度候間、無利足五ヶ年割ニ^而貳百貫文拝借被仰付被下度、右之分当処融通居り候もの共^江壹分ニて預置候て、右之利分を以相備申度、若シ御差障之筋御座候ハ、百五拾貫文ニても不苦候得共、相成義ニ御座候ハ、何分願之通御取扱此節拝借被仰付被下度候義共ニ具サ申上候事、

一、右普請出来、雄勝一統之御役屋ニハ不相成、両西馬音内而已ニ相限り候段ハ被仰下候通り最初より其心得ニ御座候得共、猶又申渡候、併シ相成義ニ御座候ハ、仮り御役屋とか之御銘目ニ相成申間敷候哉、何分御賢慮被成下候様申上候事、
一、右普請只今之役処貳百貫文ニ相払、今年普請尻打錢五拾貫文ハ当暮出錢、残百五拾貫文七ヶ年ニ取立、右壹ヶ年ニ貳拾貫文余宛之分、矢張明暮より郷中差上り之者^江壹分位ニ^而

預置、右利分を以春秋御回在御賄歩伝馬尻打ニ致シ、残り之分ハ本江足シ預置、破損手入料之備ニ致候ヘハ御百姓共右役処ニ付一円迷惑無之様ニ可取斗意候事ニ致候、猶長百姓共今年より少々宛も郷備立置候ニ付、手元よりも合力杯之願も申出候得共、未夕相談柄未熟ニ候故、春中迄ニ睨と相究可申候趣ニ候間、其通ニ為致差置候、何辺ニ一統之氣受働方ニも相向候よふニ罷成候間、此氣を取違ひ候ては取戻候事も六ヶ敷被考候間、旁願申上候義御取上被下度、あらまし之義ハ禮藏も心得罷有り候間、御序御聞取被下度候段共具サ申上候事、

同十六日

一、田代村長谷山平兵衛子供喜八郎、先頃親平兵衛名代出府、右は御撫育御備^江調錢千貫文・米貳百俵五ヶ年上納を以差上候付、永三人御扶持・壹代苗字御免被仰付、右御礼当月九日相済罷帰候届ニ有之候、

同十七日

一、曾右衛門より先頃銀山飯料村々より銀山^江直納と、又湯沢納之分と村限り御收納方より為書出候様之義申来り、今日右之取調書仕送候、下院内村寄郷之外ハ無残湯沢届ニ候、
一、於当処寄郷村々催促、寄会之上此度役処普請入料之分悉皆藤屋

太三郎出錢、弥以普請之事ニ相成候、然ハ以来諸御用共ニ右役
処ニ御取纏二ニ相成候時は、村々郷雜用不少掛省り候義、差当
ニ小間居之ものニも不相限一統益筋ニ有之候、依而ハ■々分限相
応ニ水除土手并土形築立之人足御手伝致候ても左而己迷惑と申程
ニハ有之間敷、併シなから迷惑ニても差出不申候へハ不相成と
申筋曾而無之、此義願申上候御手伝申間敷哉と相談ニ相及候処、
少分之人足誰も迷惑と申義ハ更ニ無之、猶又御役処ニ御用御取
纏二之義ニ相成候得は一統無此上も仕合ニ候間、幾重ニも御手
伝仕度候よし、当処肝煎申出ニ候故其義承知致候、併シ只今差
上り之者共より人足出し候事ニ申聞罷歸之上郷中江老錢ニても割
出候事ニては人足手伝ニ不相及、此義如何ニ候哉と取尋候処、
米錢如何様とも融通居り候者ニ老人ニ当り五人七人候得は少シ
も右よふ之事無御座、其人足出兼候程之者ニ候得は只今より相
談ニも相成り不申、何分願之通ニ致度趣故其通ニ可致申渡候、
且ツ当処ニても右之通願ニ候故是又申渡候、

一、水除土手形共此節ハ雪消払当分雪之模様無之、此間ニ築立致差
置度、明日より人足遣ひ之積故、今日ハ日柄も宜候故手初ニ人
足三人ニ土形江取掛為致候、明日より申遣候上村々よりも人足
差出候筈、

同十八日

一、両西馬音内共今日上納人立置候手筈之処、いつ方も渡支二ニ

明日ニ為致候、

同十九日

一、今日より土形築立之人足相詰、

同十九日

一、今日も人足参働候得共、大雨ニ成半途ニ為致相止させ候、

一、今晚山田村より申出候は、昨日同村喜右衛門と申もの湯沢江参り
候処、余り帰も遅ク候間、同人孫賀迎ひニ参り候得共渡支之事
故無理ニ渡守ニ相頼、後刻戻り可申候故一舟渡呉候様申談居候
処、川向ニ松明見得候故、声を掛候得共風高二候間聞得不申候
哉、そこへ松明振り歩行候間、舟を出候処舟縄切如何共渡
候事不相成候内ニ松明見得不申、川ノ中ニ二声三声さかひ候故、
なんとかいろく仕候得共、春中より之洪水ニ如何共渡兼申候、
然ハ当人水死之躰と見得相見得候間、則郷中より人足差出候而只
今迄吟味致候、一向相知不申候得共水死仕候ニハ相違有之間敷
候間、猶又吟味致居り候得共見当り不申候故、右之段一ト通右
届之書載持参ニ候故、湯沢詰西野孫太江其段可申出、猶又死骸見
当り候ハ、其尽差置御当人江申出、御檢使引受候義共具サ申渡候
処、左候ハ、渡明次第二湯沢御役屋江可相届候趣ニ返置候、

同廿日

一、未夕渡支ニ候得共、今朝両西馬音内上納人出府為致候、

一、今晚山田村より申出候は、喜右衛門死骸関口村之もの見当り、湯沢御役屋^江申上候^而御檢使相濟候よし、今以渡支ニ御座候得共、今朝未明ニ小野村別当林之橋渡ニ候^而人を差遣候途中ニ^而関口村より之為知之人と行合、何角関口村ニ^而世話呉候趣之段申出ニ有之候、

同廿一日

一、今日ハ風ニ^而人足遣ひ相止メ候、

同廿二日

一、今年纏堀回村より有米帳三冊出候故請取置候、

一、今朝昼過より柳田步行渡明候段申来り候、

一、今日近村より人足參候故土形之土運せ為致候、

同廿三日

一、仁平禮藏^江有米帳兩冊仕送候内、御收納方^江と役頭^江と差出呉候様申遣候事、

一、田代村與四郎、大久保開之樋破損、又兵衛春中見分未夕被仰渡無之故、右御沙汰承度候段申遣候事、

一、杉宮村長右衛門と申もの、自分もの入を以百間余之水除土手取拵、秋中又兵衛回村之節見分被申候由、右長右衛門より御利附御備之内より年割拝借之願書を以申出候故、願之通拝借相濟候

様申遣候事、

一、当処商人與之助来三月迄三拾金拝借之願先頃申遣候得共、未夕御沙汰無之、是又願之通りニ相濟候様申遣候事、

一、小野村ハ当肝煎ニては如何共可仕様無之、村方より願ハ不申出候得共、是非共外ニ老人不被仰付候ては一体之取示シニ不相成候間、寅松と申者仮肝煎ニ被仰付被下度、禮藏先頃帰宅之節相頼申上候得共、未夕御沙汰無之候故、此義早々申遣呉候事ニ申遣候事、

一、御備御皆済来三月中御役屋ニ^而取纏ニ相成候へハ、此節より之手配も為致可申候故、早々いづれ之義申遣呉候様ニと申遣候事、右六ヶ条外ニも御用筋ニ付今日禮藏方^江御用状を以申遣候、但シ此手紙昨夜中相認、出来候処^江十五日付禮藏之手紙相達左之通、一、與之助拝借之事申上候処、随分宜候得共、御勘定方より御払米代請取候^而より之事ニ可致と御申ニ付、昨日御勘定方^江掛合候処、十六日之事ニ致呉候様三森申聞故、明日受取いづれ之義又々可申上候、

一、小野村之義委曲申上、寅松仮肝煎被仰付候事ニ被御聞届候間御申渡可被下候、村方ニて被悪居り候は高筋等之事ニ^而外ニ悪敷事も無之、氣骨之有之もの故、踏込取扱候当人と申上候間、同人^江も右之段能々被仰含被下候^而是迄之姿ニ^而空敷月日を送候事ニては私之申上候筋も難立候故、此段共被仰含被下候てうんと骨折候様御申附被下度候、

一、懷妊出産御届なしの與之助事、今晚御宅^江とふて罷出候故、其節御相談被成との御申故、追て申上候、

一、横堀村長九郎一村払之处、此度帰村御免、上院内村^江八月廿廿二日より同月廿四日より農事之外御呵之处、全御免ニ被仰渡候間、御申渡源太^江被仰遣、罰帳^江御印奉願候、下略、

右之段親郷下院内村肝煎^江今日御用状を以兩人^并兩村肝煎同道催促可申渡と申遣候、猶湯沢御役屋詰西野源太^江御用状^而兩人御免、今日申渡候故、罰帳^江相印候様申遣候、

一、小野村肝煎^江御用状を以今日申達候は、其村寅松御用有之故、外ニ長百姓之内兩三人同道可罷越、若シ寅松遠方^江罷越候ハ、帰宅次第同道可致之段申達候、

一、田口より当十六日附昨晚相達ス、左之通、

上略、然ハ大山申聞候は、銀山飯料湯沢納分村方之帳面ニ向ひ算を入候処引合不申、七六五之御取立ニ候得共、出高相知れ不申候得は、運減米出不申、依^而別紙之通制限書出候様仕度よし、下略、

高何百石 何村

此出米何拾石

此輕升何拾何石

外ニ

輕升何石何斗 右運減米

一、御金蔵より御高割人指冥加銀御末書帳可差出之段、是又田口よ

り昨晚申来候、

一、右銀山飯料納米之事^并人指冥加銀之御末書帳、当廿七日迄ニ可差出、山田・下院内兩村^江申遣候人指冥加銀之義ハ、両西馬音内^江も申渡候、

但シ御高割銀御末書ハ当御皆済ニ差出置候、

一、今晚田口より十九日附相達候、

上略、然ハ昨十八日御評定処より御催促^而罷出候処、今年村々無御毛見ニ付御賞御祝義旁式百疋宛被下置候段、小野寺桂之助殿・小貫九郎兵衛殿被仰渡候間、此段御伝申上候、且村々^江百疋宛被下置候、此段共御承知可被下候、貴様御分請取候ハ、御宅^江御届可申上候も村方之分ハ回在之節持参可仕候間、左ニ御心得可被下候、

一、二ノ丸御勘定処より催促罷出候処、御担処^江不納、別紙書付を以高橋四方八郎殿申渡故、右書付差上候間御落手可被下候、年中ニ御末書帳取纏候事故、村方御吟味早々被仰遣候様との事ニ御座候間、此段御承知可被下候、

一、五斗米飯御直段四拾式匁五分ニ御座候間、此段御承知可被下候、

一、去戌年無御毛見^而村々^江百疋宛被下候分、貴君御担処何十ヶ村ニ御座候哉、加郷杯之处^江ハ不被下候事なと、同役共之申事也、左候へハ小生担処岩崎村・仁井田村之義ハ岩崎村^江被下候へハ別段仁井田^江被下候事^而有之間敷、右被下方之

義何卒小生担処之義も戌年之通取調書出候様、伊八^江也被仰付、御担処同様ニ取調書早々御仕送可被下候、御手遠ゆへ西野^江申遣候へ、宜御座候得共、万一間違候ては不成候事故、如此御勞煩奉願上候、

一、大山回在来月初二^而宜趣申談置候処、銀山より早々回在之事申来り候とて別紙手紙役処^江相達候故直々差上候、弥以回在遅成迷惑ニも候哉、早々被仰下候様仕度候、依^而大山之書状直々差上候、御覽可被下候、以上、但シ大山より之手紙略ス、

一、西野源太湯沢御役屋詰合、今日左ニ申来り候、

上略、舟之事岩崎村^江申遣候処、貴処様より被仰付候由ニ^而山田村^江遣候段申参候故、御足輕長藏遣候^而山田村より為登候事ニ手配仕候、其詮ハ横堀村橋ハ日々通路往来之事故、山田村より為登候事ニ申遣候、橋損之義ハ久保田^江橋之図迄相認仕送遣候間、左ニ御承引被下度候、

一、山田村喜右衛門水死致候節、三梨村ニも倒死致候者有之、同村^江小生参り、関口村^江青柳様御出御檢使被成候間、左ニ御承知被下度候、以上、

同廿四日

一、西野源太^江昨日田口より申来り候五斗米飯御直段四拾弐匁五分之義^并六郡一統御毛見なしニ付、村々^江金百疋宛被下候付、戌年被下候通り東通之分肝煎伊八^江被仰付御取調可被下、野子担処四拾

八ヶ村書付ニ致差遣、東山通同様早々久府田口^江仕送候様今日申遣候、

一、伊八^江も右之段具サ申遣候、且ツ戌年岩崎・仁井田両村共ニ被下候哉、いつれ戌年之通稻庭・猿半内之分共ニ取調、源太殿^江可差出之事^并銀山飯料村々より相納手狭ニ^而迷惑之段銀山^江申出候付、同処より久府^江申達シ候趣申来り候、定^而其町之藏宿式軒より申立候事ニも可有之、下院内寄郷之義ハ銀山詰合作兵衛より申来、直納に相成候へハ同処ニ^而迷惑之筋ハ無之筈、猶米ハ納次第飯料可相渡之事ニ申来り候、左候へハ其町之藏宿式軒より申出候義ニ被考候、大米式軒ニ^而取扱請取渡之節切表怀有之、余リニ積込村々米混雜候ては村々一ト通之迷惑ニ無之候故、右吟味候て外ニ藏宿之三四軒も別段申附候義ニ可致候趣共ニ今日伊八^江申遣候、

一、田口^江も今日銀山飯料之義申遣候通具サ申遣候、

一、豊年御祝義ニ村々^江金百疋宛拝領之事^并五斗米飯御相場之事、且ツ未年不納之義吟味可致候ゆへ同年分之差上高控^并盆前老紙持参候事共ニ急御用回状を以今日申渡候、猶拝領之金子ハ田口回在之節持参之趣故、其節請取可相渡候故、此段共ニ寄郷中^江も可申渡申達候、

但シ手元担処四拾八ヶ村ニて候、右書付西野^江今日手紙^江封入差遣候、

一、浅舞御役屋^江田処主鈴昨日着之よし、右ニ付左之通今日申来り候、

一、上略、松前〔松浪屋〕喜惣兵衛と申もの、是ハ元と深井出

生之もの^二十七之年より松前^江住居、余程之分限^二相成候よし、此もの参り金引糸植立御忠進願濟、仙北三郡^江往々植度よし^二右場処見分之為、西馬音内・稲庭・猿半内・八沢木・横手・山内^江罷越候^二付、役頭より被仰含候御用筋御座候、委曲儀兵衛催促致申渡し之上差掛り候事故、貴処様へ直々可申上、役頭よりも御書状^二も被遣可申候得共、差掛候事故右之通と之御申^二御座候、具サ之義ハ儀兵衛より御聞取被成下度候、下略、

一、堀回村肝煎儀兵衛明日浅舞御役屋より御催促^二候処、御用込^二も御座候間、名代長百姓之内孫左衛門差遣候て如何^二可有之哉、伺申出候故、其通^二可致申渡候、

一、仁平禮藏より廿一日附之書状今晚相達、左之通、

上略、然ハ其役処御普請絵図面役頭迄被差遣、此間小生被召寄御取合^二御座候、右^二付兼^而御相談仕候節之事も委曲申上候処、生中^二不遠^而御巡覽等有之候ても手狭^二不宜候故、役頭朱書^二被成候通^而御同意^二御座候ハ、早速又々大絵図御仕送可被遣、左候へハ此方より大工被遣候御含^二久保田大工^二付申附、木品等之事も何木何本と申事よりして惣して差積為致候御都合故、早々可被仰遣候、伝馬役処を境内^江立置候義役頭甚御否ヤ之由、役頭御回在之節^二も不限御手元様^二ても他処ものも入込候処^江同様^二二居候事^二ては不宜候故、向ひと申か近処^二被成候事^二別段肝煎共^江も御相談

被仰遣度候、

一、本家萱屋根玄関庇し小口之事^二被仰含候、

一、新町村笠たは稲之事、御紙面之通縷々申上候処、先ツ夫レ^二致可差置場処ハ覺居り候故、明年^二も回在之節取尋候得は相分り候と御申^二て、御取調之書載も不被成御覽御返し^二御座候故差上申候、

一、與之助拝借三拾両御金繰之為メ此表より御渡^二相成候間、為替^二被成候とか又ハ其方より参候者も御座候ハ、夫^江也被仰付候様^二致度候、願之通三拾両相済候得共、右之訳故何れ也御手配之様^二仕度候、御利足ハ定式之通八朱^二御座候〔外共下略〕

但シ同人拝借之事則肝煎幸吉^江申渡候、

一、役頭より当廿日附今晚相達候、左之通、

上略、然ハ御役処御普請絵図被遣候、至極結構御座候得は、被仰下候通明年^二も御巡覽等御座候節御用^二相立候様御心組なれハ御住居も宜無之様、依^而小生存付候処、朱書^二御相談相及申候、禮藏殿より絵図差上候筈、御同道御座候ハ、大工壱両人此方より明年遣し申度、木品付等も申付、此節可為差出候、右入料太三郎差上候段何共深切とも此節より及御沙汰置申候、

一、大戸村一件御取調被差遣被下候通承知致候、併し彦左衛門公錢相片付候上ハ自分借方幾重^二も取扱、向々苦柄申聞無

之様可致段申出、是又承知之事ニ御座候得共、公錢引殘当
人立替米錢之分矢張拾ヶ年也拾五ヶ年位ニも被相返不申候
ては御手元御取扱筋二叶申間敷、依^而御附札御備米三拾石
壹斗今年より五ヶ年と被仰遣候得共、拾ヶ年御延し被成候
^而も不苦候間、彦左衛門^江も矢張相応御返し可被成候、御備
米三口今年切と相見得申候、左候得は明年よりよほと村方
出米も不足仕候故、彦左衛門^江今年ハ拾表也拾五俵也相済
し、明年よりハ拾ヶ年位ニ返済相成候積ニ御座候、

一、與之助妻出產御届無之ニ付、肝煎・長百姓・與之助御呵、
訴書^江認候通、

一、此度松前より罷越候もの仙北三郡ニ^而金引糸取立松前表^江差
向申度之事御注進申立、外産物共違ひ専此方ニ^而相好候事故
承済、昨日出立、第一御担処堀回沢目を目当ニ罷越候、委
曲之義主鈴殿^江御談、十八日方出足、浅舞^江御越、堀回村義
兵衛を以御手元^江も御談致候筈、何とか取立申度ものニ御座
候間、何分御[■]分事、下略、

一、杉宮村彦左衛門義大戸村後見中御備米錢其外諸方より借受、同
村^江立替分左之通、此分ハ彦左衛門[■]大戸村より被返済之口と殘
分を相頭候書付也、

一、〔御備より〕錢百貫文、右ハ文政四酉年彦左衛門大戸村取扱
被仰付、同年無利足[■]ヶ年割拝借被仰付候分、

内式拾貫文宛酉年より子年迄上納、^ノ八拾貫文

残式拾貫文当暮上納切

一、〔御備より〕同百貫文、右ハ同年馬代ニ^而八朱五ヶ年割拝借之分
内同年より子年迄上納^ノ百五貫式百八拾文

残式拾貫文と利壹貫九百式拾文共当暮上納切

一、〔御備より〕米百五拾表、右ハ同年無利足拝借分

内三拾表宛酉戌亥三ヶ年上納^ノ九拾表

殘六拾表、但此内三拾表今年上納御伺相済、

一、〔御備より〕米六拾石、外ニ六石御利米、文政十亥春中壹割
御利付を以拝借之分、

内三拾五石七斗子二月上納、但初五拾表米五拾表ニ而、

殘三拾石三斗、外ニ三石三斗御利米、^ノ三拾三石三斗

此表百拾壹表三升、此分附札を以三拾石三斗ニて御

利足御免、今年より五ヶ年割直ニ願申上候処、拾ヶ

年割ニ而上納不苦候段被仰含申来ル、

一、〔御備より〕米拾五石、右ハ文政十亥年右同断拝借分、

此表五拾表、但此分今年より無利足五ヶ年割と願申上候

処、其通ニ被仰含申来り候、

一、〔前御備より〕同百俵、右ハ右同年同断式割附、

利式拾表、元利^ノ百式拾表、内式拾表亥十二月返済、

殘百俵、外ニ四拾表、子丑兩年利米、此元利^ノ百四拾表

但シ此分子年分利米斗ニ^而当丑年利なし、殘百式拾表無利

足、今年より拾ヶ年賦と御伺其通ニ相究、

一、〔院内駄備より〕錢百貫文、右ハ同斷文政九戌年利壹分五ヶ年割借用分、

利拾貫文元利^ハ百貳拾貫文、内三拾貫文亥二月中返済、
殘八拾貫文、此利貳拾四貫文、亥より丑迄三ヶ年分、元
利^ハ百四貫文、但シ亥子兩年分利足拾六貫文、今年利足
なし、元利^ハ九拾六貫文と成ル、此分当年より拾ヶ年賦
と御伺其通ニ相究、

一、〔新町村備より〕錢百貫文、右ハ右同年十二月中同斷、利壹歩半、
利貳拾六貫六百七拾文、戌十二月より子四月迄之分、元
利^ハ百貳拾六貫六百七拾文、内五拾貫文子四月中返済、
殘七拾六貫六百七拾文、此利貳拾三貫文子五月より丑十
二月迄之分、元利^ハ九拾九貫六百七拾文、但シ此分子五
月より同十二月迄之利足九貫貳百文^江元錢七拾六貫六百七
拾文足シ、元利^ハ八拾五貫八百七拾文此年より拾ヶ年賦、
今年分利なしと御伺、其通相究、

一、錢七拾貫文余、右ハ右同村^江御役屋太三郎より借用分、
此分拾ヶ年賦と御伺其通相究候得共、全ク彦左衛門自分
借用之事ニ付以来除、

一、■五拾壹貫文程、右ハ右同村ニ^而売切代前鄉村孫右衛門より
借用分、今年より拾ヶ年賦と御伺、其通ニ相究、

一、同三拾貳貫文、右ハ右同村見世切代ニて借用之分、今年ニ^而
拾ヶ年賦と御伺、其通相究、

惣錢^ハ三百九拾八貫五百九拾文、但シ元利共、
同米^ハ三百六拾壹俵三升、但シ右同斷、

右ハ彦左衛門大戸村後見中借受立替候分、此外ニ左之通之
差引ニ^而彦左衛門返弁之分有之、此分連も大戸村^江取替候分
なれ共、以来彦左衛門^江返済候て不苦之趣■出候、

一、大戸村と彦左衛門と惣差引左ニ究ル、

一、錢七百拾貫九百拾貳文 大戸村^江立替^ハ高

内百八貫六百九拾八文

右ハ御郡方御備之内酉春中無利足七ヶ年割拝借返上殘
元利^ハ高

同八拾八貫八百七文

右ハ右同斷、酉春中馬代ニ^而八朱五ヶ年割拝借返上殘
元利^ハ高

同八拾貫文

右ハ戌春中院内駄場備之内より利壹分五ヶ年割借用返
済殘元利^ハ高

同七拾六貫六百七拾文

右ハ戌十二月中新町村郷備之内、利壹分半五ヶ年割借
用返済殘元利^ハ高

同五拾壹貫文

右ハ西馬音内前鄉村孫右衛門より亥暮書出表^并等春無尽
掛錢共

同三拾貳貫文

右ハ湯沢町久吉方より大戸村^江仕入見世切代借用仕候分
内ノ四百三拾七貫百七拾五文

差引残貳百七拾三貫七百三拾七文

右ハ私より取替ニ相成候分ニ^而向々^江返弁、以来御苦
柄申上間敷候分

一、米五百貳拾貳表壺斗壺升貳合、大戸村^江取替ノ高
内

一、同貳百四俵壺升貳合

右ハ西春中御郡方御備之内百五拾表、無利足五ヶ年割拌
借返上残元利ノ高

一、同百五拾壺俵

右ハ亥春中御郡方御備之内七拾五石[■][■]返上残元利ノ高

一、同百表

右ハ西馬音内前郷村郷備之内借用返済残

内ノ四百五拾五俵壺升貳合

差引残六拾七俵壺斗貳合 取替

右ハ私より向々^江返済、以来御苦柄申上間敷分

右御備之通之分ハ兼^而奉願上候通、於 御上様御取扱被成下
置度段、又々此度奉願上候処、願之通被仰付難有仕合奉存
候、相残之分ハ私方より銀主其向^江掛合柄も御座候間、以来
毛頭向方よりも御苦柄等曾て不申上候義ニ仕候、是迄大戸

村後見被仰付後品々御苦柄已申上候段偏ニ不行届、不取調
之事共旁恐入奉存候、此上万一右一条ニ付御苦柄ニ相成候
時ハ如何様被仰付候^而も不苦奉存候、為其親類相談之上一札
奉差上候、以上、

文政十二年丑十一月、杉宮村彦左衛門・〔子供〕林藏・〔親
類〕卯右衛門・〔同〕太右衛門・〔同〕和兵衛、右連印之
願書、

一、無利足ニ^而拝借之分、大戸村^江八朱又ハ壺分ニ^而取替ひ候間、依^而
取替通之利足を以彦左衛門より為差出候、

一、右帳面数冊別ニ纏ひ袋^江入置前郷村役処^江預置申候、

同廿五日

一、昨晚役頭より被仰下候義今日左之通申渡候、

前郷村 與之助

急度御呵

右ハ女房懷妊出産共御届不申上候ニ付

同村肝煎・惣長百姓

御用之外御呵

右ハ月々懷妊吟味筆取^江任置候義不埒ニ付

一、筆取武右衛門手内より慎申渡置候処、今日差免し候、

一、役頭より当処役処普請絵図面を以御伺申上候処、右住居不宜候

ニ^而御附札末書入を以被仰下候ニ付、義兵衛・幸吉・太三郎共打寄

相談致候得共、なんと図引候ても不住居ニ候故、依^而義兵衛久府^江差遣、大凡ならず久保田大工巧者之ものか又ハ御大工頭之内^江住居故相頼、直々役頭^江御伺之上住居是ニ^而宜候と御申ならハ、久保田町大工兩人同道、右棟梁ニ致シ可然と相決し其通ニ致候、

同廿六日

- 一、義兵衛明日出府為致候付、今日罷越候故、役処普請御伺形之義具サ申渡候、右ニ付役頭^并禮藏方^江も書状相認当人^江相渡候、
- 一、跡部惣兵衛と兩人ニ被仰付居候御備錢御貸附今年取立分、上納請取候分金ニ^而六兩壹分五百文宛之預式枚ニ^而壹貫文正せん六文、外ニ手紙共義兵衛^江申附候^而御当人^江御渡候様申附差遣候、

同廿七日

- 一、湯沢御役屋詰合西野^江前鄉村御呵之者共賞罰帳^江留置呉候様、今日役頭御書入之書載共差遣候、
- 一、廿四日附曾右衛門より相達、左之通、

一、上略、先日申上候五斗米飯御直段四拾式匁五分之处、本御直段右之通ニ^而居り申候間、此段御承知可被下候、

一、郡方御備高御皆済来寅正中、於御役屋致候事ニ被仰含候間、此段其向^江被仰渡、もし御金屋御皆済等不相済候内ハ相難候事ニても無之候哉、いつれ其筋^江被仰含、正中御役屋^二御皆済相成候哉、早々被仰遣候様仕度候、右之趣役頭被

仰含候故如此申上候、下略、

一、同日附ニ^而禮藏より左之通申来候、右は越中富山薬を売払候ニ付御呵之上御過代被仰付候哉、右上納ハいつ方^江可相納候哉不相知、下仙道分先月中禮藏より右納処相知候迄預置候様ニ付預り居り候処、右申来候、

上略、御製薬処より過料ハ売候者ハ過料被仰付、買候ものハ御免之事ニ相極候由被仰含候間、御序ニ御仕送可被下候、たしか前郷之ものと下仙道之ものハ売候仁と心得候間、如此ニ御座候、下略、

一、山田・下院内両村^江先日回状を以銀山納之本書之事^并未年不納分吟味之義ニ付、今日迄ニ可罷越申達候得共不參候故、今日又々書状を以早々両村共相揃可罷越候段申達候、

一、堀回村肝煎儀兵衛今日出府為致候、右ハ当役処普請之事ニ付役頭^江品々御任之次第有之如[■]

同廿八日

一、昨日田口より郡方御備御皆済之義申来候故、御手元担処之事ハ兼^而右之順ニ仕度申出居り候義、且又五斗米先御直段之通相直り候義ハ御当人御担処^江も今日申遣候、猶御皆済御担処ニ^而差障りも可有之候哉、いつれ有無御地申上候事ニ申達候段今日田口^江申遣候、外ニ銀本書ハ両三日中ニ相究メ仕送可致候趣共ニ申遣候、

一、湯沢御役屋詰西野^江今日申遣候ハ、越中薬払候もの下仙道分金三

歩〔但シ式朱判六粒差遣候〕外ニ当処平兵衛と申もの同断ニ付、五貫文此平兵衛分ハ長沢屋源八^江相納り候哉、又御役屋太治兵衛御預り居り候哉、兩人御吟味之上右三步・五貫文共ニ禮藏殿^江御仕送り被下度、且ツ御備御皆済来正月中於御役屋ニ御取調之処、東山通ニ^而外ニ相難候事も無之候哉、いつれ村方^江被仰遣候上有無之段田口^江直々^江遣呉候段^并五斗米先被仰渡御直段之通り被居置候義、是又東山通^江申渡呉候様ニ申遣候、

一、今晚上院内村肝煎罷越申聞候は、有米帳親郷^江差上候節、私ハ不快筆取^江申附為差出候、年々外ニ相変候事無之候得共、此間吟味仕候処駅場御助成之分引落不申候て差出候、如何共当惑之次第ニ奉存候、此義何とか取扱呉候段申聞候故、右四ヶ親郷分取纏ひ候て久府^江仕送候得は、只今此処ニ^而いつれ之義ハ返答も不相成候故、今年纏ひ堀回村^江罷越候^而明日中纏ひ直シ可相頼、右久府も仕送候^而先ニ差出候分と引替之趣可申遣候趣為申聞差遣候、

一、今日山田下院内共罷越候故、末年御皆済過不納振合帳相認、早々可差出、猶銀山納米本書帳先日申遣候通故、同様可差出厳ニ申渡差遣候、

同廿九日

一、当十七日林役清水強内・吉原五右衛門回山、堀回村昨晚一宿之よし、依^而手紙を以此度当処ニ^而役処を新規普請之事ニ相成候処、右境内数間柵立又ハ杉堀ニ不致候得は不相成、是より山内通御

回山之由相成義ニ候ハ、御引上木之内より三尺回り元木百本運上を以拝領相成申聞敷候哉之段申遣候処、何分見分之上久府^江罷越シ御勘定奉行^江申聞候て右之順ニ可致、少分之事ニ候得は只今御挨拶ニも相成候得共、木数多ク候故、帰宅之上相伺返答之段申来り候故、右ニ付仁平禮藏^江駄送を以右之次第申遣候、実ハ一応役頭^江御耳立之上向方^江可申談筋ニ候得共、差掛り不及、其義若シ役頭ニ^而御差障之義ニ付左様致間敷と御申ニ御座候ハ、則其段清右衛門殿〔禮藏叔父・木山方吟味役〕^江御談一ト通願申立候へ共差障之訳有之、相止メ候事ニ御談被下度候趣申遣候処、禮藏より当廿六日附ニ^而今晚右之返答左之通り申来り候、

上略、御役処普請ニ付板堀^并桧柵ニ被成候ニ付、林役衆^江三尺回より式尺四五寸半迄見分之義御掛合被成候趣加藤〔清右衛門事〕^江取合候所、代錢上納ニ候へハ役処普請ニ付拝領之御例も御座候故、御勘定奉行^江不申上候ても伯父手内ニても取極ニ相成候と申事故、何分其都合ニ被成下度之旨相頼置申候、右之段ハ差掛り候事故御耳立なしニ林役^江掛合候趣共役頭^江申上候処、御承知ニ御座候、中略、弥拝領之事ニ被成候ても宜敷御座候、

一、有米帳ハ御割役処^江と役頭^江差出申候、

一、横堀村橋之事源太より申来り申上候処、近日中大木屋方より見分ニ参り候積ニ御座候、

一、西山内村々手遠之為板戸・障子等之類ニ伐取り候分、是迄

林役衆見分極印を請候得共、以来格別之申合^ニ而肝煎之差図を以伐取、壹ヶ年分帳面を林役^江差出候事ニ極候段、伯父噺ニ御座候、肝煎共より申上候哉、村々ニてはもの入相省ヶ候訳ニ御座候、もし不申上候ハ、義兵衛^江杯御尋被下候て相知可申候、下略、

一、昨晚横堀村肝煎罷越申出候は、先頃之洪水^ニ而往還之橋大破ニ付往来相留、其節西野源太見分候て具サ絵図等被申付差出、其後岩崎村渡舟之内御取り寄せ候て相用ひ罷有り候得共、大石流込、猶又急水之出候川筋時々渡支、且ツ明春水之節ハ流失ニ相成候義も難斗候間、何分此節手入候様ニ仕度候、右ニ付候ては村方迷惑不少之事故、大木屋方吟味役瀧田平次・高橋武右衛門より早々御手当被附置不申候ニては不相成候段村方申出、具サ今日申遣候、

一、有米帳纏ひ直シ、下院内村肝煎持参、猶明日罷帰り候よし故、橋見分大木屋方より近日中見分ニ罷越候段久府より申来り候趣可申伝ひ申含差遣候、

同晦日

一、今日仁平禮藏^江御用状を以拝領木三尺回りより式尺五六寸回り迄百五拾本之事ニ申談吳可申、猶運上之義ハ外山内^并府中と違ひ川筋も御他領^江通り、且又出場も不宜候故、外ニ^而金五両之運上ニ候ハ、式両之運上^ニ而拝領之事ニ致度、右ニ付願等之事ハ何分ニ

も加藤^江相頼吳候様申遣候、未夕儀兵衛逗留ニも候ハ、当人^江一通御取合之上ニ取斗意吳可申、若シ出立跡ニ候ハ、百五拾本之事ニ仕度候段申遣候、

一、有米帳先ニ差出候分間違有之候故、只今仕送り候帳面と御割役^江申談引替吳可申、右ニ付米之繰合も有之候故、いつれニ有無之趣ハ急便ニ申遣吳候段仁平^江今日有米帳共仕送差遣候、

一、西山内松戸障子等之類ニ村々肝煎差図を以勝手ニ伐取り候義早々表向被仰渡候様之次第、加藤^江申談吳候様ニ申遣候、猶又百五拾本拝領相済候ハ、木元見分之節林役より通達之上、義兵衛・幸吉之内右地元^江可差遣候故、林役より野子方^江其節通達候様林役処より申渡候様ニ、是又加藤^江掛合之段共ニ仁平^江今日申達候、

大十二月朔日

一、末年村々不納有之由^ニ而御勘定役高橋四方八郎申聞候段田口より申来り、右書付ニ相向吟味致候処、壹粒も過不納無之、依^而同年分差上高上納帳、右ハ過不納振合一村限り取纏候帳面故、右認方申渡候処、今日四ヶ親郷分共出来請取候、

一、院内銀山飯料下院内・山田両村寄郷共ニ上納之本書、先頃田口より申来候通申渡候処、今日出来^ニ而請取候、

同二日

一、院内銀山飯料本書^并有米帳共横堀村亀松昨日罷越、今日罷帰候故、

右^江手紙封込^江人^江申附、湯沢^江御收納方吟味役大山縫殿右米請取候付差遣候、但シ有米帳ハ先頃仕送候分御割役^江間違差出候段禮藏より申来り、依^而別段大山^江差遣候、

一、未年不納無之二付昨日四ヶ親郷より差出候、同年分之差上高上納帳御勘定役高橋四方八郎方^江御用状^二差遣候、但シ龜松^江申附湯沢^江差出させ候、

同三日

一、仁指冥加銀共之御末書帳両冊今年纏ひ処、堀回村より今日相達候、

同四日

一、川又孝治^江今日堀回村より相達候仁指冥加銀共御末書帳御金藏^江差出呉候様ニ仕送差遣候、

同五日

一、今年纏ひ堀回村より郡方両御備銀穀村々上納本書帳持参請取置候、
一、水沢村より申出候は、同村枝郷之内村沢御百姓與八郎と申者山^江薪柴取ニ参候跡^二家財農具御收納米之分共無殘焼失之段申出候故、
湯沢御役屋詰西野源太^江右御檢使致呉候段、手紙を以今晚申遣候、

同六日

一、金引糸植立之義御忠進申上候松前町人松浪や喜惣兵衛〔本平鹿

郡深井村出生〕と申者、久保田町人伊勢や重右衛門同道罷越候故、兩人^江逢候て右金引糸植立方、猶場処之義共ニ取尋候処、右植立と申候^而矢張麻糸ニ候て製方之違ひ候斗^二金引共麻糸共申候よし、依^而役内・高松其外処々^江罷越、場処共ニ見分候様致度相談候処、今年ハ時節後ニ相成、帰国も余延引ニ相成候ては内通迷惑も有之、且ツ明年ハ越後より右製方巧者之もの多人數取寄、猶其節ハ直々罷出候間、何分実地之義明年見分申度堀回村^江罷出候^而同村寄郷^二是迄麻糸植立居り候村々^江ハ篤と一ト通金引糸ニ仕立候へハ麻糸ニ致シ相払候より利順ニ相成、猶又右製方ニ付明年製シ候もの可差遣之趣共申段度趣^二候、依^而堀回村^江差遣候、右喜惣兵衛考ニハ両三ヶ年中ニハ上三郡^二大凡老万兩価も出候様ニ可相成、直々久保田^二□ニ致候へハ是以久府端々もの^江老万兩代位、都合式万兩位ハ御国^江入可申候よしニ有之候、
一、西野源太水沢村^江昨日之焼失之御檢使ニ参り候よし^二立寄、直々御檢使済候よし^二又々参り、当処^二泊、田口より被相頼候趣^二御毛見なし御祝義^二村々^江拝領之金子手元担処分四拾八ヶ村分持参請取申候、

同七日 今朝より少々雪、此頃■一円ニ雪なし

一、西野今朝湯沢御役屋^江罷歸り候ニ付、両御備銀穀上納之本書帳堀回村より差出候分^并大戸村^二拝借米之内先頃御伺、今年より割直被仰付候義之書付共ニ相渡差遣候、

一、拝領之金子前郷村寄郷共拾三ヶ村分、今昼幸吉^江相渡候、但四拾八ヶ村分^而都合貳貳兩無殘貳朱判を以被相渡候、

同八日

一、大戸村^江横手郡方御足輕重吉取り寄せ、先頃より郷中耆人限り吟味為致候処、今年之上作二候へ共、左之御百姓共当御收納米ニも行届兼、猶明年より銘々分之年賦迎も行立無心元、誠ニ非常可申候様無之趣申出二候、

一、杉宮村彦左衛門、大戸村取扱中不埒之為ニハ莫太郷借相重り、既ニも可相及体ニ付、我等当御役後右吟味取調候処不少郷借と相成、以来彦左衛門より願申立候付、先達^而一ト通申渡出入差引相済候得共、又々此度左之通ニ相究、今日申渡候、

一、錢貳百七拾三貫七百三拾七文 大戸村^江取替品々差引残

内

一、米七拾七表三升

松之助

錢貳貫四百三拾壹文

一、米百三拾七表壹斗三升貳合

八郎兵衛

錢四拾四貫六百四拾五文

一、米拾五俵壹斗六升七合

甚兵衛

錢壹貫貳百文

一、米貳拾八表八合

佐藤右衛門

錢三百五拾四文

米^ノ貳百五拾八表三升七合

此代貳百三拾貳貫三百拾壹文

此貳ツ割百拾六貫百五拾六文

錢^ノ四拾八貫六百三拾文

此貳ツ割貳拾四貫三百拾五文

右貳ツ割^ノ百四拾貫四百七拾壹文

指引殘百三拾三貫貳百六拾六文 立替分

外ニ米六拾七表壹斗貳合

郷勘定過払取替分

右貳タ口米錢取替ニ相成候分此度御憐愍之御取扱を以、右之内当丑暮米拾五表、来寅之秋拾五俵御返付可被下置、殘米錢来ル卯之暮より向拾ヶ年割を以御返付可被下置、乍去右年数中凶作等之節ハ如何様御取扱被成下候^而も不苦奉存候、猶極窮之者^江取替分貳ツ割御切捨被成下候分恐至極ニ奉存候得共、当人共如何様ニも往々取替ニ罷成候節ハ何卒御憐愍を以如何様ニも御取扱被成下度奉願上候、益相窮候義ニ御座候得は、無扨次第二奉存候、其節ハ御苦柄等申上間敷奉存候、何分乍此上御憐愍を以御取扱被成下度奉願上候、以上、

文政十二年丑十二月

杉宮村 彦左衛門 印

親類 太郎右衛門 印

一、右貳ツ割之分ハ郡方と彦左衛門と二ツ損ニ相成り候為ニ有之、此度取調之義ハ役頭^江不申上候^而御内切ニ致差置候、此書載前郷村役処^江差置候、

一、田口より子年分御皆済之節之御証拠草稿仕送り相達候、右田口
回在前御証拠ハ御金藏^江入置候段共申来り候、

一、堀回村肝煎当処役処普請之義ニ付、先月廿七日出府為致、右住
居取り^并大工取寄セ申度事ニ付役頭^江御伺旁ニ差遣候故、今晚夜
五ツ時過ニ大工酉藏と申者、外ニ当人弟ニ弟子壱人、都合三人
連候^而罷歸り候、右酉藏と申ものハ役頭^江出入之よし、

同九日

一、役頭より六日附儀兵衛今朝持参致候、

上略、御役処御普請之義ニ付儀兵衛被差登、委曲承知仕候、
大工呼寄即晚絵図も仕直し両人大工儀兵衛同道罷歸申候、
扱床向杯御注文品々有之、座敷振りも六ヶ敷御座候得共、
可成絵図も出来、何分御熟覧之上思召叶不申候処ハ可被仰
下候、

一、貳百貫文無利足^而御拝借、右利分を以諸道具御備被成度之
事縷々被仰下、至極御心配之御事承知仕候事ながら、かし
錢致右利分を以諸道具備候義も少シ恥敷氣味御座候間、明
春ニ相成可成諸道具御備丈ハ御備錢を以相弁シ可申候、御
苦勞被成間敷候、

一、諸商人株札之義御心付之旨被仰下御尤御座候得共、秋中浅
舞御役屋ニおゐて御申会、取調纏兼罷有候間、取纏ひ次第
又候御相談相及申度候、下略、

一、仁平より同日附相達候、

上略、木品百五拾本之事も相済、右之分義兵衛明日方出立
申上候積ニ御座候、下略、

但シ此度役処普請ニ付塀板其外共ニ用ひ申度ニ付、御引
上木之内運上を以拝領之義林役先達^而回在之節百本と申遣
候得共、外ニ五拾本足、百五拾本と申遣候、

一、堀回村肝煎儀兵衛^江今日村々^江御毛見なしニ付拝領被仰付候、百
疋宛之分拾五ヶ村分共ニ申渡候、

同十日

一、三仙道村々肝煎催促、御引上木吟味致候処、実ハ帳面ニハ三尺
回り三尺五寸回りと村方^江書上置候得共、いづれ困窮之為ハ多分
ニ伐取り、右よふ之木ハ無之候よし、依^而御引上木多ク有之候間、
右之内より吟味致候て三ヶ村ニ^而百五拾本ハ請合有之候趣故、直
々願書為相認申候、

一、杉百五拾本 三ヶ村御引上木之内

内五拾六本 下仙道村

内壱本 四尺回り

同三拾本 貳尺五寸回り

同貳拾五本 貳尺回り

同五拾本 中仙道村

内貳拾五本 貳尺五寸回り

同貳拾五本 貳尺回り

同四拾四本 上仙道村

内貳拾五本 貳尺五寸回り

同拾九本 貳尺回り

右之通此度御郡方御普請御用ニ付三ヶ村御引上木之内御運上御積を以拝領被仰付、普請成就仕候様於私共ニも奉願上候、乍恐三ヶ村連印仕奉願上候、

右之趣、乍恐何分宜様ニ被仰上、願之通拝領被仰付被成

下置度、幾重ニも奉願上候、以上、

文政十二丑十二月 三ヶ村肝煎・長百姓連印也

同十一日

一、仁平^江 駆送を以昨日三仙道村より差出候拝領木之願書今日差遣候、猶可成丈運上ハ相省候様ニ無之候ては可致様無之故、向々^江右之次第能々掛合呉候様具サ申遣候、

一、米千俵御買上被下度候、平俵^ニ九百拾貫文ニ仕候て差上、右代ハ湯沢御役屋御詰合衆^江申遣受取候順ニ可仕候故、此段共役頭^江申上呉候様、仁平^江今日申遣候、

一、大野源蔵〔御評定処御物書、当時^江戸在番〕より当三日之手紙相達候、兼々院内より申立置候及位駅^ニ而継立人馬之義、大野当春中登之節相頼、猶又申遣候処一円二尺々敷無之、道中御奉行^江被仰立候処、御附札を以本駅と被仰渡候段申来り候、追々久府よ

りも御沙汰可有之候趣申参候、扱此義ハ院内ニて積年之心願^ニ而居候、如何様近日中いつれ役頭よりも御沙汰可有之、

同十二日 寒

一、願上候御買上米千俵之代、湯沢詰合西野源太^江掛合候ニ付、今昼食後前郷村より御役屋^江参一泊、此節源太斗ニて外ニ詰合なし、

同十三日

一、御役屋^ニ而昼食、桑ヶ崎村^江罷越候、右は同村困窮之為春中より品々御苦柄願申上候義有之ニ付、御百姓共一統催促之上品々申渡置候次第有之、一泊致候、

一、御買米代九百拾五貫文、両西馬音内より役人兩人罷越、今朝御役屋^江罷越候故、源太^江申談為請取申候、

一、桑ヶ崎村肝煎・長百姓共秋稻仕舞甚遅成候ニ付手内より呵置候処、今晚差免申渡候、

同十四日

一、桑崎村より今朝横堀村^江罷越候、右村之義ニ致候ては一体人氣不宜、内々何角と不堵旁之よふ之事有之、一ト通巖敷申渡置候事有之ニ付回在、猶伐山之義ニ付一円ニ申聞形も無之、村方^江申立候次第相聞得取尋之処、無相違ニ付手内より呵置候処、今日差免候、横堀村往来之橋先達^而之洪水^ニ而破損、往還留、其後岩崎村より

明馬舟借寄為致候^而弁用候處、御普請役伊藤彦右衛門・御大工田名部卯吉先頃より右御手入^二付附添、明日方惣出来之段^而人衆^江罷越候處、咄合^二有之候、

一、前鄉村役處普請^二付、役頭より出入之大工酉藏とか申者弟外^二弟子壺人、都合三人態^二被遣、酉藏棟梁^二可致とて先頃堀回村肝煎儀兵衛同道^二參り候、然ハ最初新庄より八九ヶ年以前此方罷越、御当国大工^二相成候運助と申もの^江料等をも為致候處^江酉藏と申者參り候故兩人棟梁^二申附、木品^二申附候處、久府より罷越酉藏と申者、柱ハ壺丈六尺二重六間七間之通シ、根太^二不致候得は不相成と莫太之事を申聞、細工とも一円棟梁と申候程之大工^二も無之、運助よりハ三四段も省り候者^二候得共、何角運助^二省り候よふ之氣症^二も無之、何之弁ひも無之様^二候へハ熟談之^二由も出来^二相成兼、乍左酉藏返シ候事^二も不相成居り候處、幸^二御大工頭田名部卯吉横堀^江橋御手入附添^二罷越居り候故、今朝見舞候て右前件之次第^二篤と申談、西馬音内^江參候て兩棟梁之者催促之上悉皆之掛りもの其外立ヶ上ヶ之義共^二料呉候得は、双方共無何義相濟候故、何分繰合參り呉候事^二相成間敷哉の段^二篤と内談^二相及候處、無余義筋^二候故何分罷越、地形^并繪図面^二向ひ急度^二料呉可申事^二候故、則其段儀兵衛・幸吉^江田名部悉皆之^二料呉候事^二相賴、明日方可參候故、兩人之棟梁其節呼置、具サ相談候様^二可致趣手紙を以申達候、

一、今晚横堀村^二泊、御百姓共催促之上一体之慎形之次第^二其外品

々、以来万端之義共^二申渡候、右は春中重キ御苦柄引出シ御追放^二相成候ものも有之、其上親郷をも御引上^二相成候事ハ常々一統人氣不宜候為^二ハ相互根を合居り候而已ならず、少シ手下と思ひ候得は肝煎より之申含も何となく犯し候振合之村故、又々御苦柄相生シ候も難斗意^二付、能々心得形之段申渡候、

同十五日

〔院内山中ハ十月末より馬足留^二相成〕〔此節院内村海道之内雪よふ三寸斗も可有之、海道□中通消候、下筋^江ハ馬足立候〕

一、院内村^江今朝より引移駅場勘定為差出候、猶又壺郷共罷越候故、諸御收納銀穀分取尋候上吟味致候處、五斗米代銀而已残候得共、十七日上納人立置候得は其余之分無殘相納候、

一、御毛見なし御祝義^二而^二拝領被仰付候百足宛之分、寄郷之分共肝煎和兵衛^江相渡候、

同十六日

一、下院内村より昼食後山田村^江引移候處、寄郷共無殘罷越、御收納分無殘上納相濟候、御毛見なし御祝義^二而^二拝領之百足宛之分取揃、寄郷之分共肝煎助之允^江相渡候、

一、役頭より十三日附今晚相達候、左之通、

上略、御担處院内村・及位村一件、大利運別紙之通御伺書御附札^二而^二被仰渡候上丸勝^二御座候、乍去前廉より入割品々

有之無殘禮藏殿記録為致差置候間、追^而差上御覽入可申候、

一、右一件勝二相成候得共、追々戸沢様誰さし遣、右一件御斷可致や、又ハ^江戸表^二而^一御留主居掛合ニ可相成や、右等之義片付不申候内ハ村形^江毛頭御沙汰被成候ては不宜候間、必々誰なり少シも御咄被成間敷、極密^二而^一貴様迄為御知致候事ニ御座候、先々御同然大安堵大慶御座候、

一、右一件取扱田代新右衛門金子五百疋献上方、木内平藏^江千疋、大沢^江五百疋、郡方より目錄遣候、右一件為御知申上度取込、早々以上、

一、右別紙左之通、

去月十三日御伺書

右京大夫領分出羽国雄勝郡院内村之手前及位村ハ戸沢大和守様御領分^二而^一御座候、右及位村ハ人馬繼立之場^二は^一無御座候哉、奉伺候、以上、

十一月

佐竹右京大夫内 木内平藏

御附札

書面戸沢大和守領分出羽国最上郡及位村ハ人馬繼立之場^二は^一無御座候事、

十一月

同十七日

一、山田村より前郷村役^江處^江昼以前罷歸候^二は^一御大工田名部宇吉昨日

前郷役^江處^江普請之繪^江圖^江面^江取掛り、万端之相談申候、

同十八日

一、普請之義ニ付宇吉^江相談取調致候、

同十九日

一、藤尾太三郎より書載を以此度前郷村役^江處^江新規普請悉皆当人之もの入を以取扱差上候、右ニ付以来小破等有之候節ハ郡方之備之内也御出錢御入料被差出被下度、其外之義をも有之候得共事長故略ス、右之書載役頭^江差上呉候様仁平禮藏^江駅送を以差遣候、
一、今夕後堀回村^江罷越、同村^二而^一夜食後罷歸り候、右ハ寄郷共御收納銀穀上納吟味ニ付回在、

同廿日

一、御大工田名部宇吉、役^江處^江普請^江圖^江共ニ出来、明日罷歸り候事ニ相極り候、

一、〔十七日附〕今晚役頭より之御手紙相達、左之通、

上略、然ハ御担^江處^江院内・及位之一件、先日極密申上候通右ニ付候ても品々御面談致度、依^而院内村より及位・金山へ内々^二而^一致繼立等相頼候ハ何年以前何程^江と申遣候分^并合^二及位迄賃錢之定御札御写取、来正月五日頃此方^江御着被成候様可被成候、新庄^江正月中旬頃見回役衆之内掛合差遣申候、

猶其節御用之趣御明し不成、松之助御同道可被成候、以上、

十二月十七日

一、〔十七日附〕右之趣ニ付仁平より同日附之手紙多用之事共申来候、左之通、

上略、扱米之事申上候処、三斗入九百拾五文宛ニ御買上之事ニ被仰渡候、

一、杉運上之事伯父^江能々申談候処、いつれ申合下直ニ致シ、其内より木山方より荷人^江少々も呉候様ニも可致と申条故、決して夫ニハ及間敷、申さハ尅人ニ当り式本か三本、多キ処ニて拾本も差出候ハ、■ニ可有之、夫而已ならず前郷^江役処立候へハ山内之莫太潤沢ニ相成候故、随分荷人^江尅文も不被下候由、苦かる間敷と申聞候、■ニ寄り此度は林役遣木分爲致候も難斗よし故、いつれなり共不苦、何分下直ニ上り候様ニと相頼居申候、

一、杉宮村長右衛門拝借之事被仰下、藤田見分致候分故、申上候^而拝借と申候よりハ、御用代之内より拾五貫文被下候事ニ相成、右之段藤田^江申遣、伊八方より御払出可申候間、御申渡御下役へ、新町^江ハ三拾貫文右同断、

一、役頭之御状差上候間御入掌被下度候、如何様貴処様一寸も御帰之様ニ被仰遣候筈ニ御座候、先日申上候及位・院内之事ニ付極内々ニ^而役頭より六ヶ敷事被仰付困り入申候、是御他言而已ならず役頭^江も御咄ハ御免、鳥渡も御帰ならハ其節

拝顔御咄御相談奉待候、下略、

同廿一日

一、高橋松之助^江御用状を以肝煎和兵衛同道ニ^而湯沢御役屋^江可罷出候段申達候、

一、御勘定役高橋四方八郎^江担処村々之内未年ニ相当り不納有之段、先達^而申来り、右吟味之上具サ書載を以今日仕送候、

一、前郷より湯沢御役屋^江今朝罷越候処、田口・大和田詰合、西野ハ御用済ニ^而■■出立、

一、五斗米代銀・人足代銀之御末書帳、暮尅紙御収納方^江と役頭分共、田口^江持参候義申談候て相頼差遣候、

一、富札三百式拾七枚之代六拾五貫四百文、尅枚式百文宛、此金九兩式歩尅朱、六貫八百文替、但シ内小判ニて七両、式歩判ニ^而式両歩、尅朱判尅粒、正錢三百七拾五文共田口^江持参候様申談相渡候、

同廿二日

一、田口御用済ニ^而今日昼以前出立候、

一、仁平^江御用状を以昨日来正月五日頃迄之内一寸可罷帰候段役頭より被仰下、承知仕候趣申上呉候様ニ申遣候、

一、湯沢町医柳玄碩、当秋中施薬之義願上候処、此度願之通被仰付、猶生涯式人扶持郡方より拝領被仰付候、依^而今日担処^江回状を以申渡候、

湯沢町柳玄碩義、雄勝一郡困窮之御百姓共ニ御撫育拝領可
被仰付程之者ハ産前産後共玄碩一代致度旨願ノ上、此度願
之通同人ニ施薬被仰付候間、以来困窮之者懷妊より産後迄
同人^江申聞療治を可請候、尤右願之者ハ肝煎方ニ^而名前・薬
服等書付可被置候、右療治申請候共薬札等致候ものゝ様ニ
心得違ひ之御百姓有之候へハ不宜候故、施薬之筋能々可被
申渡候、此旨寄郷村々^江も可被申伝候、以上、

- 一、高橋松之助罷越候故、正月五日迄ニ出府之義^并肝煎和兵衛^江ハ書
取之書付之段、具サ申渡候处、廿七日迄ニ前郷役处^江持参之趣ニ
て候、

- 一、御大工田名部宇吉前郷役处普請料等之義出来ニて昨日前郷出立、
久府^江罷歸り候、

同廿三日

- 一、昼食後湯沢御役屋より前郷村役处^江罷歸り候、

同廿四日

- 一、前郷村より納入出府ニ付仁平禮藏^江御用状^并別御備^江小野寺桂之助
殿分、西村作兵衛上納分之内、都合金子四両三步式朱と錢拾壹
文差遣候、委曲之義ハ別記ニ有り略ス、

- 一、跡部惣兵衛より今夜中書状相達候、郡方本御備高・御撫育御備
高御皆済帖、正月十五日迄ニ可差出候段、右御備高調御用係菊

地啓左衛門より申来り候趣伝ひ^并桑原玄伯御備之内より五拾貫文
拝借居り候处、同人より被相頼申候消毒丸之代取立候旨仕送候
様段共申来候、

同廿五日

- 一、又七郎殿^江御判紙添ニ^而跡部^江桑原より被相頼居候消毒丸代取立
候分拾貳貫七百八文ニ有之、右之处^江小判ニ^而壹両、貳朱判ニ^而三
步式朱、都合壹両三步式朱、此代拾貳貫七百五拾文差引四拾貳
文過、右之別紙^并御皆済帖正月十五日迄ニ可差出之義、東山通^江
も可相伝之段共ニ申遣候、

- 一、廿一日附役頭より今昼相達左之通、依^而則正月二日出立致候段申
上候、

上略、先頃得御意候と覺申候院内・及位一件ニ付御面談致
度候間、正月五日迄此方御着之様御出足可被成候、其節院
内より及位迄繼立御札御文言御写取御持参可被成候、金山
迄之分賃錢定有之間敷と被存候得共、若有之候も難斗御吟
味可被成候、

- 一、院内より及位^江前度より合力筋之義申聞候年月相分候ハ、御
吟味御持参可被成候、

- 一、松之助出府之義はも先便申上候筈と覺候得共、見回役衆よ
り此度態ニ為申達候、何事近ク拝顔、早々不備、
同廿六日

一、外二御用なし、役処普請之木品吟味致候、

同廿七日

一、廿四日附仁平禮藏より今朝相達候、左之通、

上略、院内村之御取調御用相済候ハ、松之助殿御同道御帰館被成候よし、何分早々御出被下候_而御相談奉願上候、先日
も鳥渡申上候通先輩之同役とか又ハ貴処様ニても被遣度と
色々申上候得共御取受無之、無抛次第二御座候、

一、水沢村與八郎御收納残明年より十ヶ年割上納ニ被仰付候間
可被仰渡候、

一、小野村之事申上候処、惣助訴訟願出候ハ、御免被成候て、
正助・寅松兩人共仮肝煎ニ可被仰渡と被仰含候訳は、本肝
煎之有之ニ夫_江仮肝煎を添候筋無之と申義ニ御座候、其外申
来り候事共ハ略ス、

右小野村之義ハ当十七日仁平迄申遣候訳ハ、寅松を催促候処、
最早何となく騒ぎ模様之よし、然ハ当肝煎惣助ハ兼_而訴訟之義ハ
手内_江も申出候得共、是迄為相勤置候得共、当人事万端不行届、
且又大郷ニ候ヘハ逆も惣助ニては一村之取示不相成候故、段々
人別吟味候処、正助と申者ハ本長百姓も相勤一体正実而已なら
すもの事行渡候方之ものゝよし、乍去困窮猶無筆之よし、依_而惣
助本肝煎ニ寅松仮肝煎ニ被仰付候ハ、宜被考、且ツ外ニ長百姓
之内より年替ニ勘定役相立候て是又可然候段申上候、

一、閨院内村肝煎嘉七郎五ヶ年以前困窮ニ付、元四拾貫文八朱ニ_而拝
借、今年返上切之処折返し願上候処、三拾貫文八朱五ヶ年割ニ_而
相済候段、今日仁平より申来候、

一、函巻村ニ_而当春式拾五貫文今暮元利共返上限ニて拝借之分、六月
中より一村既ニ無残程疫病相煩候為願申上候処、今年より八朱
五ヶ年割返上ニ被仰付候、式拾五貫文之御利足と元之内五貫文
返上之事ニ仁平より今日申来候、

一、東西出高調帳仁平より仕送今日相達候、

一、今日筆取忠右衛門を以湯沢御役屋詰合大和田熊藏_江閨院内村肝煎
折返し拝借、函巻村上納銭之割直シ被仰付候事、東西通出高調
之帳御用状を以差遣候、

一、我等担候処、出高之分ハ当処肝煎幸吉_江相渡候て山田村_江可差遣
申含候、右は貝沢村ニ_而之出高二付、

一、水沢村與八郎先頃焼失明年より拾ヶ年賦上納之義今日親郷肝煎
儀兵衛_江申渡候、

但シ安太郎殿_江組頭より御掛合相済候趣、村方之書載_江組頭之
御筆跡ニ_而御書記し、右ハ御收納米之内焼失致候ニ付、

一、今晚下院内村肝煎・東海村和兵衛、先頃申附候書附取調書持参
致候得共、不文言ニて不相分、且ツ又文政九戌年五月中横堀村
利兵衛肝煎中及位ニて人馬継立之義ニ付新庄御城下_江罷越候節之
掛合柄之次第書載ニ致シ持参候得共、是以不文言ニ_而不相分候故、
いつれ明朝之事ニ可致、猶利兵衛催促不致候得は不相分故、夜

通し態夫を以御用状を以催促二相及候、

同廿八日

一、今昼前和兵衛罷越候故昨晚持参候、是迄及位二^而人馬之義二付、
先年より掛合二相及候次第、且ッ御高札写共二為認置候事共加
筆差図致候、

一、横堀村利兵衛今昼後罷越候故、四ヶ年以前戌年新庄御城下^江参候
節之一件書載を以差出候得共、右取扱方之道行共二不相分候故、
篤と取尋候上二右之案文書認為見置候処、其通り之趣二ハ相違
無之義二候故、認直シ可差出と申渡候処、最早暮六ツ過二も相
成、是非明日昼迄二罷帰り不申候得は如何共時節柄内外致方無
之候故、帰宅之上明後晦日二ハ態夫を以仕送申度之願二候故、
時分柄無扨承知其通二可致、乍併能ク読候様二可相認と下院内
村肝煎^江も能々申含差遣候、

一、高橋松之助^江手紙を以先日來正月三日之出立二^而五日二着候様二
と致候得共、拙者ハ二日二出立致シ申候、御手元何日二御出立
被致候哉、猶役頭よりも又々是非五日二ハ無間違着候義二申來
り候故、右之御心得二^而御出立可被成、猶何日二御立と申義被仰
越候様二と相認和兵衛^江持セ今晚差遣候、

一、小野村肝煎惣助御役御訴訟申出候故願之通御免二可致、跡役肝
煎正助・寅松二被仰付候外二長百姓之内より請払之者兩人立置
可申候、右いづれも催促候^而可申渡筋二候得共、時節柄迷惑二可

有之故、其元二ハ催促可申渡候段、下院内村肝煎和兵衛^江今晚申
附候て差遣候、猶小野村之義ハ見聞之通人氣不宜候而已ならず
次第^ノ二困窮二相成候、随^而ハ不働二相成候故、農事之義ハ不
申及、都^而夜仕事等も格段郷法二ても立置可申、是迄惣助相勤居
り之通二^而何義も打流し差置候様之[■][■]曾^而不相成候故、是等之
義をも正助・寅松^江篤と可申含、猶又請払置候長百姓之^江も睨と
申含可差置、追々ハ回在之上可申渡候得共、此節ハ一ト先其元
より申渡可差置候義とも二和兵衛^江申附、今晚差遣候、

同廿九日

一、湯沢御役屋詰合大和田熊藏より当処肝・煎長百姓^并與之助御呵之処、
御免之段申來候趣伝ひ二付、則其段申渡候、松岡村肝煎・長百
姓御呵二て居り候得共御免、上院内村源兵衛御追放二^而居り候処
帰村御免、右兩村之分ハ熊藏より直々申渡候段共二申來り候、

同晦日

一、横堀村利兵衛及位二^而人馬繼立方之義二付四ヶ年新庄御城下^江罷
越候て取尽之次第柄演説書、一昨日申附候通具サ認メ候て、今
昼前仕送相達候、

一、高橋松之助より手紙「[」]相達候、正月二日出立候段申來
り候、

〈報告〉

企画展におけるDX作戦について

一 関修二

はじめに

当館では開館以来、認知度の向上と利用者増加を目指し、普及活動の一環として企画展を開催している。当館所蔵の明治以降の公文書および藩政期の古文書や絵図等を、年度ごとにテーマを設定して紹介しているものである。

開館から三十年を数える令和四年度は「ぐつとくる古文書LIFE」のテーマで開催した。前半期間と後半期間で大半の展示資料を入れ替え、各期間の初日には担当者からのギャラリートークで展示資料の解説も行った。本稿では、今年度の企画展の開催趣旨を説明するとともに、DX推進に関する試みを紹介する。

一 展示の開催趣旨（展示のねらい）

秋田県公文書館は、「歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供する」^①施設として設置されたが、「その他

の記録」の大部分はくずし字で書かれた古文書である。従って「くずし字」に親しみ、「これを残さなければならない」という理念を県民と共有していく必要がある。本企画展では、くずし字に親しみ、くずし字を読んでみようという気になってもらい、本館の恒常的利用者を創出することを目的とした。

コンセプトとして、①ライト感覚な展示（面白さと奥深さを追求した展示）、②古文書の祝祭空間（にぎにぎしさを醸し出す展示）、③DX推進（MEET・QRコード（株式会社デンソーウェブの登録商標）を使用した展示説明・画像ダウンロード）の三点を掲げた。全体の趣旨で「くずし字に親しむ」ことを念頭に置いているため、古文書に対して親しみやすくなる雰囲気を作り出した。

そのようなコンセプトの中、今回の展示では初めて試みる挑戦が二つあった。一つ目は、古文書の帳簿形式のパンフレットを自分で作成するという、クラフト型パンフレットの試みである。印刷済みのパンフレットの用紙を、作り方に沿って作成すると古文書の形式（前半期間は横帳〔図1〕、後半期間は継紙）のパンフレットが

でき上がる。古文書の形式が体験できるだけでなく、自作であるため思い入れを持って大事にして欲しいという願いもある。中には、知り合いの分も欲しいと持っていつてくれた方もいるなど、手作りにより古文書の雰囲気に触れて親しんでもらえたと感じている。二つ目は、次項で詳述するがデジタル化を意識した試みである。世の中の風潮として、スマートフォン等の通信機器の利用は欠かせなくなってきた。当館においてもデジタルアーカイブやツイッター等で普及・利用を進めているが、展示には導入した実績がなかった。今回の展示では、コンセプトの軸の一つとして掲げること、新しい展示のスタイルを作り出すきっかけとなることを企図した。

二 DX推進

「DX」（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタル(Digital)と変革を意味する Transformation を合わせた造語である。総務省はDXの定義について、「そもそも「デジタル・トランスフォーメーション」という概念は、2004年にスウェーデンのウメ



オ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された。教授の定義によると、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされている。⁽²⁾と述べている。

秋田県では、DX推進計画の策定趣旨について「地域課題の解決を図りつつ、社会経済の変化に対応しながら本県が力強く歩んでいくためには、デジタル技術の活用による社会の変革や新たな価値の創出を図る」⁽³⁾としている。その施策の一例として、県民生活の様々な分野のデジタル化を促進して、デジタル技術の活用により利便性の向上を図ることを提示している。当館の企画展でも、秋田県におけるDX推進の見地から計画を進めた次第である。

続いて、諸機関でのDXに関わる取り組みを紹介する。イギリス国立公文書館の展示手法として、資料をデジタル画像で見せることができるタッチモニター式のビューワーの設置や、展示ケース周辺に掲載されたQRコードを利用者が手持ちのスマートフォン等で読み込むシステムを導入している⁽⁴⁾。これらにより、利用者は資料の詳細や解説などの付加的な情報を見ることができるよう。

近年の博物館や資料館等において、QRコードやAR（拡張現実）の活用例は多くあり、国立公文書館の常設展示等でも導入されている。県内機関においても、秋田県立博物館や秋田市立赤レンガ郷土館等においてQRコードを利用した資料解説を活用し、来館者の利便性を高める取り組みが行われている。従来の展示手法に加えて、デジタル化による付加情報の活用は、近年の社会状況において必要

不可欠な動向であると考えられる。

三 当館の取り組み

今年度の企画展の開催趣旨の中にDX推進を掲げた際に、スマートフォン・タブレット等の通信機器やウェブサイトを活用して、展示をより活性化させることに着眼した。当館の企画展の一番のメリットは、テーマごとの原本や複製、パネル等を間近で見られるという点である。しかし、展示した原本の他のページが見られない、キヤプション（解説）に字数の制限がある、展示会場を離れると展示資料が見られない、などのデメリットもあった。これらをデジタル的な手法により解消することで企画展を活性化し、より魅力的な展示にできないか検討した。そこで焦点を当てたのが、多くの他機関で導入されていたQRコードの活用である。そして、QRコードの利用に付随して、企画展をウェブサイト上でも閲覧可能にすることで、展示会場以外でも企画展を楽しめる「オンライン展示」を想定して計画を進めた。以下、「ぐつとくるDX大作戦」と銘打った取り組みの詳細を述べていくこととする。

① QRコード

まず、QRコードについては株式会社デンソーウェーブ等のウェブサイトにから無料で作成できるため、作成すること自体に困難はな

かった。問題は、解説や画像をリンクさせるウェブページの作成であった。他機関の例を見ると、それぞれの機関の単独ウェブサイトへのリンク、もしくはリンクさせる専用のウェブサイトを作成している機関もあった。当館には単独のウェブサイトがなく、秋田県のウェブサイトである「美の国あきたネット」上に秋田県公文書館のページを掲載している。そのため、新たにQRコード用の専用ページを作成せずに、既存の秋田県ウェブサイト上の当館ページを活用することとした。メリットとしては、新たなページを作成する手間や予算が不要であり、従来のページを活用できる点が挙げられた。しかし難点もあり、作成する一ページごとに申請が必要であるため、合計百件にのぼる展示全資料および関連したそれぞれのページごとに申請手続きを要した点である。また、県機関全体で使用しているページであるため、既定の書式等があり自由にレイアウトすることができない点もあった。しかし、この点は既定の書式で統一して、複雑なレイアウトを避けて作成することで解決した。結果として、既存のウェブサイトを利用することでQRコードによるリンク先が確保できたため、全資料の画像・解説のページを作成することが可能となった。

実際の展示では「図2」のように、展示資料のタイトルラベルの脇にQRコードを載せて展示した。QRコードからリンクしたページの例は「図3」のとおりである。このページで注目したいのが資料画像である。原本展示では、冊子の見開きで一つのページ「図2」

が展示されているため、他ページを見ることができない。しかし、QRコードを利用した来館者は、会場では見られない他ページの画像が見られる。さらに、会場では見られない解説も見ることが出来る〔図3〕。このように、付加価値のある利用方法として認識できると考えた。

会場での展示に、QRコードの利用を加えた際の利点は以下のとおりである（利用者からの声も含む）。①原本展示以外の資料画像も閲覧可能。②画像を手元で拡大・回転して見られる。③画像の保存が可能。④手軽に解説を見られる。⑤スマートフォン等で関連事項を検索できる。⑥ネット利用に長けた若年層の利用につながられる。⑦ウェブページを保存しておけば展示会場を離れても閲覧できる。これらの利用上の利点は、従来の形式の展示では得られなかった点である。

さらに重要な利点として、QRコード業者（デンソーウェブ）のページからアクセス解析が可能な点である。当該のQRコードを読み取ると、展示日ごとのアクセス数を自動で集計するサービズがあり、資料ごとに読み取り数の推移を確認できた。来場者のニーズ



〔図2〕



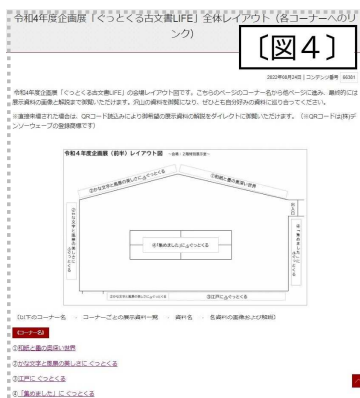
〔図3〕

を知る上で非常に有用なサービスであった。

② オンライン展示

続いて、オンライン展示についてである。現地に来られなくても、また、展示を見終わって会場を離れた後でも、ウェブ上で企画展を楽しんで欲しいという趣旨から計画を進めた。当館はデジタルアーカイブが利用できるが、企画展についてはパンフレットをウェブサイトに閲覧できるのみであった。前項で紹介したQRコードのリンク先と同じページを利用して新たに企画展のページ（オンライン展示ページ）を立ち上げ、いかに企画展の雰囲気味わってもらおうか試行錯誤した。あくまでも会場での企画展がベースとなっているため、まずは会場に入るところを想定して、会場のレイアウト〔図4〕をスタート地点とした。そのページにコーナーごとのテーマ名があり、そこから各テーマにおける資料名一覧〔図5〕、続いて資料ごとの画像・解説ページ（QRコードのリンク先と同一）〔図6〕と辿っていく設定である。想定した順路のイメージは〔図4〕↓〔図5〕↓〔図6〕という流れである。

このように複数のページを辿ることで、展示会場をウェブ上で渡り歩くイメージを楽しんでいただいた。企画展が終了した後もページは残る



〔図4〕

ため、いつでもオンライン展示会場に会場（閲覧）が可能である。

QRコード同様、美の国あきたネットでも閲覧数の確認が可能である。

一日ごとではなく作成時点からの累計のみの数値ではあるが、利用者による閲覧の傾向などが推測できる。また、QRコードの読み取り数と併せて集計することで、視野を広げた分析も可能である。

③ ツイッターの活用

公式アカウントによるツイッターも利用し、準備段階も含めて会期中（八月中旬～十月中旬）の平日ほぼ毎日、展示資料や会場の様子を投稿した。投稿数は四十六件にのぼり、画像に加工して会場やオンライン展示とは違った楽しみ方も紹介した。前述のQRコードやオンライン展示同様、利用の分析（いいねやリツイート、エンゲージメント数等のデータ）も可能である。反応の良い投稿が想定と違うなど、ツイッター上での反応はQRコードやウェブサイトとは違った傾向が見られる結果となった。オンライン展示と同様、会場に來られない方への普及という意味で活用の利点がある。

【図5】

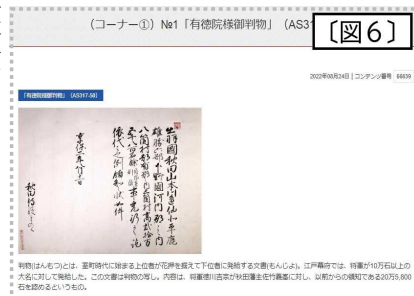
R4年度企画展 展示資料一覧（コーナー①）

展示資料一覧（コーナー①） 古文書のカラチに「く」とくくる

※資料名をクリックすると、資料ごとの画像および解説が表示されます。

区分	No	資料番号	資料名
1	1	AS17-50	御徳院様御判物
1	2	AS17-49	御徳院様御判物
1	3	AS17-14	北家御日記
1	4	AS17-14	北家御日記
1	5	AS17-14	北家御日記
1	6	AS17-14	北家御日記
1	7	AS17-14	北家御日記
1	8	AS17-14	北家御日記
1	9	AS17-14	北家御日記
1	10	AS17-14	北家御日記

【図6】



④ DXの取り組みの成果

今回の取り組みにより、一番の成果として考えられるのが来場者の動向の具体的な数値化である。従来はカウンター機器による来場者数とパンフレット配布数の把握のみであったため、資料ごとの興味や関心の傾向を把握することが難しかった。今回、数値による分析が可能な三種類の取り組みにより、来場者の興味・関心の傾向を把握することが可能になった。また、若年層にとって抵抗のない手法を導入することで利用者層の拡大の可能性も広がった。

【表1】のデータを見ると、会場・オンライン・ツイッターそれぞれにおいて関心の高い資料が違っていることがわかる。利用媒体が違えば関心の種類も変わってくる結果を考えると、利用方法の種類が増えることで、利用者層の裾野を広げる足がかりに

【表1】各手法の集計データ（一部抜粋）

（「総数」内訳：QR…全資料のアクセス数の合計、オンライン展示…全ページのウェブ表示数の合計、Twitter…全投稿のエンゲージメント数の合計）

〔前半展示〕…開催日数28日

項目	総数	1位資料	2位資料	3位資料
QRコード	481	御判物御添目録写(35)	分間江戸大絵図(28)	那波伊四郎家文書群(24)
オンライン展示	4559	有徳院様御判物(174)	御判物御添目録写(129)	北家御日記(125)
Twitter	1088	御上屋敷勤事勝記 二(89)	かくれんぼ(85)	屋敷売買証文(76)

〔後半展示〕…開催日数16日

項目	総数	1位資料	2位資料	3位資料
QRコード	323	天保10亥8月7日院内銀山御女中御出入之図金銀楼成美画(41)	御領知目録写(30)	武家諸法度(20)
オンライン展示	2543	武家諸法度(126)	天保九戊戌年十二月義厚公少将御昇進二付惣御入方取経目録(114)	天保10亥8月7日院内銀山御女中御出入之図金銀楼成美画(84)
Twitter	1018	奥羽鎮撫総督府副総督達書写他(152)	羽州庄内国絵図(114)	大瀧村御入湯御宿割之図写(92)

なると考えられる。また、同一サイトを利用したQRコードとオンライン展示であったため、会場でQRコードを利用した数と、利用しないで直接ウェブを閲覧した数を別個で確認することができた。

企画展そのものの趣旨が普及活動という大前提を踏まえると、利用者の関心の傾向や利用手段を把握することは不可欠であり、展示資料の選定や展示方法の工夫など、今後の企画展を計画する上で大きな成果であったと考えられる。

おわりに

今年度、当館として初めて取り組んだ手法により多くの成果と課題を感じた。オンライン展示に関しては、QRコードからのアクセスを遙かに上回る閲覧数が確認できたため、ウェブによる展示の需要も見逃せない要素であるという発見もあった。また、QRコードについては、注目点やクイズを掲示したもの、翻刻文が見られるものについてはアクセス数が増えていた。特に当館の利用者の大半を占める高齢層は、スマートフォン等の通信機器の利用に対して必ずしも積極的ではない方も多い。ある高齢の来場者に、スマートフォンでのQRコードの読み取りを案内して実際に見ていただいた際、使用方法について自信がなかったので躊躇していたが、いざやってみると簡単だったとの言葉をもらい、その後はご自身で喜んで利用していたことが印象的であった。単に読み取り可能にするだけでな

く、利用に向かわせる掲示や案内の工夫の必要性を感じた。

このように、使い慣れていないがために利便性の高い使い方をしない高齢者も多くいると感じ、日常の生活においても今回の経験をきっかけに通信機器の有効な使用につなげられれば、今回のDX作戦の取り組みの一つの成果になると感じている。また、近年の学校教育では通信機器の積極的利用が進んでいるため、若年層に対しては今回のDX作戦のような手法の方が抵抗なく受け入れられる可能性が高い。そういった意味で今回の企画展は、今後の企画展を含めた普及活動の転機となったのではないかと感じている。

(古文書班 いちのせき しゅうじ)

註

- (1) 「秋田県公文書館条例」第一条
 - (2) 総務省「情報通信白書 令和3年版」第1部第2節2.(1)「デジタル・トランスフォーメーションの定義」
 - (3) 「秋田県DX推進計画」(二〇二二年三月)
 - (4) 「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」展示・学習等ワーキンググループ「諸外国国立公文書館の参考事例」参考史料3(二〇一六年九月二十九日)
- ※〔図1〕↓当館公式Twitterから(二〇二二年八月二十三日投稿)
- ※〔図3〕〜〔図6〕↓当館ウェブサイトから

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/66381> なづ)

活動報告

(令和五年二月現在)

一 展示

○企画展「ぐつとくる古文書LIFE」

前半 八月二十五日～九月二十五日
後半 九月二十九日～十月 十六日

この展示は古文書のおもしろさ、奥深さを余すところなく紹介する目的で実施した。

パンフレットは、前半は横帳、後半は継紙の書式で、しかも観覧者本人が製作するクラフト型を採用。また、観覧者が手持ちのスマートフォン等で展示品のラベルに付いているQRコードを読み取ると、展示解説が表示される最新システムを導入し、好評を博した。

展示室のコーナー設定

〔前半〕

- ・和紙と墨の奥深い世界
- ・かな文字と風景の美しさにぐつとくる
- ・江戸にぐつとくる
- ・「集めました」にぐつとくる
- 〔後半〕
- ・和紙と墨の奥深い世界
- ・「写すんです」にぐつとくる
- ・秋田の美女にぐつとくる
- ・ぐつとくる古文書セレクション

(畑中康博)

二 公文書館講座

○古文書解読講座

館蔵史料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行うことを目的として実施した。全七回、一講座当たりの定員は二十名まで。参加者数は延べ百十一名。

第一回〔初級者向け〕 六月二十四日

家老の日記で学ぶ古文書

～「岡本元朝日記」を題材に～

第二回〔初級者向け〕 六月二十四日

所蔵資料で読む秋田のくらし

～「岡本元朝日記」を中心に～

第三回〔初級者向け〕 七月一日

佐竹文庫に見る幕末・異国船の男鹿来航

～「異人上陸に付届書」ほかを題材に～

第四回〔初級者向け〕 七月一日

戸村家文書に見る秋田戊辰戦争

～AT212.1シリーズ 連続解読～

第五回〔中・上級者向け〕 七月八日

大坂冬の陣、今福の戦い

～「義宣家譜」と「梅津政景日記」～

第六回〔中・上級者向け〕 七月八日

(講師・佐藤 隆)

久保田城下名所めぐり

～「秋府十景」を味わう～

(講師・畑中康博)

第七回〔中・上級者向け〕 七月十五日

御鷹を飼う

～「御鷹方万記録」(山崎1199)～

(講師・金森正也)

初級者向けの第一・二回は、昨年度に翻刻完結した「岡本元朝日記」を教材に使うことで、生涯学習に還元した。初級者向けでは、総体的にゆつくりした進み方、古文書一字ずつの丁寧な解説を行った。中・上級者向けでは、歴史的な背景やこぼれ話、企画展と連携した教材などが受講生に喜ばれた。

○記憶の護り人養成教室

(柴田知彰)

「記憶の護り人」は当館の造語であり、「古文書を読める人」から一步進んで「古文書を整理して護り伝える人」の意味を込めた。単なるボランティアではなく、急速な社会変動で史料散逸の危機にある地域に、古文書を整理できる人材、地域の記憶を護るエキスパートを送り出すことを目指した。

一年目の令和四年度は、古文書解読経験を持つことを受講条件とし定員十名枠で募集を行い、県内各地から九名の男女が応募した。

教室は、古文書班の畑中康博副主幹(兼)主任学芸主事が講師となり、当館三階多目的

ホールで八回開催した。各回の内容は次のとおりである。

- 第一回 五月十二日(木)
午前：開校式、オリエンテーション
午後：史料「昔あふきのおも影」輪読
- 第二回 六月二日(木)
午前：史料「昔あふきのおも影」輪読
午後：岡文庫(追加分) 解説・史料整理
- 第三回 七月十四日(木)
同
- 第四回 八月四日(木)
同
- 第五回 九月八日(木)
午前：史料「昔あふきのおも影」輪読
企画展(前半) 史料解説聴講
午後：岡文庫(追加分) 解説・史料整理
- 第六回 十月十三日(木)
午前：史料「昔あふきのおも影」輪読
企画展(後半) 史料解説聴講
午後：岡文庫(追加分) 解説・史料整理
- 第七回 十一月十日(木)
午前：史料「昔あふきのおも影」輪読
午後：岡文庫(追加分) 解説・史料整理
- 第八回 十二月一日(木)
午前：ISAD(G)(国際標準記録史料記述一般原則)に基づく目録整理法講義
午後：貴重書書庫見学、
IPM(総合的有害生物管理)説明

修了式

輪読の教材「昔あふきのおも影」は、明治期に旧藩士が藩政時代を回顧した記録である。九名の受講生が翻刻を分担し、十一月の期限まで提出。講師が確認・校正の上で『秋田県公文書館研究紀要』第二十九号に研鑽の成果を史料紹介として掲載した。
また、岡文庫は旧秋田藩士岡家の資料群である。受講生で分担し未整理の追加分を史料整理した成果二百六十一点を年度末に公開する予定である。

○出前講座

(柴田知彰)

「公文書館所蔵資料に見る〇〇」をテーマに、県内の団体やグループで行う学習会に講師を派遣し、講座を開催した。

第一回 四月二十九日

【御所野の歴史文化を語る会主催 研修会
秋田市御所野児童センター】

参加者十三人

県政ニュースで見る秋田

昭和30年代の秋田アーカイブス

(講師・桜田慎一郎)

第二回 五月十一日

【秋田の史跡を学ぶ会 秋田市東部市民サービスセンター・いーぱる】

参加者四十七人

公文書館所蔵資料にみる秋田県生涯教育の黎明
(講師・畑中康博)

第三回 五月十二日

【高齢者学級「南星大学」 秋田市南部市民サービスセンター別館(牛島)】

参加者十五人

公文書館所蔵資料に見る秋田市

(講師・桜田慎一郎)

第四回 五月十五日

【横手郷土史研究会主催 横手市朝倉公民館／あさくら館】

参加者二十四人

伊澤慶治収集資料 (講師・畑中康博)

第五回 五月二十日

【東成瀬村教育委員会 東成瀬村ふる里館】

参加者九人

古文書教室 (講師・畑中康博)

第六回 五月二十八日

【大曲史談会 大仙市花火伝統文化継承資料館はなび・アム】

参加者二十七人

公文書館所蔵資料にみる秋田戊辰戦争 (講師・畑中康博)

第七回 五月三十一日

【西仙北高等学校】

参加者二十七人

西仙北地域の歴史

(講師・畑中康博)

第八回

六月十七日

【東成瀬村教育委員会 東成瀬村ふる里館】

参加者五人

古文書教室

(講師・畑中康博)

第九回

六月二十九日

【大仙・仙北地区生涯学習奨励員連絡協議会 大曲交流センター】

参加者五十五人

公文書館所蔵資料にみる秋田県生涯学習

50年史

(講師・畑中康博)

第十回

七月二十二日

【東成瀬村教育委員会 東成瀬村ふる里館】

参加者五人

古文書教室

(講師・畑中康博)

第十一回

九月十一日

【美郷町公民館】

参加者九十九人

『昭和のあの頃』を映像で振り返る

(昭和30～40年代の秋田県)

(講師・桜田慎一郎)

第十二回

九月二十六日

【秋田県地域婦人団体連絡協議会 あきた

芸術劇場ミルハス】

参加者八百人

昭和史の中の婦人会

(講師・畑中康博)

第十三回

十一月十三日

【鷹巣婦人団体連絡協議会

会館】

北秋田市文化

参加者三百五十人

昭和史の中の婦人会

(講師・畑中康博)

第十四回

十一月十三日

【東成瀬村教育委員会 東成瀬村ふる里館】

参加者九人

古文書教室

(講師・畑中康博)

第十五回

十二月十二日

【北家日記解説会 仙北市立角館樺細工伝

承館】

参加者六十二人

勝利の喪失～古文書に見る秋田戊辰戦争～

(講師・畑中康博)

第十六回

十二月十八日

【『能代山本の先人たち』協作実行委員会

能代市文化会館】

参加者八十人

能代の幕末と明治の黎明 (公文書館資料活用)

(講師・畑中康博)

第十七回

十二月二十一日

【飯島塾 秋田市飯島地区コミュニティセ

ンター】

参加者六十二人

公文書館所蔵資料にみる秋田県生涯教育の黎明

(講師・畑中康博)

第十八回

十二月二十三日

【東成瀬村教育委員会 東成瀬村ふる里】

参加者六人

古文書教室

(講師・畑中康博)

第十九回

一月十五日

【井川町婦人会 井川町農村環境改善セン

ター】

参加者百人

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

第二十回

一月二十九日

【北秋田市合川婦人団体連絡協議会 北秋

田市合川公民館】

参加者八十人

昭和史の中の婦人会 (講師・畑中康博)

第二十一回 二月二十二日

【中央ナイスミドルカレッジ 秋田市中央
市民サービスセンター・センタース】

参加者三十七人

公文書館所蔵資料にみる秋田戊辰戦争

(講師・畑中康博)

第二十二回 三月十五日

【市民大学おもしろ講座 大仙市神岡中央
公民館】

ぐつとくる古文書LIFE

(講師・畑中康博)

今年度は社会教育から学校教育、さらに婦人会まで幅広い層に出前講座が展開した年だった。公文書館との接点が少なかった層にアクセスできた貴重な年であり、来年度の開館三十周年に向けて認知度を一層高めることに繋がれば幸甚である。

(柴田知彰)

三 県政映画上映会

○県政映画上映会

昭和三十年～五十年代前半に県が広報のため制作した「県政映画」を大きなスクリーン

でご鑑賞いただく上映会を当館多目的ホールで開催した。全二日間、一日当たり三回の上映で各回定員は二十名。来場者数は二日間合計五十六名。

上映会

八月二十五・二十六日

鉄道開通百五十周年及び秋田駅開業百二十周年を記念して県内の鉄道事情を上映した。また、ミルハスが開業したことから、解体された県民会館の当時の開館行事の様子も合わせて上映した。

(梅田浩彰)

四 研修・協議会等

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

十一月二十五日

公文書・歴史資料の保存と利用について取組みの強化を図ることを目的として、県内各市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を対象に開催した。本年度も新型コロナウイルス感染症予防の観点から、オンラインでの開催となった。

・基調講演

「地方自治体における資料保存政策の促進を図るために」その視点と課題」

アーカイブズ

神奈川県寒川文書館 富田 健司氏
・全史料協大津大会の報告

秋田県公文書館古文書班

副主幹兼主任学芸主事 一関 修二

・秋田県公文書館活動報告

「公文書館講座「記憶の護り人養成教室」について」

秋田県公文書館古文書班

副主幹兼主任学芸主事 畑中 康博

・秋田市事例報告

「電子文書の保存に関する現状と課題」

秋田市総務部文書法制課

課長 本田 徹

近年、公文書の電子化が進んでおり、秋田県においても一部の自治体で導入及び検討が行われている。今後もこの傾向は続き、会議内容にも電子化に関連する情報提供が必要である。また、公文書の電子化に伴う古文書保存のあり方についても、議論になると考えられる。

(梅田浩彰)

○「令和四年度アーカイブズ研修Ⅱ」

二月九日～十日

国立公文書館

(東京都千代田区)

完全オンラインで実施された研修に参加

した。今研修のテーマは、「電子公文書の保存・利用」。秋田県では、令和3年9月より公文書管理のデジタル化がスタートし、数年後には電子公文書の移管が始まる。「電子公文書の保存・利用」の基本的考え方の国際的な潮流や既に移管を行っている国・自治体のルール整備、システム整備の経緯、実施事例等の講義内容は、今後の業務に大変参考となるものだった。

電子公文書の移管は、紙文書が少なくなり作業量が減るという単純なものではなく、長期保存のためのフォーマット変換や公開を視野に入れた管理情報の整備等、今後の課題が明確になった研修であった。

◆研修内容

テーマ・電子公文書の保存・利用

(1)講義①「電子公文書の保存・利用」・基本的考え方・

(2)講義②「国における電子公文書の管理等について」

(3)講義③「国立公文書館における電子公文書の保存・利用」

(4)事例報告①「国立公文書館『電子公文書等の移管・保存・利用システム』の運用と業務について」

(5)事例報告②「北海道立文書館における電子公文書の保存・利用」

(6)事例報告③「神奈川県立公文書館における電子公文書の保存・利用」

(仲谷兵馬)

○第四十八回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国（滋賀）大会

十月二十七・二十八日
ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター

今年度の全史料協大会は、昨年度に引き続きオンラインで開催された。大会テーマは「公文書館条例と向き合う公文書館」認証アーキビストの挑戦」である。二日にわたる大会の内容は次の通りである。

◆【研修会】

アーカイブズのための電子記録入門

・「電子記録の長期保存のための基礎」

金甫榮（公益財団法人渋沢栄一記念財団）
・「大仙市における電子公文書管理システム導入事例と課題」

蓮沼素子（大仙市アーカイブズ）

◆【特別研修会】

認証アーキビストのこれからを考える

趣旨説明・問題提起

・「全史料協における文書館専門職への取り組み」 新井浩文（埼玉県立文書館）
認証アーキビストの声

・「なぜ実務経験が必要か」認証アーキビ

ストに求められること」

柳沢芙美子（福井県文書館）

・「認証アーキビストと公文書管理担当職員」アーキビストの認知度を高めるために」 尾崎泰弘（飯能市立博物館）

◆ポスターセッション

・「アーカイブする市民とともに考える」NPOによるオンライン連続講座に協力して」

平野泉（立教大学共生社会研究センター）
・「教養科目『アーカイブズ入門』という試み」 松岡弘之（岡山大学）

・「アーカイブ資料のオンライン展示継続の課題」京都大学研究資源アーカイブ『展示コンテンツ』の事例から」

五島敏芳・戸田健太郎（京都大学総合博物館）

◆【大会テーマ研究会】

大会テーマ趣旨説明

報告①「公文書管理条例の制定と情報公開制度」 岡部弘（滋賀県立公文書館）

報告②「県公文書館の概要と評価選別」

岡田昌子（滋賀県立公文書館）

報告③「県民に開かれた公文書館に向けて」認証アーキビストに何ができるか」
大月英雄（滋賀県立公文書館）

報告④「滋賀県内におけるアーカイブズの土壌について」近江八幡市の事例から考

えるゝ」 鳥野茂治（近江八幡市総合政
策部文化振興課）

大会テーマ討論会

認証アーキビスト発足三年目、公文書館の
理念と現実、さらに電子文書化という画期に
関して、非対面式でありながらも真摯な討議
が展開された。アーカイブズは社会に必要な
「地の塩」であり、公文書館に身を置く者の
弛まぬ研鑽と情報収集、他館との交流や連携、
そして胸に秘めた熱情によって支えらるもの
である。それゆえ、大会サブテーマと一見矛
盾しそうだがアーキビスト資格の有無に関わ
らず、公文書館に勤める職員にとって全史料
協大会のような機会は必要不可欠と言える。

また、都道府県立公文書館であれば、大会
で得られた知見や情報を市町村に伝達する使
命があると考えられる。大会の要旨は、十
一月に当館主催の秋田県市町村公文書・歴史
資料保存利用推進会議で紹介した。

（柴田知彰）

五 古文書班広報紙「古文書倶楽部」改め

「資料紹介・とっておきの話」

令和二年度末に第百号を発行した「古文書
倶楽部」は、三年度より「資料紹介」・「と

っておきの話」とタイトルを替え、当館広報
紙「公文書館だより」に統合した。日頃の調
査・研究の成果をわかりやすく紹介しなが
ら、当館の所蔵資料をよりよく利用してい
たくという目的は引き継いでいる。館内配布
の他に、閲覧室やエントランスホールに掲示
し、当館ウェブサイトやツイッターでも公開
している。

第四十号「公文書館だより」 六月一日

・【資料紹介】

「岡本元朝日記」

（高田環樹）

・【とっておきの話】

「六句衆」とは何か

（佐藤 隆）

第四十一号「公文書館だより」 十月三日

・【資料紹介】

身近で特別だった鳥「白鳥」

「岡本元朝日記」から

（二関修二）

・【とっておきの話】

秩父宮台覧ラグビー

「秋田中学VS秋田工業」

（柴田知彰）

第四十二号「公文書館だより」 三月六日

・【資料紹介】

岡文庫 令和四年度公開資料

「大正期岡忠精ファミリー
の記憶」

（畑中康博）

・【とっておきの話】

東山文庫

AH三二二・二二七の「書状」

（金森正也）

（柴田知彰）

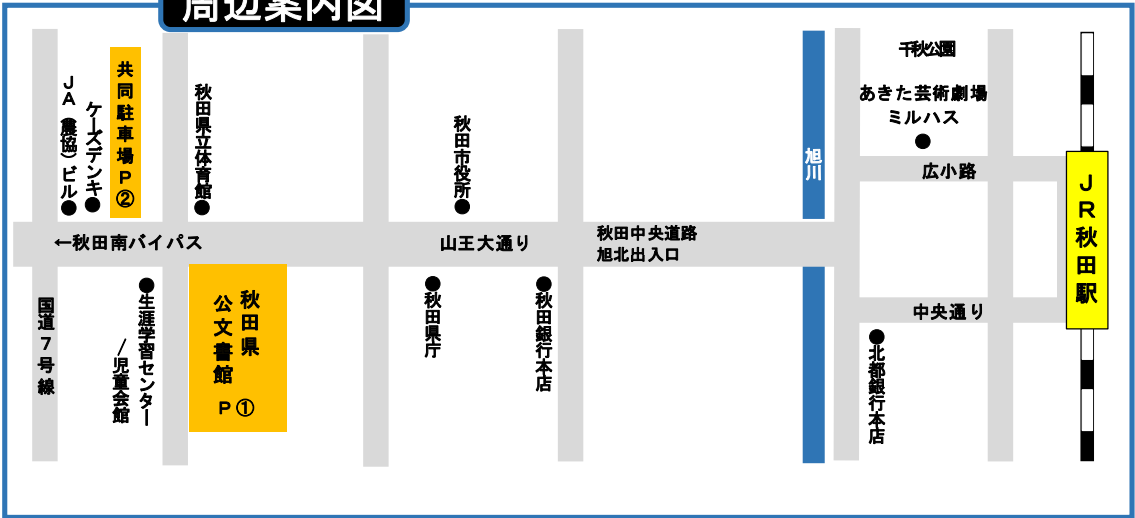
開 館 時 間 (令和5年度)

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜日・日曜日・祝日…………午前9時～午後6時

休 館 日 (令和5年度)

- 毎週水曜日
- 年末年始 (12月28日～1月3日)
- 特別整理期間 (6月8日～13日、12月7日～12日)

周辺案内図



秋田県公文書館研究紀要 第二十九号
令和五年三月一日発行
編集 秋田県公文書館 発行

〒〇一〇〇九五二
秋田市山王新町一四一三一
電話 〇一八(八六六)八三〇二

（題字 寿松木 毅）

HP



E-mail



Twitter

